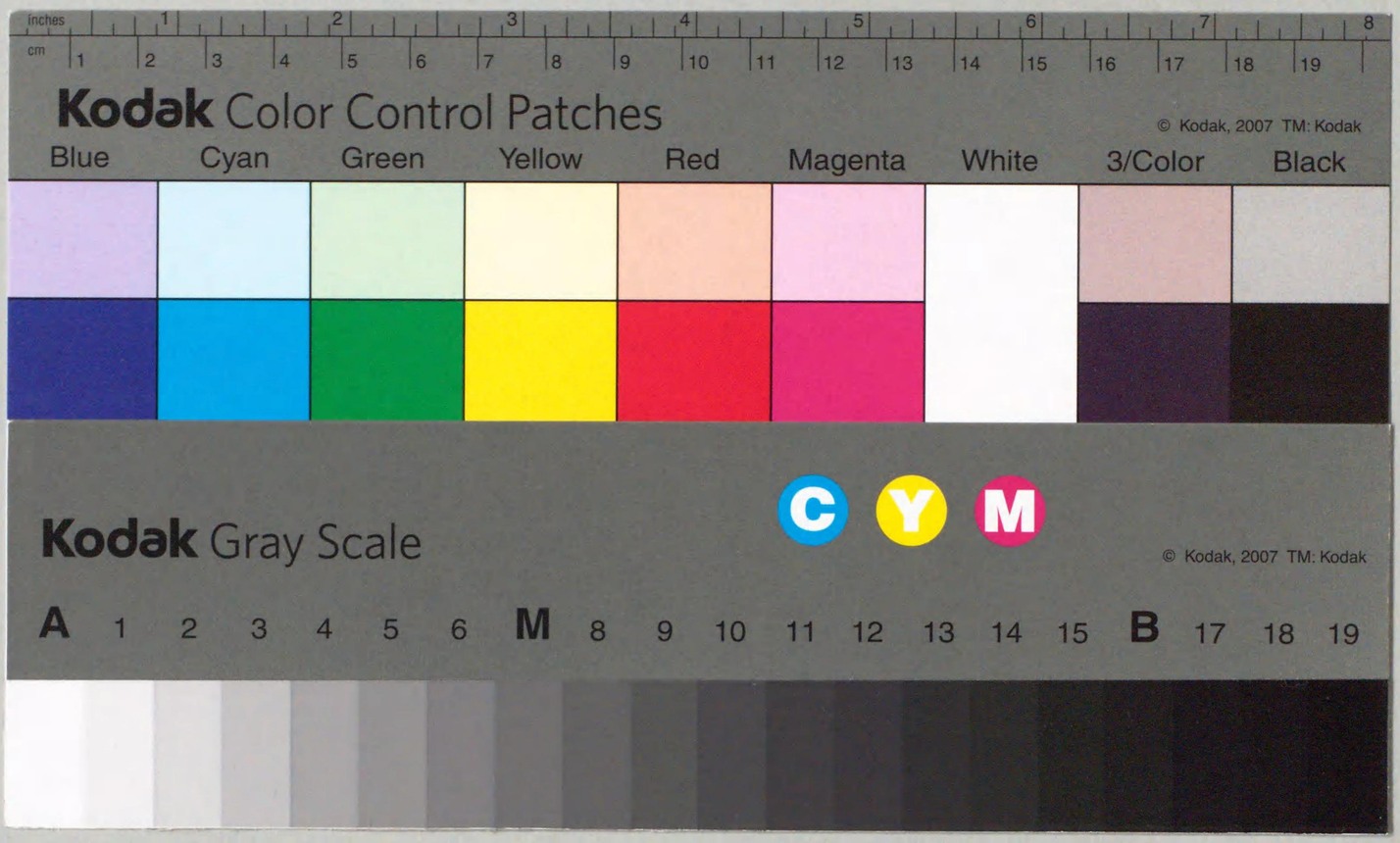
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Y994-J1372

全訂

財政學

法學博士
京都帝國大學教授
經濟學博士
小川鄉太郎
汐見三郎 著

〔第十八版〕

書肆 有斐閣

Y994-J1372

全訂財政學第十八版序

大東亞戰爭が勃發してより第四年を迎え我國財政は決戰態勢の相貌を深く示してゐる。豫算に租稅に公債に全面的の大變化が行はれた點に於て今年は日本財政史上に特に銘記すべき年であつた。茲に本書の全體にわたり改正を加へ第十七版の足らざる所を補ふと共に更に最後に「最近の財政」の一篇を新たに書き加へ以て時局の要求に答へたのである。

昭和十九年六月

國立國會圖書館藏書
I種
W
1200700689968

全訂財政學第十四版序

昭和十六月十二月八日に勃發したる大東亞戰爭は我國財政の上に多くの變化を及ぼした。戰爭直後に起つた新しき財政事實は取り敢へず之を本書第十三版に揭げたのであつた。昭和十七年度に入るや時局は本格的に進展し之に應じて日本財政の相貌も變らざるを得なくなつたのである。豫算は劃期的の大數字を示し、昭和十五年の改革により軌道に乘つた租稅制度に於て增新稅が試みられた。會計法戰時特例と公債政策との關係、臨時軍事費特別會計と食糧管理特別會計の改正も見逃してはならぬ事實である。尙第十三版に於て改め得なかつた部分が少くなかつた。茲に第十三版の足らざる所を補ふと共に新たなる事實を加へて以て大東亞戰爭下の日本財政を明かにせんとつとめたのである。

昭和十七年六月

改訂第十三版序

全訂財政學を公けにしてより既に一年九箇月を經過したが、其間に我國を中軸として世界の形勢は一變したのである。昭和十二年に勃發したる支那事變は擴大の一途を辿り昭和十六年末に至り大東亞戰爭にまで發展するに至つた。紙上に唱はれてゐた大東亞共榮圈を實現する爲めには財政方面にも大なる努力を必要としたのである。第七十六回の通常議會、第七十七回と第七十八回の臨時議會と第七十九回の通常議會によつて一般會計と臨時軍事費特別會計の歳出豫算が急激に膨脹したのは全く其の結果に外ならない。公債の發行と租稅の增徵とが相ついで行はれたのは膨脹經費を支辨する爲めであつた。國力の大躍進と未曾有の大豫算とを調和せしむる所に財政學の新しい構想を必要とするのである。

本版に於て十數箇所を書き改めると共に十七箇所の訂正及正誤を行つたのは、新事態に卽應せん爲めの最小限度の改訂である。根本的改訂に至つては之を他日に讓る事とする。

昭和十七年二月

全訂財政學序

昭和七年に初版を發行してより已に八年を經過した、其の間に我國の財政學界が長足の進歩を遂げたのは洵に喜ばしい次第である。飜つて過去八年間の我國の情勢を見るに、滿洲事變あり支那事變あり頗る多事多難であつた。財政は其影響を受け、經費の著しき膨脹に伴ひ、年々歳々巨額の公債を發行し、日本銀行引受國庫資金支拂超過、國民貯蓄奬勵等の諸方策に依り公債の圓滑なる消化を圖り、更に增收を目標とする稅制の根本的改革を行ふに至つた。平時ならば數十年の歳月を要する變化を僅々二三年の間に經驗し盡したのである。今や昨夏突發したる第二次歐洲戰は世界大戰に發展せぬとも限らぬ勢を示して居り、我國の財政の將來については一段の變化を豫期し得られる狀態にある。

本書が版を新たにする毎に部分的修正を加ふるを以て從來の慣例としてゐたが、我國財政の現狀の下に於ては到底かゝる姑息的修正に滿足する事が出來なくなつた。茲に本書の全般に亘り根本的改訂を施す必要を感じ、全訂財政學を公刊

する事とした。幸にして本書が財政の研究者及び實務家の參考とならば著者の望外の光榮とする所である。

昭和十五年四月十九日

小川鄉太郎
汐見三郎

第六版序

初版を公けにしてより六箇年を過ぎ、第四版を改訂してより三箇年を經たのであるが、過去六箇年間否な最近三箇年こそ我國財政に一轉機を劃すべき重大時期であつた。

著者は政界と學界とにあつて財政の實踐と財政學の研究とに努力してゐるのであるが、この變轉期に當り本財政學の根本思想に何等の修正を加ふるの必要を見ず却つて自信を固くするのを得たのを喜ぶものである。

昭和六年の滿洲事件につぎ昭和十二年の支那事變が勃發し、我國は今や非常時局に直面してゐる。幸にして時代に適切なる財政政策が樹立せられ財政の安全感が保たれてゐる事は我國將來の發展の爲めに意を强うするに足るのである。

全編にわたり大小六十數箇所の改訂を加へたのは、全く新しき財政立法及び財政事情を取り入れた結果に外ならない。

昭和十年三月

第四版序

第二版を發行してより二年以上を經過してゐる間に財政立法及び財政事情に變動が少なからず起つた。茲に全編にわたり二十箇所の大小の改訂を加へ第四版を公けにする次第である。

昭和十年三月

第二版序

初版を發行して茲に一年、財政に關する立法竝に事實の變りたるものが少くない。今や第二版を發行するに際し、是等の新立法新事實を斟酌し、十數箇所に亙り訂正を加へた。而して其の範圍は經費論と租稅論と公債論とに及んである。

尙此書の改訂に際し和歌山高等商業學校の大畑教授が懇篤なる助言を賜はり茲に感謝の意を表す。

昭和八年一月二十五日

序

小川鄕太郎著「財政總論」「租稅總論」は著者の財政學の骨子をなすものであるが、租稅各論、公債論、豫算論等に觸るる所なきが故に、財政學の全部の體系を完成してゐない。勿論、小川鄕太郎著「社會問題と財政」「稅制整理論」「租稅論講義」「公債論講義」「國債整理論等に於ては財政學の各種問題に關する著者の見解を明かにしたのであつたが、或部分は詳細に過ぎ、或部分は簡略に失し、全體の統一がとれない感があつたのである。

我國の財政は世界大戰を中心として目まぐるしい變轉を遂げ、金の輸出解禁で、安定したに拘らず、更に昭和六年末に行はれたる金の輸出再禁止により攪亂せられ、將來の變化に至りては豫斷を許さないものがある。茲に著者の財政學にも修正を加へ財政學全般に亙る著者の統一的體系を完ふする必要に迫られたのである。これ本書の生れたる所以である。

本書の目的は財政學に關する烏瞰的研究であるから、往々にして論じて盡さざ

る所のあるのは免れ難い所である。唯著者は本書を以て著者が過去數十年の間に學界及政界に行つた研究に對する一應の報告を社會に送ると共に、今後繼續する著者の財政學研究の出發點としたいのである。若し讀者の懇篤なる示敎を得て著者の見解を訂正し更に著者の將來の研究を啓發するを得ば望外の幸である。兩著者は京都帝國大學に於て師弟の關係にあり、今や政界と學界とに分れてゐるが、共に財政學の研究に努めてゐる。本書を著はすに際し互に論議を盡したが、出版期日に迫られて推敲足らず、著者の意に滿たざる點少くない。政界及學界に於ける努力に基き完成を他日に期したいのである。

昭和七年一月九日

小川鄉太郎
汐見三郎

目次

緒論……一
第一章 財政……一
第一節 財政の意義……一
第二節 財政と個人私經濟……四
第三節 財政と國民經濟……八
第二章 財政學……一二
第一節 財政學の本質と研究方法……一二
第二節 財政學と他の學との關係……一六
第三章 財政學の發達……一九
第一節 重農學派及び正統學派の財政論……一九

第二節　十九世紀に於ける財政學の獨立……二一
第三節　最近の財政學書……二五

第一編　豫算論……三五

第一章　總論……三五
第一節　豫算の意義……三五
第二節　豫算と財政計畫……四〇
第三節　豫算の發達……四二
第四節　豫算の體樣……四五
第五節　豫算の政治的經濟的意義……四九
第二章　豫算の種類……五一
第一節　豫算の原則……五一
第二節　總額豫算と純額豫算……五二
第三節　總豫算と特別豫算……五三
第四節　本豫算と追加豫算……五八
第三章　豫算成立の徑路……五九
第一節　豫算の編成……五九
第二節　豫算の提案……六四
第三節　豫算の議定と公布……六五
第四節　不成立の場合に於ける施行豫算……六七
第四章　豫算の實行……六九
第一節　歳出豫算の實行と歳入豫算の實行……六九
第二節　豫算超過及び豫算外支出……六九
第三節　歳出節約の實行豫算……七二
第五章　決算……七三

第六章　國家豫算と地方豫算……七六

第二編　經　費　論……八三

第一章　國家の目的竝に其の發達……八三

第一節　現今國家の具體的目的……八四

第二節　國家の目的に關する學說の變遷……八七

第三節　國家行動範圍の擴張……九一

第二章　經費の組織……九三

第一節　憲　法　費……九五

第一款　元首に關する經費……九五

第二款　議　會　費……九六

第二節　政　務　費……九六

第一款　國　防　費……九七

第二款　法　務　費……一〇〇

第三款　福　利　費……一〇一

第四款　文　化　費……一〇八

第三節　財　務　費……一一〇

第四節　文治費、國防費、公債費……一一一

第三章　經費の物體……一一五

第一節　物　件　費……一一五

第一款　物件費の種別……一一七

第二款　物件獲得方法……一一七

第二節　人　件　費……一一八

第一款　人件費の種別……一一八

第二款　俸　給　費……一一九

第一項　在職俸(二三)　第二項　非職俸(二三)

第三節　移轉的經費……一二三

第一款　年金及恩給費……一二四
第一項　狹義の恩給(一三五)　第二項　扶助料(一三六)
第二款　補助費……一二七
第四章　經費の伸縮……一二九
第一節　經常費と臨時費……一二九
第一款　經常費と臨時費との區別に關する學說……一三〇
第二款　臨時費の種別……一三三
第二節　確定費と自由費……一三四
第五章　經費の地方的配分……一三九
第一節　本國費と植民地費……一三九
第二節　中央費と地方費……一四二
第一款　中央費と地方費との限界……一四二
第二款　我國の中央費と地方費……一四五

第六章　經費の原則……一五〇
第七章　經費膨脹の法則……一五六
第三編　收入論……一六三
第一章　收入の組織……一六三
第二章　私經濟的收入總論……一六八
第一節　私經濟的收入の利害……一六八
第二節　私經濟的收入の限界と事業の收益性……一七一
第三章　財産收入……一七九
第一節　動産收入……一八〇
第一款　基金資金の種類……一八〇
第二款　配當金……一八四

第三款　利子……一八五
第二節　不動產收入……一八七
第一款　官有地收入……一八七
第二款　官林收入……一八七
第四章　企業收入……一八七
第一節　鑛業收入……一八八
第二節　工業收入……一九一
第三節　商業收入……一九二
第一款　銀行業……一九二
第二款　郵便貯金竝に大藏省預金部……一九五
第四節　交通業收入……一九六
第一款　官鐵道收入……一九七
第二款　船舶業……一九八
第三款　郵便、電信、電話收入……一九八
第五節　保險業收入……二〇四
第五章　專賣事業收入……二〇七
第一節　專賣事業の目的及び特質……二一〇
第二節　我國に於ける專賣事業……二一〇
第六章　政務收入……二一一
第一節　手數料……二一一
第一款　手數料の本質……二一七
第二款　手數料の高……二一九
第三款　手數料の發達……二二一
第四款　手數料の賦課徵收……二二一
第五款　手數料の組織……二二五
第六款　手數料の收入……二二六
第二節　使用料……二二七

第一款　使用料の本質竝に高……一二七
第二款　使用料の組織と收入……一二八
第三節　受益者分擔金……一二九
第一款　受益者分擔金の本質……一三〇
第二款　受益者分擔金の課徴方法……一三二
第三款　受益者分擔金の發達……一三二
第四節　違法金……一三五
第七章　國家收入と地方收入……一三七
第四編　租稅論……一三九
第一部　租稅總論……一三九
第一章　租稅の本質……一三九
第二章　租稅の根據……一四三
第一節　公需說……一四八
第二節　交換說……一四九
第一款　本來の交換說……一四九
第二款　保險說……一五一
第三節　最近の學說……一五三
第三章　租稅の最高原則……一五五
第四章　租稅の國民經濟的原則竝に租稅の國民經濟に及ぼす影響……一五八
第一節　稅源の選擇……一六一
第二節　租稅客體の選擇……一六一
第三節　租稅主體の選擇竝に租稅の轉嫁……一六二
第一款　租稅主體……一六二
第二款　租稅の轉嫁……一六三

第三款　租稅の償却……二七八
第四節　租稅の程度……二八〇
第五章　租稅の社會的原則竝に租稅の配分……二八七
第一節　普遍の原則……二八七
第一款　普遍の原則の意義……二八八
第二款　內國人と外國人との間の普遍の原則……二八八
第三款　法人と個人との間の普遍の原則……二九〇
第四款　植民地と本國との間の普遍の原則……二九三
第二節　平等の原則……二九六
第一款　平等の原則の意義……二九八
第二款　平等の原則の適用……二九八
第三款　累進稅……三〇一
第一項　累進の意義（三〇四）　第二項　累進稅の根據（三〇四）　第三項　累進の適用（三〇八）
第四項　累進の方法（三〇九）
第四款　差別稅……三一一
第一項　財產重課殊に收益重課（三一二）　第二項　不勞利得重課（三一五）
第五款　最低生活費の免稅……三二〇
第六款　奢侈重課……三二三
第七款　個人的事情の斟酌……三二六
第八款　實質的二重課稅の回避……三二八
第三節　適法の原則……三三四
第一款　適法の原則の意義……三三四
第二款　逋稅鬪爭……三三六
第四節　確實の原則……三三七
第六章　財政的原則……三四〇
第一節　財政政策的原則……三四〇
第一款　充分的原則……三四〇
第二款　彈力的原則……三四一

第二節　稅務行政的原則……二四九
第一款　便宜の原則……二四九
第二款　經濟的徵稅の原則……二四七
第七章　租稅の減免……二四五
第一節　租稅の減免の意義……二五一
第二節　租稅主體に關する不課稅……二五一
第三節　租稅客體に關する減免……二五二
第四節　臨時的の租稅減免……二五五
第八章　稅制の組織……二五八
第一節　單一稅論……二五八
第一款　單一稅論の發達……二五八
第二款　單一稅論の批評……二六一
第一項　單一稅論に對する總括的批評（二六二）
第二項　單一稅論の諸說に對する箇別的批評（二六五）

第二節　複稅制度の組織……二六八
第一款　史的稅制の發達……二六九
第二款　學理的稅制組織……二七四
第一項　稅制組織の要件（二七四）　第二項　稅制の組織分子たるべき租稅（二七五）
第二部　租稅各論……二八〇
第一章　收得稅……二八〇
第一節　收得稅概論……二八〇
第二節　所得稅……二八四
第一款　所得稅の特質……二八四
第二款　分類所得稅と綜合所得稅……二九〇
第三款　法人稅……二九四
第四款　戶數割と市町村民稅……二九六
第三節　收益稅……二九九

第一款　收益稅の本質……四〇〇
第二款　地　　租……四〇一
第三款　家　屋　稅……四〇四
第四款　營　業　稅……四〇八
第五款　資本利子稅……四一一
第四節　財　產　稅……四一三
第五節　特別收得稅……四二二
第一款　超過所得稅……四二二
第二款　動的財產稅……四二四
第一項　相續稅(四二四)　第二項　財產增價稅(四二八)
第二章　流　通　稅……四三三
第一節　流通稅概論……四三三
第二節　財產流通稅……四三八
第一款　財產流通稅の組織……四三八

第二款　不動產取引稅……四三九
第三款　資本取引稅……四四一
第一項　證券發行稅(四四二)　第二項　有價證券取引稅(四四四)　第三項　取引所取引稅(四四五)
第四款　一般取引稅……四四六
第五款　運　送　稅……四五二
第六款　廣　告　稅……四五三
第三節　價格流通稅……四五四
第一款　文書稅(印紙稅)……四五五
第二款　登　錄　稅……四六一
第三章　消　費　稅……四六六
第一節　消費稅概論……四六六
第二節　直接消費稅……四七七
第一款　住　宅　稅……四七八
第二款　狹義の奢侈稅……四七九

第三款　娯樂稅……四八〇
第三節　內地消費稅……四八二
第一款　必需品稅……四八二
第一項　穀物稅(四八三)　第二項　肉稅又は屠殺稅(四八三)　第三項　鹽稅(四八四)
第四項　醬油稅(四八五)　第五項　點燈稅、揮發油稅(四八五)
第二款　嗜好品稅……四八六
第一項　酒稅(四八七)　第二項　酒稅以外の飲料稅(四八八)　第三項　煙草稅(四八九)
第三款　應分消費稅……四九〇
第一項　砂糖稅(四九一)　第二項　織物消費稅(四九二)　第三項　其他の應分消費稅(四九二)
第四節　關稅……四九三
第四章　國稅制度と地方稅制度……四九六
第五編　公債論……五〇一
第一章　緒論……五〇一

第一節　收支の均衡……五〇一
第二節　經費支辨方法に關する原則……五〇三
第三節　剩餘金……五〇五
第四節　不足金……五〇七
第一款　金庫不足……五〇七
第二款　眞正不足……五〇九
第二章　公債の本質……五一二
第一節　公債の意義……五一二
第二節　公債と私債との別……五一三
第三章　公債の發達……五一五
第四章　公債理論……五一六
第一節　悲觀說……五一六
第一款　政治論者の公債觀……五一六

第二款　正統經濟學派竝に其當時の公債觀……五四八
第二節　必要的害惡說……五五一
第三節　樂觀說……五五二
第四節　結論……五五四
第五章　起債と他の支辨方法との選擇……五五六
第一節　起債と租稅との選擇……五五六
第一款　經費の經濟的效果より觀たる選擇……五五六
第一項　經擇的臨時費支辨方法としての選擇(五三七)　第二項　非經濟的臨時費支辨方法としての選擇(五三九)
第二款　經費充實資源の經濟的效果より觀たる選擇……五六一
第三款　戰費支辨と起債租稅選擇の程度……五六六
第二節　非常準備と起債との選擇……五七五
第六章　公債の組織……五八五

第一節　流動公債……五五七
第一款　政務公債……五五七
第二款　財務公債……五六〇
第一項　銀行債務(五六〇)　第二項　短期證券(五六一)　第三項　紙幣の發行(五六二)
第二節　確定公債……五六三
第一款　有期公債……五六三
第二款　永遠公債……五六七
第七章　起債行爲……五六九
第一節　强制公債、愛國公債、任意公債……五六九
第二節　起債行爲の前提……五七一
第一款　公信認……五七一
第二款　金融市場……五七三
第三節　起債條件……五七五
第一款　利率……五七五

目次

第二款　發行價格……五七六
第三款　償還期限と据置期限……五七八
第四款　券面種類……五八〇
第五款　利拂期……五八〇
第六款　支拂貨幣竝に支拂地……五八二
第四節　公債の發行……五八三
第一款　登錄公債と證券公債……五八三
第二款　公債發行方法……五八五
第一項　公募（五八六）　第二項　賣債（五九一）　第三項　中央銀行引受（五九二）
第四項　政府筋引受（五九三）
第八章　公債の管理……五九四
第一節　公債の借換……五九四
第一款　借換の意義竝に借換の發達……五九四
第二款　低利借換の前提……五九八
第三款　低利借換の利害……六〇一
第四款　低利借換の方針竝に手段……六〇三
第二節　公債の整理……六〇五
第一款　公債整理の意義……六〇五
第二款　組換整理……六〇六
第一項　政務的流動公債の組換整理（六〇七）　第二項　財務的流動公債の組換整理（六〇七）
第三款　單純整理……六〇九
第九章　公債の消滅……六一一
第一節　公債の取消……六一一
第二節　公債の償還……六一三
第一款　公債償還の意義竝に當否……六一三
第二款　公債償還制度……六一三
第一項　減債基金制度（六一七）　第二項　自由償還制度（六二六）

目次

第三款　公債償還の時期及び方法……六三〇
第十章　我國の公債と其の消化……六三三
追補　最近の國家財政……六三九

緒論

第一章　財政

第一節　財政の意義

財政學は財政に關する學である、故に財政學の意義を明かにせんとせば先づ財政の何たるかを詳かにせねばならぬ。

一人の此の世に在るや決して孤獨なるを得ない、必ずや相集つて團體生活を爲す。然し人の集まるに從ひ、又相互に衝突し鬪爭するを免れない、故に社會發達の初めに於て大家族團體成立するや、秩序を維持する爲めに家父は命じ、家族は之に從ふ。其の膨脹して部落を成し進んで他の部落と鬪爭するや、强きは弱きを征服し强者は治め弱者は從ふ、是に於て權力を生ず。斯の如く權力によりて支配する共同團體を權力團體又は政治團體と云ひ、權力團體の最も發達したるものを國家とす。

國家其他の權力團體は自然に發達せるものであるが、今日に於ては人類共同生活の上に缺くべからざるものとなつてゐる。されば國家其他の權力團體を維持し發達せしむるは人類共同生活の要求と云はねばならぬ。國家其他の權力團體は社會の安寧秩序を維持し、團體員の福利を增進し、文化を進捗せしむることを其の職分としてゐる。此の職分は國家其他の權力團體を組織する團體員より見れば共同に期待する願望である、故に學者は經濟的に說明して、之を共同欲望又は集合欲望（Gemeinbedürfnis, Collectivbedürfnis）と云ふ。

二　國家其他の權力團體は此の共同欲望を充たさねばならぬ、而して此の共同欲望を充たすには、常に人の勞働と財とを要す。人の勞働と財とを得る方法は三つある、個人が任意に無償に之を提供するものが其の第一であり、國家其他の權力團體が契約により報償を與へ之を獲得するものが其二であり、國家等の强制によりて徵收するものが其三である。

任意無償の方法は古代に於ては之を見ることが稀である、自治團體の名譽職に手當を給する如き、名義上は無償であるが其の實は有償である。既に人の勞働を使用するにも有償とする以上は、國家は之が爲めにも財を獲得せねばならぬ。

國家等が共同欲望を充たすには先づ財を獲得せねばならぬ。而して財を獲得するは之を使用するが爲めであり、之を獲得し之を使用するには又一定の道によりて管理せねばならぬ。斯の如く國家等が其の共同欲望を充たすべき財を獲得し、管理し、使用するは是れ卽ち國家其他の權力團體の經濟である、此の國家其他の權力團體の經濟を財政と云ふ。

財政は國家其他の權力團體の經濟であるから國民經濟の發達と共に變遷し來れるは當然である。自然經濟の行はれたる時代に於ては財政も亦直接必要の財を獲ることを主としたが、貨幣經濟に入つては財の獲得を貨幣により媒介する樣になつた。今日は貨幣經濟を基礎とする信用經濟の世であるから、今日の財政は國家其他の權力團體の職分遂行の爲めに要する金錢の獲得、使用、管理を主眼とするものと云はねばならぬ。其の金錢の使用は之を支出と云ひ、經費と云ひ、其の金錢の獲得は之を收入と云ひ、其の管理は之を會計と云ひ、豫算決算と云ふ、而して此等の支出收入管理は年々歲々之を計算するが故に歲出と云ひ、歲入と云ひ、歲計と云ふのである。

三　收入を獲る道は、任意無償方法の廢せられたる現今に於ては契約に依るものと强制徵收に依るものとの二である。其の契約に依るものは交換經濟に於ても亦之を見る事が出來るが、强制徵收に依るものは財政に於て始めて之を見るのである、故に强制徵收による收入を財政の目標となし、財政は强制經濟なりと云ふのである。

要するに、財政は國家其他の權力團體が收入支出に關し爲す所の經濟なりと云ふ事が出來る。其の國家の收支經濟を國家財政と云ひ、國家以外の權力團體の收支經濟を地方財政と云ふ。國家財政と云ひ、地方財政と云ひ、皆國家若くは公共團體の一法人格者の經濟に外ならざるが故に個人經濟と云ふことが出來る。然し財政は公權の主體たる公法人の經濟であるから私人の營む個人經濟と區別せねばならぬ、故に私經濟に對して公經濟と云ふ。

財政は斯の如く國家其他の權力團體の經濟であるが、國家財政の理は多くの場合に地方財政に適用することが出來る。仍つて本書は主として國家財政に就て論究するのである。從つて國家其他の權力團體の代りに國家なる語を用ひ、國家財政地方財政の代りに單に財政なる語を用ゆる事とする。

第二節　財政と個人私經濟

財政は個人經濟にして一方に收入あり他方に支出あることは私經濟と選ぶ所がない。然し財政は國家の經濟であり、國家の性質上より其の經濟が個人の私經濟と性質を異にする所がある。今之を擧ぐれば次の如くである。

一　國家の目的は公共の安寧秩序を維持し國民の福利を增し文化を進むるにある、固より金錢を以て評價し得べきでない。之に反し私經濟の目的は有形財の生產竝に獲得を爲し以て利を營むに在るから、金錢を以て評價する事が出來る。目的の差より生ずる財政と私經濟との相違は二つある。

(1)　私經濟に於ては生產費と生產物の價格とを比較する事が出來るが、財政に在りては——官公業の場合を除き——之を比較し得ない。只だ後日に至り、國家內外に對する政策が、國民の期待に副ひ國民の犧牲に酬ゆるを得るか否かを判斷し得るのみである。

(2)　私經濟に於ては給付と反對給付とが適應し比較することが出來るが、財政に在りては國家の個々別々の給付に對して國民の個々別々の反對給付を考へる事が出來ない、若し國民が國家の爲めに拂ふ犧牲を國家の給付に對する反對給付として見るならば、それは寧ろ一般的の意味である。卽ち私經濟には特殊報償の原則が行はれるが、財政には一般報償の原則が行はれると謂ふ事が出來る。

二　私經濟の目的は成る可く多く且つ確實なる所得を獲て、以て質に於ても量に於ても、一家の欲望を十分に滿足せしめんとするに在る。從つて經濟其物が目的たる感があるが、財政はそれ自身目的でなく、公共の安寧秩序を維持し國民の幸福を增し文化を進むると云ふ目的を達せん爲めの手段である。之より次の二つの差を生ずるのである。

(1)　財政は目的を達する手段であるから、目的の遂行に必要ありとすれば、其の支出は敢て辭すべ

きでない。學者が財政は出づるを量りて入るを定むと云ひ、或は支出經濟は收入經濟を支配すと云ふのは此の意味である。之に反し、私經濟に於ては收入ありて支出があるから、支出額は收入額により て制限せられるのである。學者の所謂入るを量りて出づるを制すと云ひ、或は收入經濟は支出經濟を定むと云ふのは是である。

支出經濟が收入經濟を支配すると云ふ原則は、現今國家に於て多少制限を要するのである。現今國家の經費は增加して止まる所を知らないのであるが、實際問題として收入の道は無限に存しない。仍つて財政政策の職分としては、增加する經費と之に應する財源を得る難易とを比較考量して取捨決定せねばならぬ。或る經費が減少したる場合には收入をも減ずべきが當然であるが、實際はさうでなく動もすれば其の餘裕を生じたる收入を以て他の經費支辨に充當し勝ちである。故に現今に於ては支出經濟が收入經濟を支配すると云ふ原則は、只だ必要なる新經費が生ずる場合には之に應ずる收入の道を講ず可しと云ふ意味に解すべきである。若し國民經濟の狀態が國家收入の增加を齎さず却つて減少を來すが如き場合に至つては、國家の經費は之を制限せねばならぬ。

(2) 私經濟に在りては經濟其物が目的なるが故に、支出より收入の多きを期せねばならぬ、卽ち剩餘を得て以て二は不時の場合の準備となし、一は資本の增加に充てんとするのである。又經濟行爲の

動機は自利心にあるから、機會を捉へて成る可く多くの利を得んとする。財政は目的の爲めの手段であるから、目的遂行に必要なる經費を支辨する收入あれば則ち足り、それ以上を望まない。從つて剩餘を得、又は貯蓄によりて資本を增加する必要がない。又財政は國家の目的を遂ぐる手段であるから、私經濟の如く自利心によりてのみ行動せず、高尙なる道義の見地より行動することがある。

三　國家は存續無窮であるから財政の存續も無窮である。たとへ國體政體が變ずるも、單一國家が聯合國家となり國家聯合となるも、聯合國家・國家聯合が解消するも、國家の經濟は依然として存續す。故に國家の經濟行爲の標準は現今のみに存せずして將來にも存す。行政改革をなし、年々繼續費を要する大企業を起し、永遠公債を起す等は皆財政の無窮の觀念より來るのである。私經濟に於て見ないのである。

四　財政の主體たる國家は財政に就ても主權を行使するを妨げない、之を財政權と云ふ。租稅徵收等の如き强制的に財を獲得するは財政權の發動に外ならぬ。是れ財政に强制共同經濟（Zwangsgemeinwirtschaft）の名ある所以にして、私經濟に見ざる現象である。財政權は之を濫用する例が史上に乏しくないが、監督して極端に走らしめてはならぬ。立憲國に於ける議會の協贊權の精神は茲に存してゐる。

第三節　財政と國民經濟

財政と國民經濟との關係を明かにせんとせば先づ國民經濟の何たるかを知らねばならぬ。

一　國民經濟とは一國民を總括して觀察したる經濟であるから、一國を組織する各員の營む個人經濟の集まれるものと云ふ事が出來る。されば國民經濟は第一に個人經濟の總和である。而して今日の國民經濟に於ける個人經濟は所有權自由契約の制度の下に各々分業を爲し交換を爲し互ひに相結合するが故に、國民經濟は分業交換によりて結び付けられたる個人經濟の總和と云ふ事が出來る。第二に國民經濟たる爲めには之を組成する個人經濟の主體は一國を組織する國民たるを要す。一國を組織する國民は、他國を組織する國民とは異なり、一定の版圖内に結合し、一定の文化風俗習慣を有し、一定の國民性を有し、一定の法律に從うて生活す。故に一國の國民經濟は是等の自然的條件又は社會的條件を背景にして生じたる個人經濟の總和と云はねばならぬ。而して其の個人經濟は分業をなすが爲め交換により有無相通じ永續的に結合するのである。故に今日の國民經濟は交換經濟たる事を特色としてゐる。

二　財政は一國を組成する各員の個人經濟とは大いに趣を異にするが、同時に其の個人經濟の集りて成る國民經濟とも亦大いに異なつてゐる。國民經濟は交換經濟組織であるが、財政は交換經濟組織でなく、共同經濟組織である。共同經濟組織にありては團體員は團體の生存維持の爲めに財竝に勞働を提供すべく、國家は此の財竝に勞働を獲得するが爲めには强制を用ふることがある。故に財政は强制共同經濟となるのである。

三　財政と國民經濟とは斯の如く其の經濟組織の根本義を異にするものであるが、兩者は全く沒交涉のものではない。否財政と國民經濟とは密接にして離るべからざる關係を有してゐる。個人經濟を離れて國民經濟を想像するを得ざるが如く、個人經濟を離れて財政を想像することが出來ないからである。只だ國民經濟に於ては個人經濟を平面的に結び付くるに反し、財政にありては之を立體的に結び付くるの差あるのみである。

財政が立體的に個人經濟を結び付くると云ふは、强制的に個人經濟より勞働又は財を徵收するの意味である。然るに國家が個人經濟より財竝に勞働を强徵すれば個人經濟及び其の集りと見るべき國民經濟も亦影響を受けざるを得ないのである。換言すれば國家の强徵は富の分配に影響し生産交換に影響すと云はねばならぬ。若し國家の强徵の爲めに富の分配宜しきを失し、又生産交換を妨へしむることあらば國民經濟は繁榮するを得ない。國民經濟が繁榮しないと國家が强徵せんとする資源も亦枯る

べく、之に反して國民經濟が繁榮すれば國家は容易に巨額の徴收を爲すことが出來る。此の點より觀て、財政は國民經濟の基礎の上に立つと云ふのである。

財政が國民經濟に影響するは、啻に收入に於て然るのみならず、支出に於ても亦さうである。近世の國家に於ては其の經費は頗る多額に上り、其の支出を受くるものは個人經濟なるが故に、國家の支出は亦國富の分配と產業の興廢とに影響する所が大である。

尙ほ財政は時々私經濟と全く同一の行動に出づることがある。國家が私經濟的企業を營むが如き適例である。然し財政は之が爲めに强制共同經濟を變ずるものでない。何となれば私經濟的收入は如何に擴大しても、收入の中堅たる租稅其他公課の地位を奪ふことがないからである。

第二章　財政學

第一節　財政學の本質と研究方法

財政學は財政の學であり、國家其他の權力團體の經濟の學である。換言せば國家其他の權力團體が、其の目的を達する爲めに規則正しく財、殊に金錢を獲得管理使用し依つて以て營む經濟に關する學である。

一　財政學の對象は財政であるから、財政學は先づ其の財政現象を認識せねばならぬ。財政現象を認識せんとせば、所と時とに於て周ねくなければならぬ。而して此等財政現象を比較對照するときは、自ら其の間に共通の要素を發見すべく、又一現象と他現象と相互に關聯し相互に影響するものあるを知るべく、更に又一現象と他現象との間に因果關係の存するを明かにする事が出來る。斯くして財政に關する統一的智識が得られる、財政の原理竝に財政の法則なるものが卽ちそれである。

財政の原理は當に之に止まらず、國家學・經濟學其他の補助智識より引出さゝることがある。財政學は國家經濟の學なるが故に形式的には國家學に關聯し、實質的には經濟學に關聯す。國家學・經濟

學に於て眞理とせらるゝ原理法則は之を認めねばならぬ。此の原理法則より出發して財政現象の說明し得べきものが少なくない。例へば國家の目的若くは職分に關する理論より國家の行動範圍を知り、國家行動範圍を知つて國家經費の範圍を明かにするが如くである。

財政學は是等財政の原理竝に法則を系統的に論述するものにして、之を財政學の理論的職分とす。財政學は尙ほ此の外に應用的研究を爲すべく、財政學の理論を具體的財政問題に適用し之を解決することが是である。理論と應用と、原理原則と政策とが同一の學問中に竝び立ち得るものなるか否かに就ては、學者間に議論がある。兩者を分離せる說は論理が頗る明快を極むるも、學問研究上實際に於て劃然兩者を分つは至難のことに屬す。殊に財政學に於てさうである。

二　財政學は亦、原理と記述とに區分する事が出來る。この區別は認識目的が一般化にあるか個體化にあるかにより生ずる。前者は現象の普遍妥當性を重んじ、後者は現象の特殊性を明かにせんとしてゐる。一般化せられた原理は普遍妥當のものを極めて精密に傳へるが現實との間に距離のあるのを免れない、個體化せられたる記述は現象を傳へるに當り不精密ながら現實に近い姿で示す事となる、茲に兩者は相補ふ必要がある。

財政學の研究に當り財政史と財政統計と財政法との三つにつき一瞥を加へたい。

(1)　財政史は時と云ふ觀念の上に立ちて財政事實の變遷を叙するものである。財政事實の變遷を明かにせば財政の發達を知り更に將來の歸趨を知る事が出來る。故に財政史により財政進化の法則を明かにすることを得るのである。處で財政史の研究は未だ盡されてゐない。而かも從來の研究は歐米先進國の財政史に止まり、本書に於ても財政現象の發達を說くは殆んど歐洲財政史に限られてゐる。しかし我國の財政制度は歐洲先進國より移植したるものにかゝるが故に、其の精神を明かにするには寧ろ是等諸國の財政史に溯るも不當ではない。尤も最近に至り東洋財政史特に日本財政史につき獨特の研究を施す氣運が動いてゐる。

(2)　財政統計は財政史に於ても之を必要とするが、財政の原理竝に法則を明かにするに最も必要である。財政統計は之を比較するに於て最も價値を生ず。假令原理原則を闡明するに至らずとも、既に實際問題を解決するに於て比較統計を用ふることが頗る多い。

(3)　財政統計が財政を量的に示すに對し、財政法は立法者が財政の形式を規定したものであつて、財政法と財政統計との兩者が相まつて財政學の研究に役立つのである。勿論、財政法だけを切離して取扱ふ事は餘り意味を有しないのであつて、財政と財政法とを統合する事によつて財政學の研究を進める事が出來る。財政法は種々の內容を有してゐるが、租稅法が最も重要なるものである。各國の租

稅法を比較研究する事は比較財政學の重要なる部門をなしてゐる。

三　財政學は財政に關する學なるが故に其の論究の範圍も自ら一定す。財政は國家其他の權力團體の職分遂行の爲めに要する金錢の獲得使用管理に外ならぬ。而して其の金錢の使用は經費と云ひ、其の金錢の獲得は收入と云ひ、其の管理は會計と云ふ。豫算決算と云ふ。故に財政學は是等の經費收入豫算決算等に關し研究せねばならぬ。

財政は出づるを量つて入るを定むるを特質とする。故に財政學は先づ經費に就て研究せねばならぬ、之を經費論とす。經費を研究して次に收入に移る、之を收入論とす。經費と收入とは均衡を保つを旨とす、是に於てか收支適合論の必要が起る。然るに近世の國家に於ては收支の適合は公債を起すに依つて之を期するを常とし、公債は累積して已まざるの勢ひがある。是が故に收支適合論の代りに公債論の名を以てするも敢て不當でない。

以上は主として財政の實質に就て之を觀察せるものにして、自ら實質的財政學を形づくるのである。然るに財政は豫算決算に依つて管理せられ以て其の調整を保つことが出來る、故に豫算決算の研究が必要となる、之を豫算決算論とす。收支適合論若くは公債論に對して豫算決算論を形式的財政調整論（formelle Ordnug der Finanzwirtschaft）と呼ぶ。實質的財政學に對して形式的財務論（formelle Finanz-verwaltung）を形づくるものと云ふことが出來る。

財政學の編別として經費論、收入論、公債論、豫算決算論を分つは最近財政學者の通說であるが、或は異說を樹つる者もある。財政學を以て收入の學なりとするは其一にして、財政學より經費論を除かんとするは其二である。

財政學を以て收入の學なりとするは、カイツル（Josef Kaizl）より出づ、財政が强制共同經濟たる所以は最も能く收入に於て發揮せらるゝものであるから、收入論を以て財政學の中樞を爲すものとするは爭ふ餘地がない。然れども經費、公債、豫算決算等を論究せないのは却つて極端に走るものと評せざるを得ない。英米の學者中には、財政の問題を或は租稅に限り、或は租稅と公債とに限るものも少なくないが、又同一の批難を加ふべきである。

財政學より經費論を除かんとするは、ルロア・ボリユウ（Leroy-Beaulieu）より出てゐる。其の說に曰く「國家の經費は國家の職分に依つて定まり、學問上其の額を定むることが出來ぬ。國家は欲望を有するも、そが何なりや何たるべきかは吾人の關する所で無い。吾人の關する所は如何にして個人の犧牲を少なくして國家の欲望を十二分に充たさしむるかに存す、恰かも建築師に家屋の建築を委囑したる場合に建築師は其の家屋が註文者の所得地位に相應するものなりやを問ふの遑なきが如し」と。

然し財政理論の研究は經費を離れて考ふることを得ない。收入を增さねばならぬ所以、公債を起さねばならぬ所以は經費が增加して已まぬ結果として生ずるのである。從つて經費論は收入論及び公債論の出發點をなすのである。又官公業收入の如きは經費と關聯して始めて之を理解し得るのである。

最近の學者或は地方財政の重要を加へ來りしが爲めに地方財政論と云ふ特別の編を置くものがあるが是れ亦一方法である。然し國家財政を說くの傍ら地方財政に論及するも、亦決して誤りではない。

本書は通說に從ひ經費論、收入論、公債論、豫算決算論を以て組み立てゝ見たいと思ふ、卽ち第一編は豫算決算論に、第二編は經費論に、第三編は收入論に、第四編は租稅論に、第五編は公債論に充てることゝする。

第二節　財政學と他の學との關係

一　財政學は國家の經濟の學であるから經濟學と交涉す。財政は强制共同經濟にして交換經濟と相對立す。故に財政學は交換經濟殊に國民經濟の原理を究むる經濟原論竝に之に關する政策を講ずる經濟政策學と對立す。然し財政學と經濟原論、經濟政策は互ひに相關聯してゐる。殊に經濟政策がさうである。

之を財政の方面より觀れば、經費の支出は國家社會の消費と見ることが出來、如何なる性質の消費なるかは經濟原論に依つて明かとなるのであり、官業の收入は獨占の理論や其他の經濟理論に依つて明かとなるのであり、公債の性質竝に其の影響は信用の理論に依つて之を窺ひ知る事が出來る。

之を經濟政策の方面より觀れば、之を實現するに就ては國家の經費を要することになり、又同時に國家の收入を齊らすことにもなる。造幣、郵便、鐵道を國家の獨占となす政策の如き、中央銀行政策の如き、保護貿易政策の如き其の一例である。

又同じく經濟政策より出發し、而も同時に財政政策を加味することがある。例へば賣價又は賃率を定むるに於て經營費を支辨するに止むることがあり、又は剩餘を得ることもある。其の孰れを採るかによりて財政に多大の影響を及ぼすのである。故に財政政策よりも之を見ねばならぬ。

二　財政學は國家の經濟の學であるから、國家學と交涉す。財政學は國家に關する學なるが故に、第一には國家と聯合國家、國家聯合との關係、竝に國家と自治團體との關係を明かにせねばならぬ。第二には政治學や憲法行政法に於て闡明した原理を借りて來ねばならぬ。例へば租稅原則の中で普遍の原則、平等の原則の如きは、今日の國家に一般に認めらるゝ自由平等の主義や社會正義の觀念から出てゐるものであり、皇室經濟と國家經濟とを分つ如きも君主と國家とを區別する近世國家思想發達

の結果と云ふべきである。

財政學は其の内容に於て他の諸種の學に交渉すること斯の如くであるが、全體の組織系統より云へば獨立の學問と云ふを穩當とす。

三　財政學は、國家學經濟學の外に他の學問の補助を受くることが少なくない。經營經濟學、統計學、經濟史、法制史、社會學等を主とする。學者之を財政學の補助學科と云ふ。

經營經濟學は國家の私經濟的收入に直接關係を有するのみならず、手數料、租稅制度の上にも密接の關係がある。例へば國有鐵道の經營方針を定むるが如き、受益者分擔金の算定方法の如き、所得稅、法人稅、酒稅、麥酒稅、砂糖消費稅等に於て課稅を合理的にするが如き、經營經濟學の研究に負ふ所が少くない。

統計學、殊に財政統計竝に經濟史、法制史は、一方に於て財政の原理法則を闡明するに必要なる方便たると同時に、他方に於ては財政學の補助學をなすのである。

第三章　財政學の發達

古代中世に於ける財政論は殆んど見るに足るべきものなく、財政學は近世に始まり、最近世に至り急速の發達を遂げたと云ふ事が出來る。

近世の財政論時代は十六世紀より十八世紀の初めに至る時代であるが、更に之を二期に分ち、十六七世紀の政治學者竝に重商主義者の財政論を第一期とし、獨逸の內務學派の財政論を第二期とする。然し財政問題を稍〻學問的に研究し始めたのは宗教改革以後である。尙ほ嚴格に云へば、十八世紀の後半である。十八世紀の後半以後は之を最近世の財政論時代と呼び、更に二分して重農學派及び正統學派の財政論の時代と、十九世紀に於ける財政學の獨立以後の時代とにする事が出來る。

第一節　重農學派及び正統學派の財政論

一　重農學派は經濟に於ける自由主義個人主義を唱道した最初の學派である。自然法に出發し、國家の干涉を排し、農業が唯一の生產業なる事を切論するのである。重商主義が外國貿易を重んじ、凡ての國家干涉を是認するものに比すると全く逆である。蓋し重商主義は二百年の久しき歐洲の政治學

に採用せられ、國家を強くするに役立つたのであるが、其の弊害も著しく玆に反動として重農學派が發生したのである。

重農學派の先驅者として財政學史上逸してならないのは、ボウバン將軍（Vauban）とボアギィユベール（Boiguillebert）との二人であるが、ケネー（François Quesnay）に至り完全に樹立せられたのである。重農學派の財政論として特に注目すべきは、自由放任主義に基き國家經費を減少せしむる事と單一地租論との二つの主張である。ケネーの後繼者として有名なるはミラボー（Mirabeau）とルトルーヌ（La Trosne）であるが、其の說は英米獨の外國にも影響を及ぼした。特に獨逸に於てはハアル（Hau）クルウグ（Krug）、シユマルツ（Schmalz）を重農學派に數ふべきである。

二　正統學派は重農學派と同じく、國家の職分は人民の生命財産を保護するにありとし、絕對專制主義又は重商主義の思想に反抗したのである。正統學派が經濟自由主義及び個人主義を重農學派より繼承して熱心に主張せし結果として、國家の目的を狹く解し、經費を減じて收入を制限せんとする傾向が財政の理論と實際との上に現はれたのである。かくして正統學派の財政は可なり進歩したのであるが、財政學を以て經濟學の附屬的の一部分となすに止まり、獨立の一科とするには至らなかつたのである。

正統學派の建設者はアダム・スミス（Adam Smith）にして、其の著國富論の第五卷に財政論を收めてある。スミスの財政論は其後、約百年間は學界を支配してゐたのである。

アダム・スミスに次ぎて有力なる學者は、リカアドウ（Ricardo）、ジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill）、マカロック（John Ramsay Maccullоch）である。尙ほ正統學派を佛國に於て繼承せる者としてはジャン・バプチスト・セイ（Jean Baptiste Say）とカナアル（Canard）とを擧げる事が出來る。

第二節　十九世紀に於ける財政學の獨立

財政學の獨立は既に十七八世紀の頃に獨逸に於ける內帑學派により其の機運を促されたが、十九世紀に至り、獨逸學者により完成せられ、他國の學者も亦その跡を逐うたのである。十九世紀に於ける獨逸財政學の發達は之を三時期に分つ事が出來る。初めの三十年は第一期の財政學獨立準備時代にして、次の三十年は舊財政學時代、後の三十年は新財政學時代である。

一　十九世紀の始め、獨逸にては內帑學派が尙ほ勢力を失はなかつたが、同時に正統學派の學說が輸入せられ、財政學も亦之が影響を蒙つたのである。特に國家に關する學說としては自由說が一世を

風靡し、此の時代の財政學は自由說の上に打ち建てられたのである。

然し此の時代の獨逸學者の自由說は英佛の正統學派の如く嚴ならざるを特色としてゐる。この根本觀念の變化により、內務學派以來の財政學は多少面目を改め、警察、行政、經濟等他の學問の範圍に屬すべきものを財政學より分離せしめ、財政學にては專ら國家の目的を遂ぐるに必要なる收入を得て之れを支出するに際し依るべき原理を研究する事となつた。かくして獨逸の學者は財政學を經濟學の一部となすものより、更に一步を進めて之を獨立の學問として研究するに至つたのである。尙ほ十九世紀の初めに獨逸の中小國が、ナポレオン戰爭の影響により領土の變更を生じたる爲め、財政制度を新たに組立つる必要に迫られた事が、財政學の系統的研究を刺戟したのである。

財政學を經濟學の一部分として見たる學者の有名なるものは、ソウデン（Graf Soden）、ロッツ（J. F. E. Lotz）、ベエリッツ（Politz）である。財政學を獨立の學問として論じ、獨立の著書に於て論じ、獨立の系統を立てんとしたる學者にノイフオルム（Stocken von Neuform）、ベエル（Behr）、ヤコブ（Ludwig von Jacob）、フルダ（von Fulda）、マルヒュス（Freiherr von Malchus）、バルト（Barth）、シエン（Johann Schön）、クレンケ（Kröncke）、リプス（Lips）、ムルハルト（Murhard）、ゼーゲル（Seeger）、クレーメル（Kremer）クレール（Krehl）等が有る。

二　一八三二年より一八七〇年頃に至るまでを舊財政學時代と稱す。當時獨逸に於ては官吏を養成せんとして財政學を大學教育の一重要科目とし、大學教授も內務學派の跡を逐ひ、財政學の研究を公けにしたのである。同時に南獨及び墺國に一般財政問題の解決すべきもの多く存し、財政學の好研究資料を供してゐたのである。更に立憲政治の行はるゝと共に財政問題は大衆一般の興味を惹き、特に一八四八年の革命以來、財政問題が重要なる地位を占むるに至つたのである。當時の財政學は大學教授の外に特に行政官吏に研究せられたが故に、人或は當時の財政學を官吏的國家の財政學（Die Finanzwissenschaft des deutschen Beamtenstaats）と稱するのである。

此の時代に於て財政學に獨立の學問的地位を與へたものはラウ（Karl Heinrich Rau）であつて、之に次ぎベルギウス（Carl Julius Bergius）、ウムペェンバッハ（Karl Umpfenbach）、ロッセル（Wilhelm Roscher）、ネベニウス（Friedrich Nebenius）、ホフマン（F. G. Hoffmann）、ホック（Karl Freiherr von Hock）等を擧げる事が出來る。

三　新財政學時代に於ける財政學は、財政の問題を一般の國家學の理論の基礎より解決せんと試みてゐる。故に從來の內務學派が學問を全く他と關係なく技術の上に於て獨立せるものと見て、社會上、經濟上の他の問題との密接なる關係を顧みざるに反し、此の時代の財政學は國家生活の他の問題と關

聯して財政問題を解決せんとしてゐる。又正統學派が經濟原理を財政の問題に適用するに急にして、實際の政策及び財政の要求を顧みる事なかりしに、近世の財政學は尙ほ一歩を進め、財政學は獨立の學科たると同時に、國家學の一部たる事を主張し、其の理論は單に經濟學理の適用のみに止まらずとするのである。

此の時代に於ける財政學の發達を促がせる原因は之を二つに分つ事が出來る。

(1)　一八七〇年頃には正統學派、特に自由貿易派に反對する議論盛んとなり、經濟學に於ては一方に歷史派の勃興を來し、他方に倫理的觀察を促がし、これが財政學の上にも一轉向を齎したのである。特に倫理的觀察方法は經濟生活の社會政策的概念を生じ、財政の理論に影響を及ぼしたるが故に學者は此の時代を國家學的社會政策的時代（Die staatswissenschaftlich-sozialpolitische Epoche）と呼んでゐる。

(2)　經濟理論の發達と同樣に財政學の進歩を促がせる原因は、一八七一年頃より獨逸及び其他の諸國に於て行はれたる財政改革及び稅制改革である。更に租稅技術が進歩し、稅務行政、財政法及び財務行政が完備せし事も其一原因である。

此等の原因の結果として財政學の研究方法も新局面を開いたのである。

(1)　財政事實を羅列するを以て滿足せず、社會現象の一般に共通する根本的原理原則に重きを置く事となつた。

(2)　各國の財政立法を比較研究する事によつて從來の財政學に比較財政學の性質が加はる事となつたのである。

(3)　近來地方財政特に大都市財政が重要となるに從ひ、財政學は地方財政をも其の研究對象に加へ、凡ての權力團體に通ずる財政を論ずる事となつた。

此の時代の主要な財政學者はスタイン（Lorenz von Stein）、ワグネル（Adolph Wagner）、シェーフレー（Albert Schäffle）、ノイマン（Neumann）、フォツケ（Wilhelm Vocke）等である。

第三節　最近の財政學書

一　獨逸　獨逸に於てはスタイン、ワグネルの後に財政學者が輩出したが其の影響する所は廣く且つ深い。ナチス獨逸の最近の財政學も其の例に洩れぬ。今一八八〇年後に公けにせられたる財政學書を擧ぐれば左の如くである。

1. Eheberg, Finanzwissenschaft. 1882: 18. u. 19. Aufl. Leipzig. 1922. 此の書は素と Cossa の primi elementi

di scienza delle finanze 第三版の飜譯より出たが、版を重ぬるに從ひ自家の說を加へ、後終に全く獨立の自著となしたるものである。

2. E. Sax, Grundlegung der theoretischen Staatswirtschaft. Wien. 1887.

3. Cohn, System der Finanzwissenschaft. Stuttgart. 1889. 此の書は財政の事實竝に理論の歷史的研究に力を注ぐ最も特色ある財政書である。

4. Karl Walcker, Finanzwissenschaft. Leipzig. 2. Aufl. 1888.

5. Josef Kaizl, Finanzwissenschaft. 2 Bde. Wien. 1900. 露とボヘミヤ語にて書かれたる原著を Alois Körner の飜譯せるものである。

6. Conrad, Grundriss zum Studium der Finanzwissenschaft. 1900. 9. Aufl. Jena. 1923. 最も簡潔の書ならしが、版を重ぬるに從ひ相當に大なる書となつた。最近版は Köppe 教授の增補にかかる。

7. M. v. Heckel, Lehrbuch der Finanzwissenschaft Leipzig. I. Bd. 1907. II. Bd. 1911. (第三卷未刊)

8. Van der Borght, Finanzwissenschaft. 2. Aufl. 3 Bde., Leipzig 1923—25 (Sammlung Göschen).

9. S. P. Altmann, Finanzwissenschaft. Leipzig 1910 (Natur u. Geisteswelt).

10. Nachimson, Die Staatswirtschaft. Leipzig. 1913.

11. W. Lotz, Finazwissenschaft. Tübingen. 1917. 2. Aufl. 1931.

12. Földes, Finanzwissenschaft. Jena. 1920. 2. Aufl. 1927.

13. Tyszka, Grundzüge der Finanzwissenschaft. Jena. 1920. 2. Aufl. 1923.

14. Gruntzel, Grundriss der Finanzwissenschaft. Wien u. Leipzig. 1920.

15. Oskar Stillich, Finanzwissenschaft auf soziologischer Grundlage. 2 Bde. Würzburg. 1922.

16. Kleinwächter, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. Leipzig. 1922.

17. Köppe, Leitfaden zum Studium der Finanzwissenschaft. Jena. 1924.

18. Eheberg-Boesler, Grundriss der Finanzwissenschaft. 8. Aufl. 1939.

19. W. Röpke, Finanzwissenschaft. Berlin u. Wien, 1929.

20. Paul Mombert, Grundzüge der Finanzwissenschaft. 1928 (Wissenschaft u. Bildung).

21. Bruno Moll, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. Berlin. 1930.

22. Fritz Terhalle, Finanzwissenschaft. Jena. 1930.

23. Wilhelm Andreae, Grundlegung einer neuen Staatswirtschaftslehre. Jena 1930.

24. Schönberg, Handbuch der politischen Oekonomie. 4. Aufl. Tübingen. 1897—98.

25. Festgabe für Georg von Schanz zum 75. Geburtstag 12. März 1928. Tübingen.

26. W. Gerloff u. F. Meisel, Handbuch der Finanzwissenschaft. 3 Bde. Tübingen, 1926—1929.

27. Kerschagl, Finanzwissenschaft. Berlin. 1935.

28. Terhalle, Leitfaden der deutschen Finanzpolitik. München. 1936.

29. Jessen, Deutsche Finanzwirtschaft. Hamburg. 1937.

30. Blümich, Finanzen und Steuern. 1938.

31. Weddigen, Allgemeine Finanzwissenchaft. Leipzig. 1938.

II 伊　國　獨逸に次ぎ財政學の發達せるものは伊國である。財政學研究の盛なる、蓋し伊國は獨逸に讓らない。今其の有名なる著書を擧ぐれば左の如し。

1. P. De Luca, La scienza delle finanze. Napoli. 1858.
2. A. Marescotti, Le finanze. ecc. Bologna. 1867.
3. Zeppa, La scienza finanziaria. Firenze. 1870.
4. G. Giovanelli, Della scienza finanziaria. ecc. Vol. I. Roma, 1877.
5. Luigi Cossa, Primi elementi di scienza delle finanze. Milano, 1876. 12. ed. 1923. 此の書十版よりは Graziani 之を增補す。
6. E. Morpurgo, La finanza. Firenze. 1877.
7. G. Boccardo, I. principi della scienza e dell'arte delle finanze. Torino. 1884.
8. A. Roncali, Corso elementare di scienza finanziaria. Parte I. Parma. 1887.
9. Ricca-Salerno. a) Manuale di scienza delle finanze. Firenze. 1888. 2. ed. 1916. 第二版は Dolla Volta 之を增補す。 b) Teoria generate dei prestiti publici. Milano. 1879. c) Storia delle dottrine finanzarie in Italia. Roma. 1881. 2. ed. Palermo. 1896. d) Finanze locali. Milano. 1897—98.
10. Garelli, Scienza delle finanze. Torino. 1888.

11. Mozzola, I dati scientifici della finanza publica. Roma. 1890.
12. Carnevali, Scienza delle finanze. Milano. 2. ed. 1910.
13. Flora, Manuale della scienza delle finanze. Livorno. 1893. 6. ed. 1921.
14. Graziani, Istituzioni di scienza delle finanze. 1897. 3. ed. Torino, 1929.
15. Nitti, Principi di scienza delle finanze. Napoli, 5. ed. 1922.
16. Tivaroni, Compendio di scienza delle finanze. Bari, (6. ed. 1926)
17. Costantini, Manuale di scienza della finanza e di legislazione finanziaria italiana Milano. 3. ed. 1925.
18. L. Einaudi, Corso di scienza. delle finanza. Torino, 4. ed. 1926.
19. Lorini, Scienza delle finanze. Pavia. 1912.
20. Tangorra, Trattato di scienza della finanza. vol. 1. Milano. 1915.
21. Tombesi, Scienza delle finanze. Padova. 1922.
22. Spillmann, Finanza e politica finanziaria. Milano. 1927.
23. Spoto, Principi di scienza delle finanze e di diritto finanziario. Palermo. 1925.
24. Griziotti, Elementi di Scienza delle Finanze ad uso delle scoule. Firenze. 1932.
25. Mariucci, Manuale di scienza finanziaria ed ordinaments tributario. Bologna. 1937.

III 佛　國　佛國の財政學は獨伊の財政學よりも大いに遲れ、多くの學者は久しく財政學を經濟

原論の一部に收め獨立のものにしなかつた。今日に於てゐ Cours d' economie politique の中に其の一部としての財政學を論じてゐるものがある。獨り左の書は財政論を經濟學より分離しこれを獨立書としてゐる。

1. Gandillot, (1) Essai sur la science des finances. Paris. 1840. (2) Principe de la science des finances. Paris. 3 vol. 1874.
2. Ripert-Monclar, (1) Catéchisme financier. Paris. 1848. (2) Eléments de la science financière à l'usage du peuple. Paris. 1848.
3. Garnier, Eléments des finances. Paris. 1858. 3. éd. sous le titre; Traité des finances .1872. 4. éd. 1882.
4. Leroy-Beaulieu. Traité de la science des finances. 2 vol. Paris. 1877; 8 éd. 1912. 此の書はスタイン、ワグネルの書と共に世界の大著である。只だ經濟自由主義に立脚し舊派を代表せるものと謂はねばならぬ。
5. R. Stourm, Cours des finances, Paris. I Le budget, son histoire et son mécanisme. 1890. 5. éd. Paris. 1906. II Systèmes générales d' impôts. Paris. 1893. 2. éd. 1905.
6. E. Worms, Doctrine, histoire, pratique et réforme financières. Paris. 1891.
7. Boucard et Jèze, Éléments de la science des finances, et de la législation financière française. Paris. 1896. 2. éd. 1902.
8. Allix, Traité élémentaire de science des finances et de législation financière française. Paris. 1907. 6. éd. 1931.
9. Greef, L' Economie publique et la science des finances. Bruxelles et Paris, 1907. 2. éd. 1911.
10. G. Jèze (1) Cours élémentaire de science des finances et de législation financière française. Paris, 9. éd. 1931. (2) Traité de science des finances. I Le budget. Paris. 1910. (3) Cours des finances publiques. Paris. 1933. (4) Cours de science des finances. Paris. 1934.
11. Weiss, Principes sommaires des finances publiques. 1923.
12. Moreau, Manuel élémentaire de législation et science financière. 1924.
13. Trotabas, (1) Précis de science et législation financières. 3. ed. 1933. (2) Les finances publiques et les impôts de la France. 1937.

四　英　國　英國派の經濟學者は其の經濟學中に財政學の一部を收むるを常とし、其の財政學を獨立の學として系統を立つるものに至つては、極めて少ない。

1. Patterson, The Science of Finance. 1868.
2. Young, The System of National Finance. 1915. 3. ed. 1936.
3. Bastable, Public Finance, London, 1892. 3.ed. 1922.
4. G. Findlay Shirras, The Science of Public Finance. London. 3. ed. 1936.
5. A. C. Pigou, A Study in Public Finance, London. 1928.

6. H. Dalton, Principles of Public Finance, London. 9. ed. 1936.
7. M. E. Robinson, Public Finance. London. 1928.
8. Fagan and Macy, Public Finance. London. 1934.

五　米國　英國と同じく財政學は最近に至り獨立したのである。世界大戰の後に中央集權の强くなると共に財政學も格段の進歩を遂げた。

1. Carl E. Plehn, Introduction to Public Finance. N. Y. 1897. 5. ed. 1926.
2. Adams, The Science of Finance. N. Y. 1924.
3. Daniels, The Elements of Public Finances. N. Y. 1924.
4. Bullock, Selected Readings in Public Finance. Boston. 1906.
5. M. H Hunter, Outlines of Public Finance. N. Y. 2. ed. 1926.
6. Seligman, Studies in Public Finance. N. Y. 1925.
7. H. L. Lutz, Public Finance. 3. ed. 1936.
8. Mitchell, State Finance. 1935.
9. Buehler, Public Finance. N. Y. 1936.
10. King, Public Finance. N. Y. 1935.
11. Newcomer, Central and Local Finance in Germany and England. N. Y. 1937.
12. Jensen, Government Finance. N. Y. 1937.
13. Groves, Financing Government. N. Y. 1939.

六　經濟財政辭書，財政雜誌，財政統計書

諸國の經濟辭書若くは財政辭書には權威ある學者が財政事實竝に財政理論に就て筆を執るものが少なくない。主なるものは左の如くである。尙，大阪商科大學編纂の經濟學文獻大鑑の財政篇は財政學に關する文獻を網羅してある。

1. Conrad etc., Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 3. Aufl. Jena. 1909—1911; 4. Aufl. Elster etc., 1923—29 (9 Bde.)
2. Elster, Wörterbuch der Volkswirtschaft. 2. Aufl. 8 Bde. Jena. 1906—7; 3. Aufl. 2 Bde. 1911; 4. Aufl. 3 Bde. 1930—1333.
3. Stengel, Wörterbuch des Verwaltungsrechts. 2 Bde. Freiburg. 1890; 2. Aufl. M. Flesschmann, Tübingen 1911.
4. Bitter, Handwörterbuch der preussischen Verwaltung. 2 Bde. Leipzig. 1906.
5. Mischler u. Ulrich, Österreichisches Staatswörterbuch. 2. Aufl. 4 Bde. Wien. 1905—1909.
6. Léon Say, Dictionnaire des finances. 2 vol. Paris et Nancy. 1889—1894.
7. Léon Say, Nouveau dictionnaire d'économie politique. Paris. 2. éd. 1900.

8. Block, Dictionnaire de l'administration française avec I. supplément. Paris et Nancy. 5. éd. par E. Maghéro. 1905—7.
9. Palgrave, Dictionary of Political Economy. 3 vols. London. 1901. 5. ed. 1925—26.
10. Seligman, Encyclopaedia of the Social Sciences. 15 vols. N. Y. 1930—35.
11. Brix, etc., Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften. 6 Bde. 1918—27.
12. League of Nations, Memorandum on Public Finance. 1921, 1922, 1922—26, 1926—28.

經濟雜誌の中には財政に關する事實立法竝に論文を掲載するものが少なくないが、茲には財政專門の雜誌のみを擧ぐるに止める。

1. G. Schanz, Finanzarchiv, Tübingen. 一八八四年に創刊せられたが一九三二年以來 Teschemacher の手により新しく編纂せられてゐる。
2. 佛國大藏省 Bulletin de statistique et de législation comparée. Paris. 一八七七年以來。
3. M. Boucard et G. Jèze, Revue de science et de législation financière. Paris. 一九〇三年以來。
4. Donvito, Rivista di legislazione tributaria. Napoli. 一九〇七年以來。
5. E. Allix et R. Jacomet, Annales de finances publiques. 一九三六年以來。

第一編　豫算論

第一章　總論

第一節　豫算の意義

財政整理の道は收入支出の均衡を得るに在る。收入支出の均衡は經費に應ずべき適當の收入を按配するに依つて之を期することが出來る、茲に形式的及び實質的の兩方面に於て財政を調整せねばならぬ。財政の實質的調整の問題は公債論に於て之を論ずることゝし、本編に於ては財政の形式的調整として豫算を研究せんとするのである。

財政を形式的に調整せんとすれば、一定の時期を畫し其の間に收入と支出とが均衡を得るやうに仕組まねばならぬ、若し收入の入るに從つて無方針で支出をすると、案外必要で無い經費が先きに支出せられて其の間に收入が盡き緊要の經費は支辨せられずに終ることも起つて來る。斯の如きは全く其

の場しのぎの經理で、財政は全く亂脈に陷ゐるのである。そこで財政を整へんとせば、支出すべき經費と取り入れる收入とをつき合はせ其の辻褄の合ふ樣に豫め計畫を立てねばならぬ。從つて經費の方からいへば輕きもの緊要ならざるものを切り捨てることも起らうし、收入の方からいへば種々の工面を廻らして增收の道を講ずることも起らう。要は收支の均衡を得て財政の秩序が保たれる樣にすべきである。處で斯の如く收支の均衡を圖るとしても、そこに一定の時期を區切らねばならぬ。蓋し刻々に收入と支出とが相適合することは之を期することが出來ない、一定期間に收支が適合すれば、たとへ其の間に於て支出が先き立ち收入が後より入つて來ることありとしても、之を遣り繰りする方法があり、爲めに財政の秩序を亂さないからである。斯くして豫算の制度が生じて來たのである。

豫算が上述の必要から出て來たものであるとすれば、一定期間に於ける收入支出の豫定的計算であるといふことが出來る。一定期間といふは會計年度に外ならぬ。一會計年度間の收入は之を歲入といひ、一會計年度間の支出は之を歲出といふ。そこで豫算は一會計年度に於ける歲入歲出の豫定的計算といふ意味となつて來る。詳言すれば豫算は一會計年度に於て支出すべき國家の經費と之を支辨すべき收入とを對照して兩者の種類と金額とを豫定したものである。尙ほ一會計年度に於ける歲入歲出の計算は歲計に外ならぬから、豫算は簡明に定義して歲計の豫測であると言つて可いのである。

豫算が一會計年度に於ける歲入歲出の豫定的計算であるとすると、豫算には三の要素がある。其一は會計年度であり、其二は歲入歲出であり、其三は豫定的計算である。そこで豫算の何たるかを知らんとせば、此の三つの觀念を明かにせねばならぬ。

第一に會計年度は豫算に對し時間的限定をなすものである。其の期間が長きに過ぐれば實行性を缺き、短かきに過ぐれば連續性を失ふ。長短宜しきを得ねばならぬ譯である。會計年度は一箇年が通則であるが、必ずしも一箇年と限らない、我國に於ける「大正三年臨時事件に關する臨時軍事費」が十一箇年に亙つて一會計年度を形づくつてゐた如き、臨時軍事費特別會計が事件の終局迄を一會計年度と定めたが如き、又康德二年の滿洲國豫算が半箇年なるが如き其の例である。或は曆年をそのまゝに採用し一月一日より十二月三十一日までを會計年度とするものがあり、或は毎年十月一日より始め翌年九月三十日に終るものがあり、或は毎年七月一日より始めて翌年六月三十日に終るものがあり、或は毎年四月一日より翌年三月三十一日まで續くものがある。我が會計法第一條は「政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル」と明記してゐる。

第二に歲入歲出は前に述べた通り一會計年度間に於ける國家の收入支出と解すべきである。詳言す

れば、歳出とは一會計年度内に於て國家が其の需要を充たす爲めに支出する一切の經費をいひ、歳入とは歳出を支辨するが爲めに一會計年度内に收納せられる一切の收入をいふ。從つて國家の經費に屬せざるものは假令國家が支拂つても歳出といへぬ、例へば郵便貯金、保管金、供託金の拂戻の如し。之と同樣に歳出に充當する財源とならぬものは假令國家が收納しても之を歳入といへぬ、例へば郵便貯金の受入の如し。更に國庫金の一時の遣り繰りである大藏省證券、一時借入金の受入は、年度内に返すものであつて歳出支辨の財源といふ效果がないから、之を歳入とはいへぬ。

第三に豫算は歳入歳出の豫定的計算である。其の豫定的計算といふことが豫算の骨子である。豫定的計算は歳入歳出の見積となるのである、見積は適確でなければならぬ、歳入見積が過大であれば歳入に缺陷を生ずべく、歳出見積が過大であれば濫費の弊に陷ゐる。共に財政を整ふる所以で無い。歳入の見積は技術的になるが、歳出の見積は政治的に解決せられねばならぬものが多い。行政各部は動もすれば歳出を多くする樣に要求するが、如何に財政は出づるを量りて入るを定むるものであるとはいへ、歳入に一定の制限がある以上、行政各部の要求する經費に對しては相當に之を斥け、歳入の賄ひ切れる點に於て歳出を豫定せねばならぬ。更に考ふべきは歳出を消化すべき物資が充分に存することが必要である。たとへ金額の上に於ては歳出が歳入で賄ひ得るとしても、歳出の對象となるべき物資が不足してゐると歳出が使ひ切れぬことゝなる。茲に歳出を消化すべき物の豫算の範圍内に於て歳出と歳入との均衡を保つべき金の豫算を作らねばならぬ。此の經緯があつて初めて豫算に於て收支の均衡が保ち得られるのである。

豫算は斯の如く一會計年度に於ける歳入歳出の豫定的計算であるが、今日の立憲國に於ては帝國議會の協賛を經ねばならぬ。豫算が帝國議會の協賛を經るとそこに法律的效力を生ずる、其の法律的效力は豫算の制度として重要である。茲に豫算の憲法的意義が出て來る、卽ち憲法的意義に於ては豫算は政府に對し財政權を附與する形式であるといふべきである。卽ち豫算の效力は歳出豫算に於ては政府に其の定むる額の範圍内で支出を爲す權限を與ふる事であり、其の額を超過しては一錢一厘たりとも支出することが出來ぬ。そこで一方から觀れば政府は權限を得るのであるが他方から觀れば拘束を受けるのである。此の拘束が專制政治の弊を打破して立憲政治の本能を發揮する所以となるのである。歳入豫算に於ては之に反して政府は金額に於て拘束を受けぬ、從つて歳入豫算は謂はば歳入の見込に過ぎぬことになる。此の憲法上の意義に於ける豫算に於ては、行政上の意義に於ける豫算を考へねばならぬ、行政上の意義に於ては豫算は行政各部に對する支拂權限附與の形式といふべきである、憲法上の意義に於ける豫算は同時に行政上の意義に於ける豫算たるを通例とするが兩者の範圍は

一致しないことがある。憲法上の豫算が成立し政府に財政權が附與せられても、政府は必ずしも其の全部を行政各部に與へないことがある、加之、政府が豫算外支出を敢てする決心をなすときは、憲法上の意義に於ける豫算に豫定せざる經費支出の權限を行政各部に附與することがある。

第二節　豫算と財政計畫

豫算は之を財政計畫と區別せねばならぬ、豫算は一會計年度に於ける歳入歳出の豫定であるが、財政計畫（Finanzplan）はより長い期間に亙る歳入歳出の豫定である。豫算の中には經常費があると同時に臨時費があり、其の臨時費の中にても相當長い年月に亙つて完成すべき事業の爲めに支出すべき經費があるが、收入の方にも經常收入があると同時に臨時收入があるから、當該年度の豫算を以て後年度の收支關係を律することが出來ぬ。殊に繼續費の如き後年度の支出に屬するものに對しては、之に應ずる財源を留保せねばならぬ。後年に財源なきに拘らず無暗に繼續事業を起すときは、其の初年の財政は整つてゐるとても、後年の財政は整はないことになる。それでは財政の信用を維持することが出來ぬ。そこで財政を整へんとすれば、豫算に於て當該年度の收支の均衡を圖るに止まらず相當長き將來に於て收支の均衡を得ることを期せねばならぬ、そこに財政計畫が出て來るのである。故に豫算と財政計畫とは共に形式的財政調整の必要から出でて財政變理の標準たるものであるといひ得られるのであるが、純理よりいへば豫算は財政計畫の一部の具體化とも言ふことが出來る。只だ豫算は議會の協贊を經て憲法上行政上の效力を有するのであるが、財政計畫はさうで無い、繼續費の協贊は後年度に效力を有して居つても、財政計畫そのものは議會の協贊を得て公布せらるべきもので無く、從つて憲法上行政上の效力を有するもので無い。

我國に於ける財政計畫は、概計表として知られ、議會に於ける論爭の種となつてゐたものであるから、少しく之に論及するの必要がある。概計表は當該年度以降十箇年の歳入歳出豫算概計を表にするのを例としてゐる。卽ち初年度に於ては豫算を其の儘取つて歳入歳出の額とし、次年度以降に於ては歳入に就ては自然增收を見込ます、歳出に就ては新規經費を豫想せず、以て歳入歳出を對照するものである。從つて歳入に於ける稅制改革の結果を見るに、兩三年間は收入に異動を生ずると見るが、平年に復したる後は年々定額の收入が入り來ると見るのである。經費に伴ふ收入に就ては經費支出に依る事業の進行計畫に應じて各年度の收入を見積るのである。又歳出に於ては、經常費は十箇年間初年度の額を維持するを原則とし、繼續費は年割額を各年度に配分するから、各年度其の額を異にすることになる。繼續費年度が盡くれば其の經費も亦消え行くのが常であるが、製艦費の如き一の繼續計畫

盡くると共に他の繼續計畫を起さねばならぬものにありては、後の計畫未だ定まらざるに拘らず、相當の財源を留保する必要がある、健全財政方針を採れる政府は之を考慮して概計表を作つてゐたと聞く。議會に示さるゝ概計表は歳入と歳出とを經常部と臨時部とに分ち、十箇年間に亘つて之を對照して各年度に於ける歳入過不足を示し、其の臨時收入は更に之を普通歳入、公債金、前年度剩餘金繰入の三に分ちて各年度の額を示してゐるから、財政計畫上に於ける公債政策もそれに依つて明かになる譯である。公債金剩餘金繰入は共に財政の不足を證據立てるものと謂ふことが出來る。昭和五年度以降十箇年歳入歳出豫算概計表には公債金を缺き、昭和六年度以降十箇年歳入歳出豫算概計表には公債金と前年度剩餘金繰入とを缺いてゐる。昭和七年度以後は概計表を發表せないことになつた。

立憲政治の行はるゝ國に於ては議會の協贊を經たる豫算の方が重要であつて、議會の協贊と直接關係の無い財政計畫は第二義的の意味を有するに過ぎない。之に反し所謂指導者國家（Führerstaat）に於ては長期間にわたる財政計畫の方が一斷片なる一年限りの豫算よりも重要視せられてゐる。

第三節　豫算の發達

豫算は其の效力から觀て議會の政府に對する財政權附與の形式であること前述ぶる通りである。從つて豫算が立憲政治の發達に伴つて發達したことは論ずる迄も無い。尤も豫算は專制國時代に於ても無かつたのでは無いが、今日の豫算制度なるものは立憲政治の產物であるといふのである。

立憲政治の歷史を顧るに、租稅の立法に關し國民の代表者の協贊を求むる事が議會政治の初めをなしたのであつた。然るに租稅立法に國民が參加した所で、其の租稅の使途たる經費を行政府が濫費する樣な事があつては、租稅協贊權が無意味のものとなり立憲政治の目的を達し得られぬ事となる。玆に立法府は行政府をして豫算を作製せしめ事前の監督をなすことゝなつたのである。此の發達の徑路は英國の憲法史に於て最も能く之を窺ふことが出來る。蓋し立憲政治は英國に於て先づ發達し、豫算制度も亦英國に於て發達したからである。現今立憲諸國の豫算制度は直接間接に英國の制度の影響を受けてゐるといつて差支へない。そこで玆に英國に於ける豫算制度の發達を叙し、それが諸國に傳はつて行つた跡を尋ねなければならぬ。

英國の豫算制度は租稅承諾權に基づいてゐる。既に十三世紀頃に於て租稅は納稅者の承諾を得なければ徵收することが出來ないといふことが確定の原則となつてゐた。而して一六八八年に至り租稅が承諾せられても其の租稅は承諾の目的以外に支出することが出來ないことになり、それが慣例となつた。ジョウジ（George）三世の時になつて整理基金（Consolidated fund）が設けられ、其の基金に屬する

收入支出は毎年議會の議決を要せないが、其他の支出は之を款項に分ちて議決し更に其の支出に充當する收入を議決し、會期の終りに至り是等の議決を集め、議決の目的以外に支出することが出來ないといふ條件を附して一の法律とした。是れが謂ふ所の豫算法である。卽ち行政府は此の豫算法に依つて支出の權能を附與せられることになる譯である。

佛國革命後に於ける佛國の憲法竝に南獨諸國の憲法は、租稅承諾權の觀念に基づき租稅は毎年法律を以て定むべきことを規定したが、實際には毎年租稅の承諾を爲すと同時に其の租稅を目的外に支出することを制限する爲めに豫算を議決することを例としてゐた。白國塊國の憲法は、租稅は毎年法律に依つて之を定むると同時に豫算も亦法律に依つて之を定むることを規定した。普國の憲法は、豫算に關しては毎年法律に依つて之を定むべきことを規定したに拘らず、租稅に關しては法律を以て廢止變更する迄は舊に依つて徵收することゝした。

我國の憲法は大體普國の憲法の精神を襲うてゐる。只だ豫算は法律の形を採らず、豫算として毎年議會の協贊を要することゝ規定したのである。

之を要するに豫算の制度は租稅承諾の思想に基づき行政府に財政權を附與する形式となつて來たのであつて、其の底に行政府の濫費を防止せんとする精神が流れてゐる、其の精神に依つて豫算が今日迄の發達を遂げたのである。但し最近に至り所謂指導者國家が成立したる爲めに豫算に關し立憲國とは異つた行き方が生れたのである。

第四節　豫算の體樣

豫算は帝國議會の協贊を經ねばならぬが、協贊を求める方法として法律の形を採るものゝあることは前節に述べた通りである。豫算が法律の形を採つた所で政府に對する財政權附與の形式であるといふ性質に異なる所が無く、他の法律と全く本質を異にしてゐる。そこで我國の如く豫算は法律の形を採らない制度が出て來るのである。

我國の豫算は法律の形を採らず、豫算案として議會に提出せられ、豫算として公布せられてゐる。其の仕組は、豫算の條文と別冊との二種類より成つてゐる。其の豫算の條文は卽ち政府が議會に協贊を求むる本文であり若くは議會が政府に財政權を附與する根據である。別冊は甲號乙號丙號に分れてゐる。今昭和十九年度總豫算に依りて豫算の條文を示すと左の如くである。

第一條　昭和十九年度歲入歲出總額ヲ各百五拾四億千五百九拾六萬九千五百五拾七圓ト定ム其ノ款項ノ金額ハ別冊甲號歲入歲出豫算ニ據ルベシ

第二條　別册乙號所揭ノ費途ハ各其ノ規畫スル所ニ隨ヒ既定ノ總額年限年割額ヲ改定ス

第三條　昭和十九年度歲出豫算中別册丙號所揭ノ費途ハ其ノ年度末支出殘額ヲ翌昭和二十年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第四條　會計法第六條ノ規定ニ據ル大藏省證券及借入金ノ最高額ハ昭和十九年度ニ於テハ通ジテ五億圓トス

第五條　會計法第十一條ノ規定ニ據リ翌年度ニ亙ル契約ヲ爲スコトヲ得ベキ金額ハ昭和十九年度ニ於テハ壹億圓トス

第三條と丙號とは政府に翌年度繰越使用の權限を與ふるものである。會計法第二十七條は「豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遲延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得」と定めてゐるが、此の規定に據り翌年度へ繰越使用せんとする經費の項を擧げ豫算に於て之を明許し、豫め政府に其の權能を與ふる事となつてゐるものである。

第四條は大藏省證券及借入金の最高限を定めてゐる。會計法第六條の「大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム」の規定が其の根據である。大藏省證券及借入金の最高限は帝國議會の協賛を要するものであるが豫算では無い。之を豫算の條文の中に收めたるは、豫算の施行に關聯するの故を以て便宜の方便を採つたに過ぎない。是れは多年の慣行となつてゐる。

第五條は災害事變に由る場合に於て翌年度に亙る契約及び豫算外契約を爲し得る權能を政府に與ふるものである。會計法第十一條に「政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協賛ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘカサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亘ル契約ヲ締結スルコトヲ得、前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ爲スコトヲ得ヘキ金額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム」と規定してゐるのが其の根據である。是れ大藏省證券及借入金の最高限を定むるものと同樣に論ずる

ことが出來る。それ自身は豫算では無く、多年の慣行となつてゐるものである。

上述の如く總豫算の中には豫算の實質を有せざるものをも包含してゐる。豫算の實質を有するもののみを採つて之を實質豫算といふべくんば、總豫算は形式豫算と名づくべきである。

實質豫算の實體を爲すものは甲號豫算に就て其の體樣を說明する。

甲號豫算は歲入の部と歲出の部とより組み立てられ、前者を歲入豫算後者を歲出豫算と名づける。歲入豫算と歲出豫算は更に經常部と臨時部との二つより成り立つ。此の區別は經費論に於ける所謂經常費と臨時費との區別、收入論に於ける經常收入と臨時收入との區別と對應するものであつて、經費支辨の法則を適用するに當り重要なる標準をなすものである。然し此の區別は相對的のもので法規の據るべきもの無く、動もすれば政治家に勝手に定められる虞れがある。國によつては經常費を廣義に解し繼續的のもの以外に一時的のものをも加へ、以て財政の安固を期してゐるものがある。

歲出豫算歲入豫算は共に更に款項に區分せられる。歲出豫算は共に更に款項に區分をする前に各省所管別としてゐる。會計規則第九條が「歲入歲出總豫算款項ノ區分ハ大藏大臣之ヲ定ム」としてゐるのは、款項の區分より出でて此の分類が豫算其の者の實體をなしてゐる爲めである。款項に依て定められた目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用することを得ない（會計法第十四條）といふ

原則が生れ、豫算の款項に超過して支出する時は後日帝國議會の承諾を求めねばならぬ（憲法第六十四條第二項）といふ原則が出て來るのである。款項の區分を立てることに依つて財政を監督し以て濫費を防ぐことが出來るので、款項の區分は之を立法科目と稱す。議會の協贊よりいへば豫算は款項の區分で足りるが、行政上の必要よりして更に目節に區分する。之を行政科目と稱す。項の定額の範圍內に於て各目の金額を彼此流用することは法律の禁せざる所であるから、會計規則第三十九條の「勅令ヲ以テ指定シタル費途ニ對シテハ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非サレハ之ニ他ノ費途ノ金額ヲ流用スルヲ得ス」といふ特例を除けば、各省大臣は自由に流用する事が出來るのである。

第五節　豫算の政治的經濟的意義

豫算は政治上に經濟上に重大なる意義を有してゐる。以下三點に就て豫算の意義を明かにする。

第一に豫算の成立は政治の安定を意味するものである。思ふに國家生活は年々進步して止まず、從つて年と共に其の內容を異にするものである。從つて國家生活の內容が進步するに從ひ國家は適當の施設をなし更に適切なる經費を支出すべく、こゝに政治の安定を期する事が出來る。もし行政府の提出せし豫算が立法府の容るゝ所とならないと、時代の政治的要求に關し國家內の不統一を暴露する事

となり政治の不安定を齎す結果となる。

第二に豫算に於ける收支の均衡は國家の信用を確定する所以である。豫算にては經費と收入とが對立して示され、更に經費の內譯と收入の內譯とが詳細に分類して說明せられてゐる。經費と收入とが總額に於て均衡を得てゐるか、更に內容的に見て如何なる組合はせに於て均衡を保つてゐるかにより、國家の信用の程度を測定する事が出來るのである。

第三に豫算の出來具合は財界に影響する所が大である。豫算が非募債主義の下に編成せられてゐるか又は募債主義に基づいて組立てられてゐるか、積極主義の豫算なりや消極主義の豫算なりや、增稅の豫算なりや減稅の豫算なりや等により財界は種々の影響を受ける。卽ち國家は最大の消費者であつて、財界より財政に集められゝ資金と財政より財界に投せられゝ金額とは豫算を通じて初めて之を明かにし得るのであるから、豫算の內容は直ちに財界を動かす事となる。

第二章　豫算の種類

第一節　豫算の原則

豫算の種類を述ぶるに當り先づ豫算の原則の最も重要なる豫算統一の原則を明かにせねばならぬ。豫算統一といふは、國家の歲入歲出が一體として統一的に經理せられねばならぬといふことを意味する。一國の歲入歲出を多くの部分に分つて經理するときは財政が不統一となり色々の弊害が起る、統一的經理が必要となる所以である。

豫算統一の原則は更に分れて統一的會計の原則と統一的收支の原則とを派生するのである。我が會計法第二條に於て「租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ」と定めたるは統一的會計の原則を示してゐるのである。更に會計法第十四條の「國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ收ムヘシ、直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス」といふ規定は物的に統一的收支の原則を定め、又會計法第三條「每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ」同法第十三條「各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ

充ツルコトヲ得ス」といふ規定は時間的に統一的收支の原則を明かにしたのである。

この統一的會計の原則と統一的收支の原則とが相集まりて豫算統一の原則をなしてゐるのである。

學者或は豫算の原則として收支を網羅すること（Vollständigkeit）豫算を一本にすること（Einheit）收支を統一すること（Zentralisation）一目瞭然にすること（Durchsichtigkeit）見積を正確にすること（Genauigkeit）豫算を公開すること（Oeffentlichkeit）を掲ぐるものがある。總額豫算と純額豫算との區別、總豫算と特別豫算との區別、本豫算と追加豫算との區別、更に行政科目と立法科目との區別の如きは此等の原則より批判せらるべきである。

第二節　總額豫算と純額豫算

豫算統一の原則からいへば、豫算は總額豫算（Brutto Budget）でなければならぬ。然し總額豫算に對しては純額豫算（Netto Budget）なるものがある。此の區別を明かにせねばならぬ。

純額豫算は純收入又は純支出を掲ぐる豫算である。租稅收入ならば租稅の總收入額より徵稅費を除きたる殘額を、私經濟收入ならば總收入より經營費を除きたる純益を收入として豫算に計上するのである。又大學の會計ならば總經費の中より入學料、授業料等を除きたる殘額を純支出として豫算に計上するのである。即ち純額豫算の收入と支出とは國庫の受け又は拂ひたるものゝ全部でなくして、其の一部分即ち收入と支出との差額だけが豫算面に現はれてゐる譯である。之に反し、總額豫算に於ては苟も國庫を出づるものならば總べて支出に計上し、苟も國庫に入る以上は總べて收入として計上し、純額豫算の場合の如き中間の懷勘定を一切許さないのである。豫算統一の原則の目的は總額豫算に於て始めて之を達する事が出事る。現代文明諸國の豫算は殆んど總べて原則として總額豫算を採用してゐる。過去の純額豫算を棄てゝ現今の總額豫算に移つた原因としては中央集權の傾向が强くなつた事と貨幣經濟の發達した事とが擧げられてゐる。而して立憲政治の確立すると共に豫算を公開して議會の協賛を求むる必要を生じた事が總額豫算の發達を助けたのは、疑ふべからざる事實である。

第三節　總豫算と特別豫算

統一的會計の原則よりせば、豫算は一本であるべき筈であるが、之には例外がある。現に我國の豫算は總豫算即ち一般會計豫算の外に多樣の特別豫算即ち特別會計豫算を存し鐵道省の如きは特別豫算のみよりなつてゐる。故に我國の豫算を統一的に理解せんとせば總豫算と特別豫算とを比較して兩者を統一したる豫算純計を研究せねばならぬ。

一　昭和十九年度豫算に就て云へば一般會計の外に四十一の特別會計が存してゐる。此等の特別會計は地域特別會計と官業特別會計と文化施設特別會計と管理特別會計（或は經理特別會計と名づく）と臨時特別會計との五つに區分する事が出來る。

第一、地域特別會計は、朝鮮總督府特別會計、臺灣總督府特別會計、樺太廳特別會計、南洋廳特別會計、關東局特別會計の五つがそれである。

第二、官業特別會計の其一は官營工業特別會計である。陸軍造兵廠特別會計、陸軍製絨廠特別會計、海軍工廠資金特別會計、海軍火藥廠特別會計、海軍燃料廠特別會計、印刷局特別會計、專賣局特別會計、造幣局特別會計、燃料局特別會計の九よりなつてゐる。其二の官營通信交通運輸業の特別會計には通信事業特別會計（資本勘定、用品勘定、業務勘定）、帝國鐵道特別會計（資本勘定、用品勘定、收益勘定）、朝鮮鐵道特別會計、臺灣事業用品資金特別會計、臺灣事業用品資金特別會計の四つよりなる。其三の官營金融業特別會計は食糧管理特別會計、朝鮮食糧管理特別會計、臺灣食糧管理特別會計、薪炭需給調節特別會計、大藏省預金部特別會計、簡易生命保險及郵便年金特別會計、朝鮮簡易生命保險及郵便年金特別會計、厚生保險特別會計、農業家畜再保險特別會計、森林火災保險特別會計、漁船再保險特別會計、勞働者災害扶助責任保險特別會計及損害保險國營再保險特別會計の十三より成る。かくて官業特別會計は合計二十六に上る。

第三、文化施設特別會計は、教育に關する特別會計であつて、學校特別會計がこれに屬してゐるのである。

第四、管理特別會計は、國債整理基金特別會計、公債金特別會計、爲替交易調整特別會計、營繕用品資金特別會計、金資金特別會計、政府出資特別會計、地方分與稅分與金特別會計の七つよりなつてゐる。

第五の臨時特別會計は支那事變大東亞戰爭に關する特別會計であつて、臨時軍事費特別會計、特殊財產資金特別會計がこれに屬してゐる。

二　一般會計と特別會計との關係は、大體二つに分れる。第一は一般會計より獨立經營する官業特別會計であり、第二は一般會計と交涉する特別會計である。

第一の一般會計より獨立經營する官業特別會計としては先づ帝國鐵道特別會計を擧げる事が出來る。帝國鐵道特別會計は鐵道が儲けた金を以て鐵道を改良し敷設して行く建前で出來て居つて、其の特別會計は一般會計より獨立してゐるのである。尤も帝國鐵道內部の三つの勘定即ち資本勘定と用品勘定と收益勘定とは相互に出入りの關係を存するが故に、此等を合計したるものより重複したる部分

を控除せねば眞の鐵道の會計が明かとならないのである。帝國鐵道特別會計と同樣の形を取つてゐるものには尙通信事業特別會計がある。更に此兩特別會計とは多少趣を異にするが一般會計と離れて獨立經營せらるゝものに大藏省預金部特別會計、簡易生命保險特別會計の如き官營の金融機關の特別會計がある。此等の特別會計に於ては、其の儲けを一般會計に入れず特別會計內部にて積立金とし、其の積立金を運用して行くものである。

第二の一般會計と交涉せる特別會計は、其の交涉の方式を收入の繰入關係と賣買關係と貸借關係と支出の繰入關係との四つに區別する事が出來る。

(1)　收入の繰入關係により一般會計と交涉せる特別會計としては、專賣局特別會計がある。特別會計の益金を一般會計に繰入れるからである。次に陸海軍省所管の特別會計に於ても其の益金を一般會計に繰入れる事となつてゐる。

(2)　賣買關係により一般會計と交涉する特別會計は、印刷局特別會計、陸海軍所管の特別會計等を主なるものとす。印刷局特別會計は財界とも交涉を有してゐるが、更に一般會計及び他の特別會計と賣買關係を有してゐるのである。

(3)　貸借關係は、官營金融業特別會計と他の會計との間に行はれるのである。大藏省預金部特別會計は帝國鐵道特別會計其他の會計より餘裕の金を預かり之に對し利子を支拂つてゐるのであるが、又一般會計其他特別會計に貸付をなし、之に對して利子を受入れてゐるのである。

(4)　第四に支出の繰入關係により計算が重複して現はれてくる場合がある。一般會計から外地特別會計に對し經費補充金を支出せるが如き、大學其他の文化施設特別會計に政府支出金を支出せるが如きそれである。一般會計の支出金は此等特別會計の收入となり、更に其れが特別會計より支出せられるのであるから、支出が一般會計と特別會計とに重複して現はれてくるのである。

以上四種の關係の中で、收入の繰入關係と支出の繰入關係とは明瞭であり、貸借關係も見當がつくのであるが、賣買に就ては豫算書にては明にせられてゐない。

一般會計と特別會計とを通じて我が國家財政が純粹に幾何の收入を得て幾何の支出をしてゐるかを調べたものが所謂豫算純計であつて、是れにより國家財政の幅を明かにする事が出來る。更に國家財政と內地及び外地の地方財政との間に就き重複したるもの——國家財政の義務教育費國庫負擔金と道府縣財政の國民學校教員俸給費の一部の如き——を除き純粹に收入となり支出となつてゐるものを調べ、我が國家財政及び地方財政に通ずる豫算純計を算出し、我國に於ける財政の全體の幅を明かにする事が出來る。豫算の統一主義なるものは、一般會計より出發して特別會計に及び、更に地方財政に

及び、更に國家財政及び地方財政に通ずる豫算純計に到達して、之を解決し得るのである。

第四節　本豫算と追加豫算

豫算統一の原則からいへば、國家の歳入歳出は一箇の豫算で網羅せられねばならぬ。よし總豫算と特別豫算とが區別せられても、其の總豫算は特別豫算で一箇であるべく、特別豫算は總豫算で一箇であるべきである。處が豫算が編成せられた後に事項金額を追加補充せねばならぬ必要が起り、其の爲めに追加豫算を提出することが認められてゐる。追加豫算に對して基礎的豫算を本豫算といふ。

本豫算と追加豫算とは編成提案公布共に別々となつてゐるから、形式上區別せられてゐるが、公布せられた以上は別々に施行するので無く通計し全體として施行するのである。從つて本豫算と追加豫算とは豫算成立の徑路に於ける區別であつて、豫算統一の原則を紊すものでは無い。然し本豫算編成の際に經費支出の必要を認め乍ら之を追加豫算に讓り、本豫算が膨脹してゐないかの如く裝ふことは財政當局者の陷り易い弊である。そこで我が會計法第七條には「必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス」と定むるに至つた。然るにも拘らず此の規定の精神を無視し追加豫算が屢々提案せられるのを例としてゐる。

第三章　豫算成立の徑路

第一節　豫算の編成

一　豫算は政府が之を編成して議會の協贊を得て成立するものである、從つて豫算の編成は政府の手に任せられるものであつて、議會の關すべき所で無い。これ議會に法律提案權があるに拘らず豫算提案權が無い所以である。

豫算の編成は政府の手に任せられるとして、其の政府內部の關係に於ては大藏大臣が之に當るのである。我國會計規則第六條に「大藏大臣ハ歳入ノ景況ヲ調査シ各省ノ豫定經費要求書ニ基キ歳入歳出總豫算ヲ調製スヘシ」とあるは此の趣旨を明かにせるものである。大藏大臣は單に豫算の編成のみならず豫備金の支出、決算の調製等國家の會計の遂行を職務としてゐる。是れ大藏大臣が他の各省大臣と異なり、所管大臣たる資格以外に、國庫大臣たる資格を備へてゐる所以である。

二　大藏大臣が豫算を編成するには種々の手續を要する。我國總豫算編成は第一に大藏大臣が毎年の初めに於て翌年度の豫算編成の方針を立て之を閣議に諮り其の決議を經て各省に示すに初まる。第

二に各省大臣は此の閣議決定の豫算編成方針に從ひ概算を作製し、大藏大臣之を査定して總概算を作り、閣議之を決定し、第三に此の概算に基づいて正式の豫算を編成するのである。第二段と第三段とは二重の手續となるから、之を覆審の制度といふ。この覆審の制度が豫算編成の骨子となるのであるから尙ほ少しく其の手續を詳かにし、更に覆審の諸手續を踐む時期、各時期に必要となる書類の作り方、査定の方法、覆審の理由を明かにして置かねばならぬ。

(1)　覆審の手續は之を細かく分つと四の階段を經る事になつてゐる。第一に、各省大臣は其の取扱に係る歳入と所管事務に要する經費とに就て、歳入概算書及び歳出概算書を調製し之を大藏大臣に送附する。第二に大藏大臣は歳入概算書に基づき歳入全部の概算を作り、歳出概算書に就き歳出を査定し、歳入歳出を對照調理し翌年度の歳入歳出總概算書を調製して閣議に提出し閣議が之を決定する。第三に閣議決定の後其の決定額を各省大臣に通達し、各省大臣は歳出に關しては經費毎項の概算額以内に於て豫定經費要求書を調製し、歳入に關しては歳入概算より出發し更に精密に調査を遂げて歳入豫定計算書を調製し、共に之を大藏大臣に送るのである。第四に大藏大臣は各省豫定經費要求書が概算決定に相違してゐないかを審査し其れに基づいて歳出計算を確定し、更に歳入豫定計算書に基づいて歳入全體に亙り歳入豫算明細書を調製し依つて以て歳入計算を確め、茲に歳入歳出總豫算を調製する。總豫算の體樣仕組は既に詳論したから、茲に主として總豫算の出來上る迄の手續を研究する。

(2)　覆審の諸手續を踐む時期に就ては明治二十二年閣令十二號歳入歳出豫算概定順序が之を定めてゐる、それに依ると、

一、歳入概算書及歳出概算書を大藏大臣に送附するは五月三十一日迄であり、二、歳入歳出總概算書を閣議に提出するは六月三十日迄であり、三、内閣に於て之を決定するは七月十五日迄であり、四、各省豫定經費要求書を大藏大臣に送附するは九月三十日迄である（會計規則第十二條）。

之を實際に徴するに、此の規定通りには行はれてゐない。各省が歳出概算書を大藏省に送り來る期限は六月三十日若くは七月三十一日位迄が例であり、歳入概算書はそれよりも遲れ九月頃に調製せられるのが例である。蓋し歳入の見積は最近の事實に基づくことを必要とするが、前年度の決算は七月三十一日で締切るから前年度の收入も其の時に正確に定まり、それが八月末には判つて來る。その上本年度の收入狀態も四、五、六、七の四箇月分即ち三分の一箇年間分は八月末には判つて來る。そこで九月になつて、是等の實績に徴して翌年度の歳入の豫想をつける。斯くして歳出概算書と歳入概算書とが出揃ふ。大藏省は八、九、十の三箇月間に之を査定し、十月末頃になつて、大體歳入歳出の均衡が得られる事の見込が付き歳入歳出總概算書が調製せられるのである。之と同時に財政計畫即ち

翌年度以降十箇年歳入歳出概計表も辻褄が合ふ様に作り得るといふ見込が立ち、茲に豫算閣議が開かれる。それが十一月の初旬若くは中旬となる。此の閣議に決定せられた概算に基づき各省豫定經費要求書が調製せられるから、それが大藏省に送られるのは十一月末頃となるのである。

(3)　概算書及び總概算書の作り方に就ていへば、經常と臨時との二部に大別し更に之を款項に區分して前年度の豫算と比較し其の増減を示し之に理由の説明を加ふることになつてゐる。一體我國の豫算は其の總額に就て議會の協賛を經るのである。從つて豫算編成に際しても各省の經費を漏らす所なく總額に就て審査するのが本筋である。然し巨額の豫算を事項と金額とに就き一々審査することは困難である。そこで前年度豫算卽ち前年度に於て事項と金額とに就き必要と認めたるものを基礎とし、之と相違するものに調査の主力を注ぐ必要を生ずる。換言すれば前年度豫算に於て認められてゐない新事項の要求、既に認められてゐる事項に對する金額の増加の要求竝に既に認められた事項の金額減少の要求等に就て調査することになる譯である。概算書が款項に分たれ前年度に對比し増減が示されてゐる所以は、斯の如き調査をなす必要に出たものである。

各省豫定經費要求書の作り方は、經常臨時の別、款項の區分の外に目を加へ、經費所要の理由及び計算の基礎を明かにし、更に前年度豫算額の比較増減の説明を附する事となつてゐる。斯くして議會の審議が概算の査定と同じ様に進み、新規要求と經費減額とに主力を注ぐ事となるのである。平年に於ては經費減額は殆んど問題とならぬから、概算の査定は大體に新規要求の査定となる次第である。處で緊縮政策が實行せらるゝに當りては既定經費の整理卽ち節減繰延が重大なる意義を有することゝなるので各省よりの減額要求を待つのみでは目的を達しないから、大藏省自ら歳出整理案を作り各省をして承諾せしむるの手續を採り交渉の結果更に閣議で決定する事になる。其の整理額が總概算書の中に書き加へられ各省經費要求書の中にも記入せられる事は論ずる迄も無い。

歳出豫算の作り方に就て論じた事は又之を歳入豫算に當て嵌めることが出來る。卽ち歳入豫算明細書を經常臨時の二部に大別し更に款項目に區分し、前年度豫算額と比較して増減を明かにするのである。固より豫算見積の基礎を説明してゐるのであるが、前年度との相違に最も力を入れてゐる。

(4)　概算の査定方法を見る。歳出概算に就ていへば、大藏省に於て各省要求の各款項に就き審査し事業の緩急と計畫の當否を調査し或は之を認め或は之を削り或は之を輕減するのであるが、歳入の財源が充分でないと經費の必要を認めても削除輕減することになる。歳入概算も同樣に、歳入の見積が過大で無いか過少で無いかを調査し、歳入官廳の提出するものを其の儘認めるのでは無い。

(5)　覆審の手續を踐むのは、豫算の審査を間違のない様にし且つ圓滑に行はれる様にする爲めであ

る。概算は大體の輪廓である、大體の轉廓で各省の要求と之に充つべき歳入とを睨み合はし或は各省の要求を斥け或は減じ、一應の成算を得て確定豫算の編成にかゝるのである、若し概算に依らずして初めより複雜なる豫定經費要求書の形で各省の要求をなさしむるとせば査定の爲めに煩雜を來たし無用の手數を重ねることゝならう。此の弊を除くのが覆審の趣旨とする所である。

三　以上は總豫算編成の順序であるが、各特別會計の豫算に就ては簡易なる方法を採用してゐる。卽ち覆審の手續を踐ます、各省大臣は初めより各特別會計歳入歳出豫定計算書を作製し、大藏大臣は之に依つて直ちに各特別會計豫算を調製するのである。

第二節　豫算の提案

大藏大臣は豫算の編成を終れば之を閣議に提出し、閣議が之を決すると政府は上奏裁可を經て之を帝國議會に提出するのである。議會に提出せられる豫算が形式的豫算である事は論ずる迄も無い。此の豫算を說明する爲めに歳入豫算明細書、各省所管豫定經費要求書が添へられてゐる。

豫算は先づ衆議院に提出するのである。憲法第六十五條の「豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ」といふ規定に基づくのである。此の規定は衆議院の豫算先議權に關する憲法上の原則を定めてゐる。議院法第五十三條が議案の提出は兩議院の中で何れを先にするも便宜による旨を定むるに拘らず、豫算案のみに衆議院の先議權を規定せるは何故であるか、是れ一般國民の代表者より成る衆議院をして豫算を先づ審議せしむべしとの各國憲法上の沿革的理由に出てゐるのである。

豫算提出の時期に關しては會計法第七條第一項に「歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ」と規定してゐる。但し同條第二項には「必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス」と定め、緊急の必要ある場合に於ては臨機に追加豫算を提出するを妨げない事となつてゐる。而して各特別會計豫算も亦總豫算と同時に提出すべき事となつてゐるから、豫算は全體に於て帝國議會開會の初頭に衆議院に提出すべきである。然し實際に於ては帝國議會は毎年十二月二十五日前後に召集せられ、開會後直ちに休會して翌年一月二十日後に再會せられるを例としてゐる。又審議すべき豫算關係の書類も一月半ば過ぎでなければ印刷が出來ない。從つて豫算は休會明の會議の初頭に提出せられる事になつてゐる。

第三節　豫算の議定と公布

豫算案は先づ衆議院に提出せられるが故に、大藏大臣は衆議院に於て財政演說を試み、豫算の大綱

を說明するのである。豫算案が衆議院に於て豫算委員會の審査を了へ衆議院の議決を經れば、貴族院に回付せられるのである。貴族院に於ても衆議院に於けると同樣に大藏大臣の財政演說より始まり豫算に關する審議は開始せられるのである。斯くて帝國議會にて可決したる豫算案は公布の手續に及ぶのである。豫算の成立せざる時には前年度豫算を施行する事となる。茲には豫算審議に關する重要なる諸問題、卽ち豫算提出權、豫算委員及び豫算の公布に就き說明を加へる。

(1)　豫算案は其の提出權が政府のみに屬してゐる。法律案にありては政府、貴衆兩院が各々之を提出するを得るに對し、豫算案には此の制限が設けられ、兩院は政府の提出せる豫算案を批判討議するに過ぎぬ。蓋し豫算は國家の目的を遂行する金錢的手段を規定してゐるものであるから、之が執行の責任者たる政府のみが之を豫測し之を要求すべきであるからである。從つて議會は豫算の提出それ自體は固より、豫算の提出と同じ效果を有する增額修正をなす權能も認められてゐない。卽ち帝國議會は政府の提案に對して新たなる款項を追加し、又は其の金額を增加する意見を有するも、豫算に左樣の修正を加ふることが出來ぬ。政府が帝國議會の此の意見に同意する場合に於ては、政府は別に追加豫算を提出するのを例とする。帝國議會が款項の削除減額を決議し得ることは論ずる迄も無い。

(2)　豫算案は政府の提出にかゝる法律案と共に先づ委員會の審査を經ねばならぬ。豫算案を審査する委員を豫算委員と稱し、常任委員中で最も重要なる地位を占めてゐる。豫算委員會は各省別に數箇の分科に區分せられ、委員會分科會共に國務大臣及び政府委員の說明を聞き、各細目に亙り愼重に審議するのである。各分科會の審査が終らば其の結果を豫算總會に報告し豫算總會の決議は之を議院に報告し、之に基づき院議を決定するのである。

(3)　豫算の公布は、其の意義に於て法律と自ら性質を異にしてゐる。卽ち豫算は議會が政府に財政權を附與する形式であるから、議會の協贊あれば則ち成立するもので無い。是れが故に裁可公布は單に手續上の問題に屬すと謂はねばならぬ。帝國議會に於て政府提出の豫算案を議決した時は、議長より內閣總理大臣を經て奏上し、裁可の上、上諭を附して之を公布するの手續を取ることになつてゐる。

第四節　不成立の場合に於ける施行豫算

豫算が成立せざるときは前年度豫算を施行するのである。憲法第七十一條には「帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ」と規定せられてゐるのが、それである。思ふに豫算は每年帝國議會に提出して其の協贊を求むべく、從つて其の效力は一

會計年度に限られるのであるが、豫算不成立の場合には當該年度の豫算なるものなく政策遂行の金錢的手段が缺けてゐるから應急手段として前年度の豫算を本年度に適用するのである。帝國議會の協賛を經て成立せる豫算を成立豫算又は決定豫算と稱するに對し、この豫算を施行豫算と稱してゐる。施行豫算は前年度豫算に依るべきものであるから、其の内容は前年度豫算と全然同一であるべき筈であるが、既定繼續費に屬する年割額が其の例外をなしてゐる。尙ほ其の方面に於ては前年度豫算の金額を超過せざると共に、不成立に歸したる當該年度豫算に要求したる金額を超過せざる事を必要とする。そこで前年度豫算を施行するにしても之に多少の修正を加へる必要がある。施行豫算に斯かる修正を加へたるものを實行豫算と名づけるのである。

但し豫算不成立の場合の實行豫算の外に、豫算の成立したる年度に於ける實行豫算も存するのである。卽ち歲出節約の目的から、其の決定豫算の範圍に於て政府が更に新しき豫算を作り之を實施する場合であつて、詳細は第四章の說明に讓る。故に施行豫算に伴ふ實行豫算と決定豫算ある場合に於ける實行豫算とは、之を區別せねばならぬ。

第四章　豫算の實行

第一節　歲出豫算の實行と歲入豫算の實行

豫算を實行するに當り、歲入豫算と歲出豫算とは自ら其の性質を異にしてゐる。歲入豫算は單に歲入の見積りたるに止まり、實際の歲入は主として法令の定むる處によつて收納せられる。然るに歲出豫算は其の支出の事項及び金額が一定せられ、豫算を離れたる支出のあるべからざる事を原則としてゐる。故に豫算に於て歲入と歲出とが一致しても、豫算の實行に於ては必ずしも一致すると限らない。歲入が歲出に超過する時には歲計剩餘を生じ、逆に歲出が歲入に超過する時には歲計不足を生ずる。歲計剩餘が生ずれば後年度歲入に繰入れるから何の問題をも生ぜぬが、歲計不足を生ずれば其の補塡が問題となる。豫算の實行に於て更に起る問題は、豫算超過及び豫算外支出である。

第二節　豫算超過及び豫算外支出

豫算は歲計の豫測である。國家の活動は一日も止まず、國家內外の情形は變轉して已まぬ。豫算の

實行に當り豫算の豫期せざりし事情の爲めに豫算の款項に超過して支出し又は豫算外の支出をなさねばならぬことが起つて來る。憲法第六十四條第二項が「豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」と定めてゐるのは、此の場合を見てゐるのである。是れが所謂豫算超過及び豫算外支出の問題である。然らば其の財源を何所に求むべきやと云ふに、第一は豫備金である。憲法第六十九條には「避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備金ヲ設クヘシ」と規定し、更に會計法第九條は

「豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一　豫備金

第二　豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス」

と定めてゐる。是が故に第一豫備金は豫算超過の財源となり、第二豫備金は豫算外支出の財源となるものである。豫備金は形式的豫算の中に其の款項を存してゐるが、實質的豫算に於ては其の内容をなさぬ、斯の如く支出せられて初めて經費の性質を帶び來るのである。豫備金の管理に關しては會計規則第十七條は「豫備金ハ大藏大臣之ヲ管理ス」と定め、國庫大臣たる大藏大臣の管理に屬せしむるを原則としてゐる。特別會計の第一豫備金の管理は、其の豫算を所管する主務大臣が之を執行し、又外地會計に屬するものゝ管理は主務の長官が執行する事になつてゐるから、是等の特別會計の豫備金は主務大臣又は主務長官が管理を委任せられてゐる譯である。

第一豫備金、第二豫備金及び特殊の豫備金を支出し盡し尚ほ支出を必要とする時に採るべき方法が緊急財政處分である。憲法第七十條に

「公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」

と規定してゐるのがそれである。此の緊急財政處分の財源は多くは公債である。

財政上の緊急處分によらずして豫備金外支出を行ふ事は、從來屢々行はれ殆んど一の慣行となつてゐる。此の種の經費の支出を責任支出と名づく。責任支出の財源は歲計剩餘金であるから、前年度より繰入れられたる剩餘金が存するにあらざれば責任支出を行ふことが出來ぬ。其の年度に剩餘金を生ずる見込が充分であるとしても、次年度の七月三十一日に至らざれば確定しないから本年度の剩餘金を、責任支出の財源とすることは出來ない譯である。責任支出を行ふ場合には、手續を一層嚴重にし

大藏大臣は各省大臣の請求を調査し意見を附して閣議に提出し、閣議にて決定せし上に內閣總理大臣が上奏し、裁可を經て決行する事となつてゐる。

第三節　歳出節約の實行豫算

前年度剩餘金が巨額に存する時代に於ては、赤字の補塡は簡單であつた。然し剩餘金が無い場合には歳出の節約を必要とする。前年度剩餘金が存してゐても物の豫算が金の豫算と調和せず物資の不足の爲めに歳出を節約せねばならぬことがある。茲に歳出節約の實行豫算を作製せねばならぬ。

實行豫算は名は豫算であるが、官報で公布せられた所の本當の豫算即ち公布豫算と異なり、嚴格なる意味の豫算でない。即ち此の種の實行豫算は閣議で決定せられたものであつて政府部內に於て互に節約する事を申し合はせ、官廳相互間に效力を持つものに過ぎぬ。實行豫算は憲法違反にして議會の豫算議定權を害するものであると云ふ說があるが誤つてゐる。蓋し議會の豫算議定權なるものは行政府をして或る一定事項以外に經費を支出せしめず、更に或る一定金額以上に經費を支出せしめない事を定めてゐるのである。故に實行豫算を作り、經費の支出を公布豫算の定めたる限界の範圍內に止めんとするのは、決して憲法違反なりと云ふを得ないのである。

第五章　決　算

歳計は豫算に始まり決算に終るのである。もし歳計の豫測と實蹟とが必ず一致するものならば豫算の外に決算の必要なきも、第四章に述べたるが如く豫測と實蹟とは齟齬ふのを常とするから、茲に歳計の豫測たる豫算の外に歳計の實蹟たる決算を設ける必要が起るのである。更に歳計の實蹟を知る事は歳計の豫測を立つるに當り有益なる材料を提供するものであるから、豫算と決算とが相俟つて初めて一國の歳計を完全に示す事が出來るものである。

立憲政治の行はるゝ諸國に於ては、豫算たり得る爲めには單純なる歳計豫測たるに止らずして帝國議會の協贊を得る事を必要とするのである。同樣に文明諸國に於ては單純なる歳計の實蹟は決算たるを得ない、決算たり得る爲めには會計檢査院が之を確定する事を必要とするのである。故に決算を研究するに當りても問題を決算の編成と決算の檢査と決算の提出との三つに分たねばならぬ。

我國に於ては、各省大臣は年度の終了したる後に一定期間內に出納事務を完結し、歳入に就ては增減計算書を調製し、歳出に就ては決算報告書を調製し、翌年度七月三十一日迄に大藏大臣に送付するのである。大藏大臣は歳入增減計算書に基づき歳入決算明細書を作製し、之と各省經費決算報告書と

を基礎として更に歳入歳出決算を調製するのである。大藏大臣は歳入歳出決算に歳入決算明細書、各省決算報告書及び國債計算書を添へて閣議に提出し、會計檢査院に送付するのである、是れ決算の第一の手續たる決算の編成である。

決算の第二の手續は決算の檢査である、決算の檢査は帝國憲法第七十二條が規定してゐる。曰く「國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計檢査院之ヲ檢査確定シ、政府ハ其ノ檢査報告ト倶ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ、會計檢査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」と、而して會計檢査院法第一條に「會計檢査院ハ天皇ニ直隷シ、國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有ス」と規定してゐる。故に會計檢査院の檢査は決算を帝國議會に提出する憲法上の要件であつて、且つ會計檢査院は獨立の地位を保つて其の檢査を行ひ得るのである。會計檢査院が行政府より獨立して自由に決算を檢査し得る事により、帝國議會の豫算議定權は始めて其の實をあげる事が出來る。蓋し、帝國議會が如何に嚴密に豫算を議定するも、實際上に於ける歳出と歳入とが行政府の專斷にまかされる時には、帝國議會の豫算議定權なるものが有名無實に歸するからである。

會計檢査院の檢査が確定する時は、政府は其の檢査報告と共に歳入歳出決算書、歳入決算明細書、各省決算報告書及國債計算書を帝國議會に提出するのである。之を決算の第三の手續とする。從來は決算の提出が非常に遲延し甲年度の決算は丁年度の豫算案と同時に帝國議會に於て審議せられ、其の結果として決算は豫算編成の參考資料ともならず、更に帝國議會の豫算議定權を確保する根據ともならず、決算の審議は全く其の意味を失つてゐたのである。特に內閣の更迭頻繁なる時の如きは、決算の責任者たる內閣が決算の審議の當時には存在せず、從つて決算の審議が全く其の目的を沒した事もある。新會計法第二十三條は「歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ」と定め一年の繰上を實行するに至つたから、此の方面の缺點は大部分除去せられたのである。

以上は豫算による歳出を中心として我國の歳計を研究したのであつて政府の歳出義務負擔の本則を示したものである。しかるに從來の慣例として豫算と並び「豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件」に依る歳出義務負擔の變則的形式が併用せられてゐる。蓋し歳出義務の負擔と之が履行とは年度を異にする場合があるのみならず、年度を同うする場合に於ても、政府が條件付義務又は不確定金額の義務を負ふときに豫算に計上するに適せないものがあるからである、豫算外契約は之を大別すれば㈠補助費、㈡元利保證、㈢購入費、㈣給與、借料借入金、㈤出資金國際分擔金の五とすることが出來る。近來其の件數が多くなり、其の金額の定つてゐるものに付て觀るも頗る巨額に上つてゐる、從つて歳出に於て豫算と決算との間に差異を生ずるのを免れないのである。

第六章　國家豫算と地方豫算

國家の目的は一元的に之を遂行する事が出來るが、國家の手のみでは國政の運用が劃一に流れ國民の眞の生活に觸れない憾みがある。茲に國家の下に各種の地方團體を設け國政の相當部分を分擔せしめねばならぬ。特に近代國家に於ては大都市の發達が著しく其の規模は小國を凌駕するに至り國民生活に占むる地位が重要となつて來た。地方團體は其の目的を達する爲めに國家と同樣に財政を樊理せねばならぬ。これ國家の豫算とならんで地方團體の豫算が問題となつてくる所以である。國家豫算と地方豫算との關係は、支分國よりなる複合國の場合と單一國の場合とにより異つてゐるが、相當に密接なるものである。以上五章は專ら國家豫算を論じたのであるが、本章に於ては我國の地方豫算を中心として研究を進め、更に進んで國家豫算と地方豫算との交涉を明かにしたい。

一　我國の地方團體は狹義に於ては道府縣市町村を意味し廣義に於ては水利組合、土功組合等をも含む。又、外地について見るも、朝鮮にては道、府、邑、面あり、臺灣には州、廳、市、街、庄あり、樺太にても市町村の地方團體がある。此等の地方團體はいづれも財政を營み豫算を作つてゐる。本章にては問題を道府縣市町村の豫算に限り研究を進めたい。

地方豫算は地方團體の一會計年度に於ける歳入歳出の豫定的計畫である。從つて三つの要素として會計年度と歳入歳出と豫定的計算たる事を數へる點に於ては國家豫算と異る所がない。會計年度については府縣制第百十八條に「府縣ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ同シ」と定め、更に市制第百三十三條と町村制第百十三條に「會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル」と定め、每年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終ることとなつてゐる。

二　國家豫算に於けると同樣に地方豫算につき總額豫算と純額豫算、總豫算と特別豫算、本豫算と追加豫算の區別をする事が出來る。

豫算統一の原則により地方豫算は總額豫算を採り純額豫算を採らない。卽ち府縣制施行規則第三十條が「府縣稅其ノ他一切ノ收入ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ豫算ニ編入スヘシ」と定め、市町村制施行規則第三十三條が「市町村稅其ノ他一切ノ收入ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ノ豫算ニ編入スヘシ」と定めてゐるのである。故に地方豫算に於ても收入と支出との差引勘定を許さず、收入と支出との全貌を通覽し得る樣に豫算面に揭げる事となつてゐる。

國家豫算が總豫算の外に特別豫算を設けてゐる樣に、地方豫算も豫算統一の原則の例外として特別會計を許してゐる。卽ち府縣制第百二十三條は「府縣ハ府縣會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ

得』とし、市制第百三十八條と町村制第百十八條とは市町村が特別會計を設くるを得る事を規定してゐる。かくて道府縣市町村が普通經濟の外に特別經濟を設けてゐる。特別經濟が特に重要なるは大都市財政である。六大都市の財政に於ては特別經濟の數が多きに上り特別經濟の金額の幅が普通經濟の幅を超えてゐる有樣である。

國家豫算が本豫算の外に追加豫算を認めてゐる樣に、地方豫算も豫算統一の原則の例外として、普通經濟と特別經濟との兩方面にわたつて追加豫算と更正豫算とを設けてゐる。府縣制第百十九條に「府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加若ハ更正ヲ爲スコトヲ得」と定め、市制第百三十四條町村制第百十四條により市町村長は市町村會の議決を經て既定豫算の追加又は更正を爲す事が出來るのである。豫算の更正とは既定の當初豫算の科目又は費目を新設する事なく當初豫算金額の範圍内に於て金額を增減し又は科目又は費目を削除するのである。豫算の追加とは新たに豫算の科目又は費目を設け又は既定の當初豫算金額の增額をなすのである。いづれも豫算調製後に生じたる必要に應ずる爲めに作製せられるのである。實際問題としては更正と追加との兩方を同時に行ふ場合がある。

三　府縣制第百十八條によれば「府縣知事ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製シ年度開始前府縣會ノ議決ヲ經ヘシ」と定められてゐる。市制第百三十三條町村制第百十三條も、市町村長は每會計年度歲入出豫算を調製し遲くとも年度開始の一月前に市町村會の議決を得ねばならぬと規定してゐる。府縣市町村會は府縣市町村の議決機關であるから、特別の場合の外は發案權を有しない。故に府縣市町村の豫算の議定に際しては必ず府縣知事又は市町村長の提出にまつべきものである。

歲入歲出豫算は經常臨時の二部に分つを常とするも此の區分は市町村豫算に於ては必ずしも必要でない。豫算を更に細分して款項とし府縣豫算に於ては各項を各目に區分し、各科目につき豫算說明を附する。款項の區分の中で重要なるは款であつて、各款の金額は彼此流用するを得ない。故に地方豫算の款に超過し又は地方豫算の款の外に生じたる支出は豫備費より支辨する。各項の金額は流用を許してゐるが、それには府縣豫算に於ては府縣參事會の議決を要し、市町村豫算に於ては市町村會の議決を必要とする。

地方豫算についても國の豫算と同樣に繼續費を認めてゐる。繼續費そのものは地方團體の發展の爲めに必要であるが、何分にも數年にわたる事業の經費を今年度に議決して置くのであるから、地方財政を紊亂せしめる事もある。故に繼續費に關しては愼重なる財政計畫を樹立して其の財源關係に然るべき用意を必要とするのである。

府縣市町村の出納は翌年度五月三十一日を以て閉鎖し決算の手續にうつるのである。府縣知事は豫

算と同一の區分により決算を作製し翌翌年の通常會に於て之を府縣會に報告するのである。府縣の豫算は之を内務大臣に報告し其の要領を告示する事となつてゐる。市町村に於ては收入役が決算を市町村長に提出し市町村長が之を審査し意見を付して次の通常豫算を議する會議までに市町村會の認定に付するのである。市町村の決算は其の認定に關する市町村會の議決と共に之を府縣知事に報告し且つ其の要領を告示するのである。

四　地方豫算はそれぞれ獨立してゐるが、國家豫算に對し又は他の地方豫算に對し連絡してゐる。從つて一國財政の全體を觀察するには國家豫算と各地方豫算との間の關係を明かにせねばならぬ。

國家豫算と地方豫算とを結ぶ最も重要なものは内務省及大藏省所管の地方分與稅分與金特別會計である。本會計は地租、家屋稅、營業稅の收入と一般會計よりの受入金（所得稅、法人稅、遊興飲食稅及入場稅の一部）とを主なる財源とし、地租、家屋稅、營業稅の收入を還付稅分與金として徵收地道府縣に分與し、一般會計よりの受入金を配付稅分與金として一定の基準に從ひ道府縣及市町村に分與するのである。地方分與稅分與金の中で還付稅分與金は道府縣豫算の收入となり、配付稅分與金は道府縣豫算と市町村豫算との收入となり、以て國家豫算と地方豫算とを結ぶのである。

次に重要なのは國民學校教員俸給分擔金である。國民學校教員の俸給の二分の一を文部省より道府縣へ繰り入れ、道府縣が國民學校教員俸給を支拂ふのである。但し六大都市に於ては府縣が市長を經由して支拂ふことゝなつてゐる。

第三に數ふべきは警察費連帶支辨金であつて、内務省より道府縣豫算に繰入れるのである。

第四は市町村交付金であつて、國稅徵收に關し大藏省より一定の基準に基き關係市町村の豫算に繰入れるのである。

國家豫算の歲出經常部より地方豫算に繰入れられるものとしては、以上四種の經費の外に師範教育費補助、國民學校教育費補助、公立學校職員年功加俸補助、恩給財源交付金等をあげる事が出來るが、國家豫算の歲出臨時部より地方豫算に繰入れる補助金としては各種の經費を數へる事が出來る。

かくの如く地方豫算は國家豫算と交涉する所が少くないが、更に上下級地方團體の間に於て同級地方團體の間に於て互に密接なる交涉を有してゐる。

第二編　經費論

財政は國家が其の職分を遂行する爲めの手段である。故に職分遂行の爲めに必要あらば、其の經費の支出は敢て辭すべきではない。學者が財政は出づるを計りて入るを定むと云ひ、或は支出經濟が收入經濟を支配すると云ふはこれが故である。收入を增さねばならぬ所以は、經費の增加して止まないが故である。從つて經費の本質を度外視しては、收入論も租稅論も公債論も出發點を失ふであらう。これ最近の財政學に於て、經費論が俄かに擡頭したる所以である。

第一章　國家の目的竝に其の發達

經費論を財政學より除く學者は姑く措き、苟くも經費論を取扱ふ以上は二つの立場が分れる。一はエーヘベルグ、フユルデスの如く財政的見地のみに立ち、他はアダム・スミス、ラウ、ワグネルの如く經費の財政的意義を明かにすると共に更に前提として其の政治的・社會的意義を研究するのである。茲には後の立場をとり先づ國家の目的を明かにしたい。國家の目的は時代に依り國に依りて必ずしも

一樣ではない。蓋し國家の目的は先天的に絶對的には存せず、時と所とに從ひ相對的に之を確め得るに過ぎぬ。故に問題は歷史的に發達し來つて、現實の國は何を爲すか何を爲さねばならぬかに歸するのである。是に於て學者或は之を目的と云はんよりは職分と云ふを優れりと說く。是等の論者は目的と職分との間に劃然とした區別を設けない。蓋し目的は目標である。目標に達せんとして進む所に國家の行動がある。職分は爲すことを要する義務である。義務を果さんとして進む所に國家の行動がある。故に國家の行動より見れば等しく之を促す動機であると謂はねばならね。從つて目的と云ふも職分と云ふも同一に歸すべきである。國家に目的若くは職分があつて國家の行動がある。國家の行動があつて財政の必要が存するのである。

第一節　現今國家の具體的目的

現今の國家に就て其の行動を通覽するに、其の目的は二に歸する。其一は國家自存の目的であり、其の二は國家發達の目的である。而して自存の目的と發達の目的とは相互に關聯して之を分離することが出來ぬ。併し兩者は觀念の上に於て之を區別することが出來る。

一　自存の目的とは國家自身を保全せんとする目的である。國家は人民の集團であるが、又國家として存在してゐる。此の國家の存立を脅かすものあらば、國家は之を防ぎ以て自ら衞らねばならぬ。故に國家は外に敵國の憂を防ぎ、內に國內の平和を維持せねばならぬ。之が爲めには武力を必要とする。之を武力目的と云ふ。其の主なるものは表はれて陸海軍の組織となるのである。

國家が自存して行くには武力を要する外に尙ほ法律を要する。法律の制定並に運用は國內の秩序を維持し以て國家生活を完うする上に於て必要である。之を法律目的と云ふのである。法律の目的は多く國內に存するが、又國外に存することもある。國外に於て國民の身體財產並に經濟的利益を保護するが如きが、卽ちそれである。國際條約、外交、領事の事務は之に屬してゐる。

法律目的を遂行するには武力に待つことがある。又武力目的を達する爲めには法律に依らねばならぬことがある。故に法律目的と武力目的とは互ひに手段となり目的となることがある。武力目的と法律目的とは斯樣にして國家自存の上に之を缺くことが出來ぬ。是れが故に學者或は此の目的に依る行動を國家に專屬するものであると云ひ、又或は國家行動の最小限であると云ふ。

二　國家發達の目的には民福を增進するの目的と文化を進步するの目的とが存する。前者を福利目的と云ひ後者を文化目的と云ふ。國家が發達するには其の分子である個人並に全國民が發達せねばな

らぬ。個人竝に全國民の物質的發達を促すものは福利目的であつて、個人竝に全國民の精神的發達を促すものは文化目的である。

福利目的とは個人の經濟を進めて以て社會の經濟を進めんとするのである。この目的を達する爲めには、國家自ら個人の經濟竝に社會全般の經濟の爲めに消極的に障碍を除き積極的に設備を施し、進んでは個人經濟を監督し或は國家自ら經濟的企業に當ることをも辭すべきではない。例へば森林を國有とし、或は私有林を監督し、保護林とし、鑛山業漁業等を監督するが如きそれである。要するに所謂經濟行政は此の福利目的から出たものと云ふことが出來る。

文化目的は國民の教育を盛んにし、文藝美術學問を奬勵し以て社會全般の文化の發達を求めんとするものである。國家は學問美術を自ら作ることは出來ぬ、國家の爲し得べき範圍は、之を保護奬勵し又は其の發達を害すべき外部の條件を除去し、自由に容易に自ら發達し得る途を開くに止まる。

三　國家は武力目的を有するに始まり、尋いで法律目的を加へ、更に福利目的、文化目的を併せ有するに至つたものである。人或は現代の國家が從前の國家と異なり、武力目的、法律目的以外に福利目的、文化目的を有するの故を以て、現代の國家を略稱して文化國と云ひ、之に對して法律を重んじた時代の國家を法國と云ひ、武力に依つて飽く迄も國權を擴張し君主專制主義を行つた國を警察國と云ふ。要するに國家は警察國より法國に移り更に文化國に進歩し來つたと云ふことが出來る。

第二節　國家の目的に關する學說の變遷

國家の目的に關しては古來多くの議論がある。然し希臘羅馬の時代に於ける學說は必要でない。現代の國家に對し最も關係の深いのは近世國家時代に入りて以來の學說の變遷である。國家は警察國より法國に移り更に文化國に進んだのであるが、其等時代の異なるに從ひそれ〴〵之を代表する學說がある。卽ち警察國は福利說を以て代表せられ、法國は自由說を以て代表せられてゐる。此の兩者は共に時と所とを論ぜず又如何なる行爲に依りて現はれるを論ぜず絕對的目的が存すと說くのである。文化國に至つては絕對說を認めず相對的に具體的に現在の國家が如何なる目的で行動してゐるかを認めたものである。卽ち前述べた武力目的、法律目的、福利目的、文化目的を有すと說くのである。是に依つて其の要領を述べて置かねばならぬ。

議論となるのは福利說と自由說とである。

一　福利說とは個人竝に全國民の福利を增進することが、國家の最高唯一の目的であると主張する。福利說は一見自明の如く觀えるが、之を實行するのは必ずしも容易でない。何を幸福と云ひ何を利益と云ふか、之を解釋するものは政府當局者であるから、共同の利益若くは共同の幸福と云ふ美名

を藉り、國家の目的を無制限に擴張する結果に陷ある事がある。是れ此の說が國家專制主義若くは警察國の理論として利用せられた所以である。

此の說は古代希臘に於て既に唱へられたが、十八世紀に最も能く發達した。之を完成したものはクリスティアン・ヴオルフである。ヴオルフ曰く、幸福は人の最終の目的である。此の目的を達するが爲めには假令個人の自由を奪ふことありとするも亦辭すべきでないと。此の說から出てユスティ以下の學者は警察國の理論を築き上げ、苟くも共同の幸福の爲めには個人の權利を侵すも亦妨げないと說くに至つた。此の說は十八世紀以來一世を風靡し專制政治の根據を形づくつた。獨り獨裁君主の採用したのみでなく、民主國に於ける專制政治家も亦之を採用した。佛の Jacobin 黨の如き卽ちそれである。共產主義者バベーフの如きも社會を擧げて牢獄に變せんことを企てながら、尙ほ其の名とする所は共同福利であつた。

最大多數の最大幸福を期することを以て社會制度の唯一の目的とすべきであると云ふベンタムの說も亦福利說に近い。此の說の如くであれば最高の精神的欲望を有する少數者を無視することゝなり、一世の精神的風敎的の標準は爲めに下落することを免れぬ、總ゆる改良も、現在を犧牲として將來の爲めに圖るが如きことも容易に期待し得ない。何となれば斯の如きは必ずしも最大多數の幸福と相容れないからである。而も何が幸福であるかに至つては政府當局者が偏頗的に之を決することゝなるから、勢ひ干涉主義に歸着せざるを得ないのである。

二　自由說は國家專制說に對する反動として起り、國家の個人に對する行動に或る限界を置かんとするものである。或は社會の安寧を維持することを以て國家の目的となし、或は人民の權利自由を保護することを以て國家の目的となすのである。併し其の由つて來る所の思想を尋ぬれば一である。權利自由を保護する爲めには法律に由るべく、法律存して後に社會の安寧を期することが出來るからである。要するに是等の說は國家と個人との間に侵すことの出來ない畛域あることを主張するものである。蓋し專制說も個人の權利を認めぬ譯ではないが、事實は個人に權利があつても其の用を爲さぬ。個人は國家の命是れ從ふことゝなり、國權に對する保障なきことに歸する。そこで是等の說を自由說と名づけて差支へない。

此の自由說は自然法に於て既に其の曙光を發したが、ロックに至つて大成した。氏は所有權の保護が國家唯一の目的であることを說き、法律の强制に依つて個人を制限することは例外たるべく、原則として個人の自由を認むべきことを論じ、所謂自由主義的國家論を築き上げた。此の說は重農學派の

經濟自由主義を產み、其の餘波が歐大陸に及び專制主義に對して反抗する氣運を醸生した。

歐洲大陸に於て警察國の思想に反抗を試みたものはカント及び其の後繼者である。曰く國家は法律の下に集つた多數人の團體に過ぎぬ。法律は人の共同生存を保障する外何等の作用を有せぬ。故に國家は法を行ふを以て其の目的とし、人民の幸福を增進することを目的とするものではないと。十九世紀に至つても、此の理論は自由主義的國家の基礎となり、國家の行動を可成最小限に限らんとする主張となつて現はれた。其の傾向の最も著しいものは英國である。

斯の如く自由說の夢みる國家は法律を見て他を見ないものであるから、人之を稱して法國と云ひ、斯の如き說を法國說と云ふのである。思ふに自由說は國家の目的を解すること狹きに過ぎる。國家と個人とを相對立するものとし、個人を重んじて國家を輕く觀てゐる。其の論理を推して已まねば個人の爲めには國家を犧牲に供しても差支へないとの結論に達せざるを得ないであらう。

三　歷史を按ずるに、原始的時代の國家は姑らく之を措くも、發達した國家に於ては事實上其の作用を人民の權利自由の保護に限つて居るものはなく、人民の權利保護の外に少なくとも國際的保安の道を講じ武力を養ふことに努めぬものはない。故に自由說は純然たる空論に了るべく、若し强て實際に之を行はんとすれば、國家を假定して其の實國家なきの結果に陷るのである。又國家は權利保護、法律實行の外何事をも爲さず唯だ個人の爲す儘に放任するとせば、目前如何に積弊の堪えられぬものあるも之を芟除し得ないことゝなり、政策論として實際に何等の價値ないことゝなるのである。

此く論じ來れば福利說も自由說も今日に於ては之を認めることが出來ない。然し歷史的に之を觀れば重大な意義を有してゐる。福利說は警察國時代の時代精神を表はしてゐるものである。固より民衆の幸福を進めることを考へない譯ではないが、趣旨は君權の擴張に在つた。其の理論は今日に於て之を認めることが出來ないが、鞏固な國家を樹てると云ふ其の時代の要求より之を觀れば、歷史的に意義ある譯である。君主の專橫を非であるとし、個人の權利自由を認めんが爲めに國家の權力を制限せんとする說、卽ち法國說も之を絕對論としては同じく是認し難いが、警察國の反動として社會が之を要求したと云ふ見地に立つときは、是亦歷史的に意味あるものと云はねばならぬ。斯く見來れば福利說自由說は國家の目的が如何に發達し來たつたかの歷史を語るものと謂ふべきである。

第三節　國家行動範圍の擴張

國家の目的は社會進步の程度に依つて異なり、社會が進步するときは同時に國家の行動範圍も亦內容的にも外延的にも多くなつて行くのである。學者は之を國家行動範圍擴張の原則と云ふ。

國家行動範圍の擴張については國家の目的が武力目的、法律目的から福利目的、文化目的に進んだことが一の證據である。制止主義から豫防主義に推移したことも亦其一の證據である。試みに十九世紀の國家と十七八世紀に於ける國家とを比較するときは、其の國務の多少同日の談でない。十七八世紀に於ては當に商工業に干渉したばかりでなく、人の日常生活に迄干渉した。十九世紀の國家は斯樣な過度の干渉を止めたが、而も國家行動の範圍は十七八世紀のそれより更に大となつた。國務の膨脹し國家行動範圍の擴張することは、國家生活自然の趨勢であつて嚴然たる事實である。

國家の具體的目的は時の移るに從つて進歩した。從つて、國家行動の範圍は次第に擴張したのである。然し國家行動範圍の擴張は同時に個人自由範圍の減少と解してはならぬ。現今の文化國に於ては國家の行動が愈〻擴張するも個人の自由は爲めに減少することはないのである。

以上論ずる如く、國家の具體的目的は時と所とに依つて變じ、國家の行動範圍は時を遂うて進むものである。國家の目的が擴張し國務が擴張せば、國家の經費も亦從つて增加するのが自然の結果である。經費膨脹の趨勢はこゝから出て來るのである。既に國家の政務、從つて國費なるものが靜的でなく動的のものとせば、收入も亦確定不變ではならぬ宜しく支出に從つて變動するものでなければならぬ。是れ租稅制度其他の財源を定めるにつき最も緊要な原則である。

第二章　經費の組織

經費の組織とは現代に於ける國家の經費が如何なる種類のものより組み立てられるかをいふ。現今の國家は武力目的、法律目的、福利目的、文化目的を有し、之を達成する爲めに政を行ひ、其の政を行ふが爲めに生ずる經費は之を政務費と呼ぶ。政務費は國家の目的に順應して、武力目的を達する爲めの國防費、法律目的を達する爲めの福利費、文化目的を達する爲めの文化費より成り立つのである。國家は政務の遂行に要する經費を財務費と云ふ。尤も財務は廣義に於ける政務圖らねばならぬ。此の收入を得るが爲めに生ずる經費を財務費と云ふ。尤も財務は廣義に於ける政務たるを失はないから固有の政務費と財務費とは之を包括して廣義の政務費と名づくることが出來る。更に國家目的の遂行は國權の組織に關聯し更に行政に關聯するものである。從つて廣義の政務費に對して憲法費なるものを認めねばならぬ。是が故に一國の經費は憲法費、政務費、財務費の三より成り立つものである。然るに立憲國に於て國家行政の爲めに官省の組織があり、各省は其の定まれる權限に依りて行政を分掌してゐる。各省支出の經費を示すと、內務省所管（一般會計、朝鮮總督府特別會計、朝鮮食糧管理特別會計、朝鮮鐵道用品資金特別會計、朝鮮簡易生命保險及郵便年金特別會計、臺

臺灣總督府特別會計、臺灣事業用品資金特別會計、樺太廳特別會計）外務省所管（一般會計）内務省及大藏省所管（地方分與稅分與金特別會計）大藏省所管（一般會計、造幣局特別會計、印刷局特別會計、專賣局特別會計、大藏省預金部特別會計、國債整理基金特別會計、公債金特別會計、金資金特別會計、政府出資特別會計、爲替交易調整特別會計、營繕用品資金特別會計、特殊財產資金特別會計）陸軍省所管（一般會計、陸軍造兵廠特別會計、陸軍製絨廠特別會計）海軍省所管（一般會計、海軍工廠資金特別會計、海軍火藥廠特別會計、海軍燃料廠特別會計）司法省所管（一般會計、學校特別會計）厚生省所管（一般會計、厚生保險特別會計、勞働者災害扶助責任保險特別會計）大東亞省所管（一般會計、關東局特別會計、南洋廳特別會計）農商省所管（一般會計、食糧管理特別會計、薪炭需給調節特別會計、農業家畜再保險特別會計、森林火災保險特別會計、漁船再保險特別會計）軍需省所管（一般會計、帝國鐵道特別會計、通信事業特別會計、簡易生命保險及郵便年金特別會計）よりなつてゐる。　此外、陸海軍兩省に亙る臨時軍事費特別會計があ

經費の組織に基く分類として先づ憲法費、政務費、財務費の區別を明かにしたい。

第一節　憲法費

憲法費とは國權の組織に關する經費である。立憲國に於ては元首に關する經費竝に議會に關する經費を主なるものとする。内閣、樞密院、司法機關、會計檢査院も憲法上の機關にして、其の經費は憲法費の一部を形づくるものであるが、實際上は内閣の經費は之を一般政務費と分つことが出來ないし、司法機關の經費は司法費と分つことが出來ないし、會計檢査院の經費は性質上財務費であり、樞密院費は其の額が極めて少ない。從つて憲法費の下で論ずる要が無い。

第一款　元首に關する經費

君主國の元首に關する經費を皇室經費といふ。歐洲諸國に於ては、初め財政に就て宮中府中の別なく、君主は土地森林其他財產を有し、巨額の收入を得て以て國費を支辨したが、後に至り是等財產を寵臣に分與した爲め大いに其の收入を減じた。そこで所謂特權收入を得ることに努めたが、是亦後に至つて漸次に衰へたから、君主の當時有した財產を國家に移し、之に對し別に國庫より毎年一定の金

額を得て其の宮中の經費を支辨するに至つた。之を皇室經費と云ふ。皇室費の形式は二に分れる。國庫より年々一定額を皇室に納めるものが正式にして之を英國式と云ふ。英國式に對する獨逸式は革命前の獨逸諸聯邦の制度であつて、不動産等の財産より得べき收入を以て皇室費に充てゝゐた。

共和國の元首に關する經費は大統領の俸給、旅費、交際費であるが、其の性質に於て皇室經費と異なり、之を定める方法に於ても亦異なつてゐる。

第二款　議　會　費

議會費は議員に關する諸費、議會官吏の俸給、建物に關する經費、事務費等を包括する。其の重なるものは議員に關する費用であるが、議員に報酬を與ふると否とに依つて大いに異なる。議員に報酬を與ふれば、其の報酬を得んが爲めに立候補を爲すものが出來ると論ずるものがある。然し其の報酬が運動費を下り、且つ議員が廣く民衆の中から選ばれる以上は、之に生活資料を與ふるは正當である。初め議員を以て名譽職とする主義を採つた英國も、歲費主義に移つたのである。

第二節　政　務　費

第一款　國　防　費

國防費は國の内外に對し防衛する爲めの經費である、故に廣義にては戰爭の經費竝に戰爭に備ふる經費を包括する。而して戰費は其の額頗る大であり、全く臨時的性質を有するものであるから、特別に論せねばならぬ。從つて國防費と云へば戰爭に備ふる經費卽ち陸海軍費を指すのである。

一　國家組織の成つた時先づ現はれた國家の目的は武力目的であつた。從つて國防費は國家成立の當初に於ては國費の全部であつたが、其の後國家の他の目的が發達するに及んでも國防費は依然として國費の大なる部分を占めて居る。

(1)　國防費は兵制と密接なる關係を有してゐる。兵制は國民皆兵制度より漸次に專門兵制度に進んだが、是れ分業の進歩した自然の結果である。更に同時に兵制は經濟發展に伴つて進んで來た。漁獵遊牧の時代竝に農業時代の初めに於ては、國民皆兵の制度を存したが、農業の發達と武器竝に戰術の進歩とに從つて兵農相分れ、更に商工業起るに及び專門兵の制度が成立したのである。現今の徵兵制度は兵士を一般國民より募つてゐるが、特殊の技能を有する點より見れば、一種の專門兵である。斯の如く兵制は經濟に伴つて進み、從つて國防費も亦經濟の發

達に伴つて進んだものである。

(2) 經濟の進歩した國には資本主義が發達し、近代經濟組織の發展が國防と密接の關係を有するに至つた。此等の諸國は、工業品の販路を擴張するが爲めに外國市場を確保すると同時に植民地を領有することを國是としてゐる。斯の如くして第一次歐洲戰の前に於ては列強の間に海軍擴張の競爭が起り、陸軍の擴張と相竝んで殆んど止まる所を知らなかつた。近代經濟組織は國防を盛んにすると共に今日の國防を可能ならしめるものである。今日の國防は精巧なる兵器、彈藥其他の軍需品を前提とし是等を製造する力は實に近代經濟組織の最も發達した工業國に存するのである。

(3) 國防費は兵制の進歩と近代經濟組織の發達とに依つて膨脹したが、學問技術の進歩も國防費膨脹に資する所が少なくない。第一次歐洲戰後に各國が努力してゐる近代兵器の機械化は高價なる國防費を要求してゐる。

要するに、國防費の膨脹は文明の進歩經濟の發達に其の根柢を有し、現にアダム・スミスは百數十年前に國防費は文明の進むに從つて增加すと喝破したのである。

二　國防費は年々歲々國庫より支給せられるものであるが、國庫の支出に關係なく而も國民が陸海軍の爲めに負擔するものがある。之れを經濟上の國防費と云ひ、國庫より支出せられる財政上の國防費と區別するのである。財政上の國防費が多くなれば財政を壓迫し、經濟上の國防費が增加すれば國民經濟を壓迫する。而して財政上の壓迫は延いて又國民經濟の壓迫となるのである。

(1) 國防費が如何に財政を壓するかを知らんとせば、國庫より支出する陸海軍費を一國經費の總額と比較するのが簡便な方法である。一國の經費總額に對する陸海軍費の割合は國に依り時代に依りて必ずしも一樣でない。然し之を世界列强の事實に徵するに第一次歐洲戰前に於ては大體三分の一を占め、其の戰後に於ては二割以下に落ちたが、最近に於ては上昇してゐる。國防費の絕對額は國家に依つて大いに異なるのである。其の理由は之を兵制竝に其の國の地理的位置の相異、植民地領有の程度及び國際經濟的關係の相異に求めねばならぬ。

(2) 國防は國民經濟上にも壓迫を加へることが少なくない。徵兵制を採る國に於ては兵士に對する手當が充分でない。從つて兵士は身を以て兵役に服するの外、金錢を以て國防費を分擔することがある。之に反し自由募兵制を採る國にありては、兵士に報ゆるに普通の勞賃を以てする。故に徵兵制度を採れる國の國防費は、國民經濟上より見て豫算決算上の國防費よりも更に加重せられるのである。尙ほ一步を進めて考へるに、兵士が軍隊生活を爲すが爲めに生產其他の經濟事業に遠ざかる事も亦徵兵制度の消極的犧牲と云はねばならぬ。

(3) 要するに財政上竝に經濟上の國防費を合計すれば驚くべき額に達する。而して其の額が多きを加へるに從つて國民經濟を壓すること大となるばかりでなく、國家が社會防衞の爲めに、民福增進の爲めに、文化進捗の爲めに、其の職分を全くするの餘地が漸減するに至る。國家の防衞と國家の發展の爲めに國防の充實に巨費を投せねばならず、更に國民の平和生活に對しても相當の經費を支出すべく、この點に近代國家財政の惱みが存してゐる。

第二款　法務費

一　法務費とは法律目的の爲めにする經費を指す。現今の文化國は、法を以て國を治めてゐる。故に總べての經費は法務費と稱することが出來る。然し茲に法務費と云ふは之を狹義に解し福利目的の文化目的の爲めにする經費と區別し、公共の安寧秩序を維持するが爲めにする經費を指す。蓋し社會生活に於て他人に對して不正の行爲を爲し又は暴力を加ふることあるに當り、それを制することが出來ないならば共同生活の安固を期することが出來ぬ。故に國家は法を立て法を行ひ以て公共の安寧秩序を維持せねばならぬ。學者或は法務費を社會防衞費とも云ふ。公共の安寧秩序を維持せんとせば、人民の爭議を判決し、各人をして其の權利を行ひ其の義務を果さしめねばならぬと同時に、暴力を制し不穩の行爲を制せねばならぬ。前者の爲めに司法が存し、後者の爲めに警察が存する。

警察竝に司法は社會發達の出發點であるが、昔は個人又は其の小團體が當つたこともあつた。社會防衞が國家の職分となつた後も、此の職分を行ふ國家の官吏は國家より充分なる俸給を受けず、却つて個人から報酬を貰つて居たこともあつた。然るに國家觀念の進むに從ひ、個人からの手數料は之を國庫に收め、官吏に對し相當の俸給を與へることゝなり、社會防衞費は大いに增加するに至つた。

二　司法に關する經費は之を司法費と云ふ。司法は民刑事の裁判を爲すことを主眼とする。裁判は其の初めに當りては、慣習法に依り部落會議に於て之を決したが、後に國家が發達するに伴ひ裁判に强制力を附するに至つた。司法は裁判を爲すと共に之れを執行せねばならぬ。是に於て判決執行の機關として刑務所がある。故に司法費は裁判所、刑務所等の經費を包括する。

立憲國に於ては司法の事務を司法省が扱ふ。故に司法費は司法省費に該當するのである。元來司法費は警察費と共に法務費を形づくるものであるが、三權分立の主義に從ひ司法事務と警察事務とは異なつた國家機關に依つて之を分掌すべく、司法費は警察費と區別せねばならぬ。從つて司法省費は裁判竝に裁判執行に關する經費を主なるものとし、之に關聯して生ずる行政費を包括する。換言すれば司法省費は本省費、裁判所費、刑務所費より成り立つものである。

三　警察に關する經費は之を警察費と云ふ。昔は警察の制度が充分に整はず、各人或は自ら守り或は小組合に依つて防衛を講じてゐたが、現今に於ては何れの國家も自ら進んで專ら警察の任に當つてゐる。警察事務は現に各國共に內務省に於て之を取扱ふ。從つて警察費は警察費連帶支辨金として內務省費の一部を形成しで道府縣が支出してゐる。

第三款　福利費

福利費とは福利目的の爲めにする行政の經費を指す。人民の福利は、其の生活の安定を得て而も其の生活を向上するに存する。其の爲めには第一に人民の健康を保全することを要し、第二に人民が衣食住の資を得ることを要し、第三に人生の享樂を進め生活の向上を爲すことを必要とする。福利行政は此の人民の福利を增進することを目的とするのである。此の目的より出發して、福利費は之を衞生費、勸業費、交通費、土木費、社會費の五に大別することが出來る。

一　衞生費は衞生行政に關する經費である。衞生行政は之を保健行政と醫藥行政との二に分ける。保健行政は健康に對する危險を未發に防ぎ又は危險の傳播を防ぐを以て目的とし、其の事務を普通保健事務と防疫事務との二に分つ。保健行政費は單に監視取締の經費たるに止まらず、設備費經營費を必要とする。經費の巨額に上るものは上下水道に關する經費、傳染病豫防の爲めにする避病院、隔離舍の設備費である。醫藥行政は健康の恢復を目的とし、醫師病院及び藥品に關する行政に分つ。醫藥行政費も亦單に監視取締の經費たるに止まらず、經營費を要することがある。衞生費は國家豫算と地方豫算とに現はれる。國家豫算にては厚生省費に含まれてゐる。

二　勸業費とは國家が生產交易の發達を資くる爲め、直接に奬勵し保護し誘導するに要する經費である。主なるものは、原始產業に關する經費、商工業に關する經費、諸產業に共通の經費である。

(1)　原始產業に關する經費は農林省費、商工省費として支出せられ、農政費、水產畜產行政費、林政費、鑛業行政費に分つことが出來る。

農政費は農業行政に關する經費である。農業國時代に於ては農業を發達せしむべき政策が產業政策の中心を形づくつてゐた。更に商工業は農業の生產にかかる原料品竝に食料品を得て始めて成立し發達するものであるから、農業の維持は商工業國に於ても必要である。之を人口問題の見地より觀察するときは、農業の維持發達策は一層必要の度を增すものである。人口增加の趨勢に順應して食糧が增加せざる限り、國民の生活苦は之を免れることが出來ぬから、爲政者は食糧增加の策として農業の維持發達を講せねばならぬ。農業の維持發達を期するには耕地及び農產物の改良を圖り、又其の危害を

防止せねばならぬ。此の目的の行政の爲めに要する經費は農政費である。農業は人口食糧問題解決の爲めに之を維持發達せしめねばならぬが、此の理由は之を水產業、畜產業に適用することが出來る。畜產業は之に止まらず工業原料品として畜類の毛皮を供給する。

林政費は森林行政に關する經費である。森林は木材を供給する。木材は家屋の建築、家具の製作に用ひられ、燃料に供せられ、生活に缺くべからざるものである。更に木材は船舶の建造、鐵道の敷設に用ひられ又は製紙の材料となり、文明の進步と共に其の需要は增加して已まぬ。然し林政は木材の供給に必要であるばかりでなく、農政上からも、工業政策上からも、財政政策上からも必要である。國家は此の林政の必要より出でて、自ら森林を所有し經營し、更に私有林、社寺林、公有林に對して經營を監督し、伐採を制限せねばならぬ、或は保護林の制を設け、或は私有林、公有林野の造林を奬勵し保護し、或は林業の改良發達を圖る爲めに山林會を設立せしめ、或は林業の危害を除く爲めに森林警察を行ふべきである。斯の如くして林政費は、國有林私有林の經營費、營林監督費、營林奬勵費、森林警察費、其他の林政費に分つことが出來る。

鑛業行政費は鑛業行政に要する經費である。鑛業は鑛物の試掘採掘及び之に附屬する業にして、鑛物は工業の原料として缺くことが出來ぬ。鑛業の發達を期する爲めには、私人をして鑛業經營に任せしめると同時に、又之を監督せねばならぬ。鑛業監督には生產上の監督と警察上の監督とがある。是等行政の爲めに要する經費は鑛業行政費である。

(2) 商工業に關する經費は商工業行政に要する經費であつて商工省の支出にかかる。農業國に於ては農業政策を中軸と爲すが、商工業國に移らんとする努力を怠るべきでない。工業の保護は關稅の障壁を高くするを常套手段とするが、或は補助金奬勵金を與へ、或は租稅を減免し、或は國家公共團體が內地品を使用して之に販路の保障を與へねばならぬ。商工業國に於ても商工業發達の爲めにする行政は少なくない。或は商工會議所同業組合等の設立を促し之が監督を爲し、或は工業試驗場講習所若くは研究所を起し、或は工業所有權の制を設け或は商品の檢查及び取締、市場若くは取引所の規律、領事商務官報告の出版、商品陳列館の設立の如き、其の主なるものである。

(3) 農工商業の全般に亙り考ふるに、國家は國民經濟の實情を明かにする爲め、調查研究試驗を必要とする。其の調查に依り農工商業が如何に進みつゝあるか、換言せば勞働者が如何なる產業に集りつゝあるか、生產は自國の消費に充つるに足らないか、又は生產が過剩であるか、企業の規模は如何に變じつゝあるかを知り、以て經濟政策の資料を得るのである。產業統計費はかくして生ず。

三　交通費は交通行政に關する經費である。地方財政にも現はれるが國家財政にては遞信省費、鐵

道省費となる。之を通信行政費と運輸行政費とに分つことが出來る。

通信行政費は郵便、電信、電話、放送に關する經費である。郵便、電信、電話は多くの國に於て國家が之を獨占してゐるから他方に官業收入を生ずる。

運輸行政費は鐵道、電鐵、水路、道路、空中路に依る運輸に關する行政費である。是等運輸に關しては國家が監督取締を爲すと同時に、其の或るものに對しては補助奬勵を爲す。故に運輸行政費は是等に要する經費と見ることが出來る。獨り鐵道に至つては官有官營主義を採るものあり、其の國に於ては鐵道の建設改良等の經營に關する經費は悉く茲に謂ふ運輸行政費を形づくるものである。

四　土木費は土木に關する經費である。地方費の重要部分を占めてゐるが、國費としては內務省費に含まれてゐる。土木とは木材、鐵材、土石等を用ひて行ふ工事を謂ひ、道路、橋梁、河川、運河、港灣、砂防、鐵道、軌道、上水道、下水道等の工事を總括する。土木は其の工を竣るときは、多くの公共營造物若くは公共設備となり、利用者から報償を取ることが出來ぬ。只だ例外をなすものに鐵道軌道、水道等がある、收入論で併せて考察するが例である。道路、橋梁、河川、港灣、砂防等は、何等の收入を得ないから、單純なる經費主義に依るものと謂ふべく、之を狹義の土木費と爲す。

土木工事は土地の上に行はれるものであるから、土地收用法を適用する必要が起り、經費が巨額に上るのを常とする。巨額の經費を投じて而も何等報償を得ることが出來ないとすれば、私人にして之を企てる者は無いであらう。橋梁の架設を私人に企てしめ、之に通行料の徵收を許した例もあるが、斯の如き交通自由の妨碍は今日に於て許されぬ。故に道路、橋梁は國家若くは公共團體が之を具へねばならぬ。運河を開鑿し港灣を築き河川を浚渫し堤防を築くのも亦同樣である。

五　社會費とは、富の分配を調節するが爲めにする行政に關する經費にして、勞働者の地位を高めんがためにする行政の經費を其の主なるものとする。

(1)　勞働者を保護し其の地位を確保すべきは、現代に於て絕對に必要である。國家は工場法若くは勞働保護法を設けて勞働者を保護すべく、これが爲めに少なからぬ經費を必要とする。

(2)　現代の資本主義の世の中に於ては、勞働保險の制を必要とずる。勞働保險の制は一八八三年獨逸が創始し、今や諸文明國も之に倣ひつゝある。勞働保險には國家は巨額の經費を支出せねばならぬ。

(3)　世には無產者にして勞働に堪えない者、勞働を欲せない者、勞働を欲して勞働の機會を得ない者がある。無產者にして勞働に堪えない老者、病者、癈疾者の爲めに賑恤救濟費、若くは救貧費を生ず。無產者にして勞働に堪え而も之を欲せない乞食、不良少壯年者の爲めには感化費を生ずる。勞働を欲するも之に就くの機會を有せない失業者の爲めには職業紹介費、失業救濟費を生ずる。

(4)　社會行政は更に勞働者其他の爲めに生活を低廉にし其の幸福を增進すべき施設を爲し若くは之を指導奬勵せねばならぬ。卽ち住宅の供給改善、共同宿泊所の建設に依りて住居を設け、簡易食堂、公益市場、其他食糧品及び日用品の廉價供給事業に依りて低廉なる食物を獲せしめ、公設浴場、產院、實費診療所等に依りて貧民の健康保持に資し、公益質屋に依りて貧民の金融に便ならしめ、隣保事業、感化事業に依りて貧民の精神的竝に經濟的向上を圖るべきである。其他我國には所謂融和事業が緊要である。

是等の社會施設は國家公共團體自ら之に當らねばならぬが、國家公共團體の指導奬勵に俟つものも亦甚だ多い。斯の如き施設の爲めにする經費を狹義の社會施設費と云ふのである。社會政策の必要が更に切なるに從ひ、社會立法は愈々多きを加へ、此の種の經費は益々膨脹して已まないであらう。

社會政策の實行に關し我國は特別に厚生省と云ふ一省を設けてゐるが、我國の社會費は農林省費、商工省費、遞信省費、內務省費中にも散見し又地方費中にも含まれてゐる。

第四款　文化費

文化費は教育學藝竝に宗教に關する經費である。此の種の經費は國に依り時代に依りて大いに異なる。我が國家豫算に於ては文部省費に含まれてゐる。

一　教育費は往昔に在りては見るべきものがなかつた。「民は依らしむべく知らしむべからず」とし、國民を教育することを欲せなかつた。後に至り國民を教育することになつたが、國民一般に行き亘らず一定の階級に限り、又國家自ら其の局に當らないで多くは之を私人に委ねたのであつた。

(1)　今日の國家は昔時の國家と異なり民智を開發することを以て治國の一要義とし教育の爲めに盡策してゐる。而して其の教育を一階級に偏せず、國民全般に普ねく行き亘らす爲めに今日の文明國にありては、多く初等教育を國民の義務教育としてゐる。既に國民教育を强制せば其の教育は原則として無月謝たるべく、勢ひ巨額の經費を支出することゝなる。尤も多くの國に在りては是等の普通教育は地方團體に委ね、其の教育費は地方費となつてゐる。我國にては國民學校教員俸給費を府縣が負擔し、其他の經費を市町村が負擔してゐる。又文部省より地方團體に補助金を支出してゐる。

(2)　中等教育、高等教育に至つては之を總べての國民に强制すべきではないが、國民教育を經たる者に更に高等なる普通教育を施すことにも努めねばならぬ。中學教育は多くの國に於て府縣等に委ねて其の經費は府縣費を形づくる。

(3)　大學は學術の蘊奧を究める所であるから、國家は大學を設立して、文化の向上を圖らねばなら

ぬ。是に於て大學の經費が國家豫算の上に重要となつて來る。

(4) 商業學校、工業學校其他の專門學校の經費も相當金額に上つてゐる。

二 學藝の奬勵は學校教育を離れて之を企てることが出來る。學術研究所を設けて專ら學者の研究に資し、博物館、美術館、圖書館を設けて庶民の知識を開き、藝術の作品に關する展覽會を開いて間接に作家を激勵するが如きは其の方法である。從つて藝術奬勵費なるものを生ずるのである。

三 宗教に關する經費は何れの國に於いても、之を存してゐる。特に國教を存する國に於ては、國教に關する寺院を維持するが爲め巨額の經費を投ずるものがある。國教のない國に於ても、苟くも寺院が存し宗教が存し人民が之を信仰しつゝある以上は國家は全く之と沒交涉であり得ない。國家は人の靈的生活に干涉することを得ないが、其の形式の上に於て之を監督することが出來る。殊に寺院等の行政に於て然りである。故に何れの國に於ても、宗教に關する經費を存するのである。

第三節　財務費

國家は政務を行ふに要すべき經費を支辨する爲めに收入を得ねばならぬ。其の收入を得るに關聯し起る經費を財務費といふ。財務費は地方豫算にも現はれるが、國家豫算にては大藏省費となる。財務費は之を大別して徵收費、經營費、出納費、公債費の四とすることが出來る。

(1) 徵收費とは國家公共團體の公經濟的收入を得る爲めに要する經費を云ふ。徵稅費が主なるものである。市町村は國稅と道府縣稅の徵收を分擔し、爲めに國及び道府縣より交付金を受けてゐる。

(2) 經營費とは國家が私經濟的收入を得んが爲めに財產を管理し若くは事業を經營するに要する經費を云ふ。官有の土地、森林、鑛山に關する經費、官工商業に關する經費、鐵道其他交通機關の經營に要する經費等である。然し此の經費が觀念上に於て福利費と交涉するのは論ずる迄も無い。

(3) 出納費とは現金出納保管計算等の事務の經費を云ふ。豫算決算に關する經費をも包括する。

(4) 公債費とは公債の利拂竝に元金償還に要する經費を云ふ。公債の種類性質によりては元金償還は毎年之を要せぬが、利拂は年々歲々繰返さねばならぬ。

第四節　文治費、國防費、公債費

一 一國の經費は學理上より見て、憲法費、政務費、財務費に分つべく、豫算の編成竝に執行の上より見て各省經費に分つべきものであるが、尙ほ一步を進めて觀察するときは、一國の經費中に於て國防費と國防費外の經費とを對立せしめることが出來る。國防費外の經費は文治費と稱する。從つて

文治費は法務費、福利費、文化費を含むのみでなく、憲法費、財務費をも包括する。思ふに現代の文化國は文化進捗、民福增進と云ふ國家の目的を高調し來つたに拘はらず、何れの國に於ても國防の爲めに費す額が非常に多いのである。是に文武の爲めに費す經費を互に比較する必要を生ずる。

又近來の國家に於ては公債累增し、其の元利の支拂には莫大なる經費を要することゝなつた。由來公債は文治の爲めにも戰爭の爲めにも起すものであるが、其の利拂ひが毎年の經常費として現はれるに至つては、之を文とし又は武とするの劃然たる區別を立てることが出來ぬ。故に公債費を財務費より割いて第三の地位に置き、經費を文治費、國防費、公債費に三分して見る必要が生ずるのである。

二　之を實際に徵するに、第一次歐洲戰前に於ける公債費は經費總額の四分の一乃至十分の一前後を占めてゐた。之を國防費が經費總額の三分の一を占めるのに比すれば、尙ほ及ばざる事遠しである が、其の間に國防費と文治費と公債費とが對立の勢ひを示さんとしてゐるのを窺ひ得たのである。戰後の公債費は戰前の國費總額を超え甚だしきは二倍し若くは四倍するものがあつた。然し其後の軍備擴張競爭の結果として公債費と國防費とは依然として重きをなしてゐる。

最近の我國の經費を分つて皇室費、年金及恩給、行政費、補助費、國庫豫備金、軍事費、國債費の つにするものもあるが、文治費、國防費、公債費の區別と趣旨を同じくするものである。

第三章　經費の物體

現今の文明國は、貨幣を基礎とする信用經濟の時代に進んでゐるのであるから、國家公共團體の財政も亦之に影響せられ、經費は金錢に依つて支出せるを常態とする。從つて經費は形式より觀れば金錢的經費のみである。而して其の金錢が如何なる物體に向つて支出せられるかを觀るに、其の核心をなすものは人の勤勞と財とであるが、何等の反對給付を得ないこともある。人の勤勞に對して經費を支出する場合に之を人件費と云ひ、財に對して經費を支出する場合に之を物件費と云ひ、何等の反對給付なきに經費を支出する場合に之を無償的經費若くは移轉的經費といふ。人件費と物件費とは人の勤勞と財とを經費の物體と爲すのである。金錢の形に於て支出せられるときは人件費は人に對する俸給となり勞賃となり、物件費は財に對する代償となるのであつて、代價と稱するも差支へない。姑らく之を有償的經費と名づけて置く。之に反し公債の元利支拂金、恩給、年金、救恤其他社會扶助料、補助金、交付金の如き經費は物に對する報償とも人の勤勞に對する報償とも觀ることが出來ぬ。換言すれば人件費にも物件費にも該當せぬものにして無償的經費と謂ふ。

經費を有償的と無償的に分つは、之に經濟的觀察を加へんとするが爲めに外ならぬ。蓋し國家の經

費は國家の收入を以て之を支辨するものであるが、其の國家收入は租稅、政務收入其他の形を以て國民所得を徵收するに依つて生ずるからである。國家が國民經濟より徵收したる國民所得を、物件費若くは人件費に支出するときは、國家は國民所得を費消するものと謂ふことが出來る。斯の如き經費は之を費消的經費と云ふ。之に反して國家が國民經濟より徵收したる國民所得を以て公債費、恩給費、補助費等を支辨するときは、國家は國民所得を費消するといはんより寧ろ之を移轉するものと云ふことが出來る。斯の如き經費は之を移轉的經費と云ふのである。費消的經費、移轉的經費の區別は大體に有償的經費、無償的經費の區別と表裏してゐる。只だ無償的經費の中に於て費消的經費に屬するものとして外債の元利支拂をあげねばならぬ。費消的經費と移轉的經費とを比較するに、費消的經費は移轉的經費よりも國民經濟的影響が大である。

費消的經費の中に在りても物件費と人件費とは財政的作用と經濟的影響とを一にせぬ。物の價格と人の報酬とは貨幣價値の變ずるに伴ひて動くものであるが、其の動く程度及び時期は必ずしも同じでない。貨幣價値の騰落に依り物件費は直に增減すべきも人件費は必ずしも左樣でない。是れ人件費、物件費が豫算に於て對立すべき款項を形づくり、流用禁止の原則が之に適用せられる所以である。人件費と物件費とは更に經濟的影響を異にしてゐる。人件費は法令に拘束せられて國民經濟の流に一致せず寧ろ之よりも大いに遲れるを常とす。物價變動に遲れて勞賃變動し、更に大いに遲れて俸給が變動するのである。物件費に至つては、物價騰落の影響を蒙ること甚だしく、物價騰貴に際しては容易に豫算を膨脹せしむるが、物價下落に際しては之に順應して豫算を緊縮せしめない傾がある。

第一節　物件費

第一款　物件費の種別

國家は其の職分を遂ぐる爲めに有形財を要する。其の有形財に關して生ずる經費を物件費と云ふ。

一　國家は有形財を必要とするから、先づ之を獲得せねばならぬ。既に獲得した以上は之を保管し保存し長きに亙りて使用に堪えしめねばならぬ。又其の使用すべき地に運送せねばならぬ。是が故に物件費は時に獲得費であり、時に保管費であり、時に運送費である。

國家の要する有形財は大體之を分ちて不動產及び之に準ずべき軍艦船舶と其他の動產と爲す。故に物件費は不動產費、艦船費、動產費に分つべきである。

（一）　不動產費　國家が政務を行ふには、官衙其他の設備を要する。官衙其他の設備は建物を要し

又土地を要す。從つて不動産費は土地建物に關する經費と謂ふべきである。土地に關する經費は土地買收費であり、借地料であり、建物に關する經費は借家料であり、新營費であり、修繕費である。

(二)　艦船費　軍艦は海上の城砦にして船舶は水上の家屋である。動産にして而も不動産に準ずべきものである。從つて軍艦船舶に關する經費は建物に關する經費と同一視することが出來る。

(三)　動産費　國家の要する動産は長く使用に堪える財と一時的消費の財とに分けることが出來る。前者を使用品と云ひ、後者を消耗品と云ふ。使用品は官廳用備品、兵器、作業用機械器具、圖書、馬匹其他の畜類を主なるものとし、之に對する經費を使用品費とする。消耗品は被服、糧秣、燃料、點燈、文房具、彈丸、彈藥、原料品等を主なるものとし、之に對する經費を消耗品費とする。

以上は國家の需要すべき物件に就て、主として其の獲得費、保管費を觀察したものであるが、是等の物件は之を使用する所に運ばれねばならぬ。是に於て運搬費を生ずるのである。運搬費に準ずべきものは通信費である。通信費とは郵便、電信、電話の料金に外ならぬ。

二　物件費は豫算の編成に際しては其の費額の大小に依りて或は之を一項とし、或は數種の經費を併せて一項とする。例へば被服費、糧秣費は陸軍省費と海軍省費に於ては衣糧費の一項を設けてゐるが、其他の省の經費に於ては雜費の一目を爲すに過ぎぬ。又新營費、修繕費は各一項を形づくるを例とするが、或は之を併せて營繕費と名づけることがあり、或は修繕費を他の經費と結付けることがある。物件費の結合は斯の如く種々であるが、是に各官廳に通じて同一の編成方法に出でたるものとして廳費がある。我國の豫算に依れば、廳費は多く備品費、圖書及び印刷費、文房費、消耗費、運搬通信費より成つてゐる。

第二款　物件獲得方法

物件費に於ては物件獲得方法が重きを爲すものである。國家が其の需要する物品を獲得する方法は之を分ちて買上法、請負法、自己生產法の三とする。

一　買上とは國家公共團體が其の需要する物品を民間より買上ぐるを云ふ。此の買上の爲めに支出する經費が購入費である。國家は其の買上に際し、經濟主義に從ひ廉價にて獲得することを努めねばならぬ。是に於て供給者をして競爭入札を爲さしめ最も廉價なる申請を爲す者より買上ぐる制度が出來た。我が會計法も競爭入札を以て原則としてゐる。然し物の買上に當り之のみに依ることが出來ぬ、例外として特別の場合に隨意契約に依ることが許されるのである。

二　以上は專ら物品の買上であるが、工事の請負も亦同樣に論ずることが出來る。我が會計法は工

事請負も買上と同じく原則として競爭入札に依るものである。何れの國に於ても年々工事を行ふことが少なくないが、各省分立して營繕の仕事を爲すときは設計、現場監督、經理等に統一を缺き重複に陷ゐり事務費が多くかゝり材料勞力等に無駄が多く工事費を增大することになる。中央營繕局を設け卓越せる技師を任用し諸省諸官衙の工事に從事せしめば、各省分立の爲めに生ずる無駄の失費を省き節約の趣旨を達することが出來る。我國の營繕管財局も此の趣旨に依つて設けられてゐる。

三　自己生產とは國家公共團體が其の需要する物品を製造し自給を計ることを云ふ。これ一種の官業にして、其の物品の完成する迄には人件費を要することは論ずる迄もない。國家が自給の方法を採るには種々の理由がある。其の物が製造上祕密を要する場合は、其一であり、民間の工業幼稚にして未だ國家の需要する財を迅速に完全に而も有利に生產し得ない場合は其二であり、國家の需要する財が巨額に達し買上よりも自己生產に依るを廉とする場合は其三である。

第二節　人件費

第一款　人件費の種別

國家の需要する勞働には官吏の勤務と普通勞働と臨時の場合に於ける精神的の勞働とがある。人件費は此等の勞働に對する報酬より成る。

一　國家が官吏の勤務を得るには官吏の任命に依る。官吏の任命は公權の作用に外ならぬが、官吏となる人の意志を無視して之を爲すものではない。故に學者或は之を公法上の契約と云ふ。

(1)　官吏は特別服從關係に因り職務に忠實なる義務を有してゐる。故に國家は官吏に對し其の生活を保障せねばならぬ。是に於て俸給が生れて來る。

(2)　官吏が勤務を爲すに當り、諸地方に出張し實情を調査し又は事務の打合せを爲すの必要を生ずるから、官吏に旅費を給せねばならぬ。官吏が轉勤を命ぜられたるときも亦然りである。

二　普通勞働を得るには概ね雇傭契約に依る。この種の雇傭契約に依り勞働者の得べき報酬は普通の給料である、給料は勞賃の理論を以て之を律せねばならぬ。主として機械的勞働に服するものを傭人と云ひ、然らざるものを雇員と云ふ。

三　臨時の場合に於ける精神的勞働を得るには、國家が學識經驗を有し技術に熟達する者に一定の事務を取扱ふことを囑託するに依る。囑託委員講師の名を以てするものがそれである。國家は是等の勤務に對して手當、謝金、其他種々の名義に於ける給與を與ふるのである。

第二款　俸給費

俸給は官吏をして身分地位に應じて生活せしめるが爲めに國家の與ふる給與である。故に官吏が職を執る間は在職俸を支給せねばならぬのは勿論であるが、官吏が一時職を離れ、職務を執らずに居るも之に非職給を支給せねばならぬ。

第一項　在職俸

官吏の勤務を一の勞働と看做し俸給を一の勞賃と見る者もあるが、俸給を支配する原則は獨特のものである。勞賃は勞働の需要供給竝に勞働の能率に依つて決するものであるが、俸給は官吏志望者の數の多寡や其の自由競爭や又は官吏の働き振り如何に依りて決するものでない。官吏は其の職務に忠實でなければならぬ。自ら利を營みて生活の資料を得るの暇がない。是に於て官吏には俸給を與へ之をして地位相應の生活を爲すに差支へないやうにするのである。故に俸給は官吏が必須的欲望を充たすと共に地位相應の生活を爲すに要する資料の幾何であるかによりて之を決せねばならぬ。

第一　俸給の差等

俸給は、官吏の必須的欲望竝に地位的欲望を充たすに十分でなければならぬ。從つて少壯の士が初めて官吏に任命せられたときは比較的少額の俸給で差支ないが、官吏は家族の增加と地位の上進に依つて必須的欲望竝に地位的欲望を進めるから、職務の性質の重要となるに從つて俸給を增し、服務年限の長きに從つて俸給を多くせなければならぬ。

官吏には上下の階級がある。階級の高い者程重要なる職務を執るのを普通とする。俸給は官職の重い者程高くせねばならぬ。蓋し官職の重い者の地位的欲望は自然に高まらねばならぬからである。然し地位高き者に不相當に巨額の俸給を與へ地位低き者との間に甚だしき懸隔を生ずるのは宜しく無い。俸給は官吏の地位が同じき場合に於ても、職務を執る地方の如何に依り、又は職務の性質如何に依つて之を異にせなければならぬ。

服務年限の長きに從ひ俸給を上ぼす制度は種々あるが、大別せば三となる。第一は最古の式で、同一の官職を帶びる者を地方に依り俸給額を異にし、其の俸給の低い地方から初め年を經るに從つて俸給の高い地に移すのである。第二は各官職に對し俸給の平均割、最高限、最低限を定め、最高限最低限の間に幾多の階段を設け、初任者には最低限を與へ上級者の死亡し退官し轉任する場合に順次高き俸給に進めるのである。第三は最新式で、同一官職の俸給を數級に分ち、一定年限を經過する毎に上級者の異動に拘はらず上級の俸給に進ましめるのである。

俸給は官吏をして地位相應の生活を營ましめるのを趣旨とする。故に物價が騰貴し、生活費が高まるに從つて增俸すべく、物價が下落し生活費が低まるに至らば減俸すべきである。而して其の增俸を爲すに當りては其の俸給の本來の差等に鑑み斟酌を加へなければならぬ。

第二　加俸

俸給令の定める尋常一般の俸給を以てしては實情に順應して俸給支給の趣旨を貫くを得ない。普通の俸給に附加して相當の額を支給するの必要がある。是に於て加俸の制度を生じ、加俸に對して普通の俸給を本給といふのである。

加俸を給するのに三の場合がある。加俸は服務年限の極めて長く其の間の最高級俸を受けて尙ほ久しきに及ぶ者に之を給することがある。之を年功加俸と云ふ。加俸は執務地方の如何に依つて給することがある。之を任地加俸と云ふ。而して任地加俸は之を外國在勤加俸、植民地在勤加俸、內國任地加俸の三とすることが出來る。加俸は官吏の執る職務の性質に依つて給することがある。之を職務加俸と云ふ。一定の職を帶びる者に一般に之を給することがあり、又一定の職を帶びる者が特に一定の職務を爲す場合に之を給することがある。前者を一般職務加俸と云ひ、後者を勤務加俸と云ふ。

任地加俸竝に職務加俸は又官舍料の名を以て之を給することがある。蓋し官吏は體面を保つ爲めに相當の家屋に住居せねばならぬ。然るに借家料は地方に依り大いに異るから、官吏の生活費に懸隔を生ずる。之が均衡を保つためには官舍料を支給し地方に依りて其の額を異にする必要がある。官舍料は金錢に依り給與するものであるが、又實物に依つて之を支給することがある、官舍の支給は卽ちそれである。官舍の新築修繕が物件費に屬することは論ずる迄もない。

第二項　非職俸

官吏は故なくして免せられるべきでない。然し官制又は定員の改正に依りて過員を生ずるとき、若くは官廳事務の都合に依り必要なるときは、官吏は其の職務より離れねばならぬことあるべく、又官吏が懲戒委員會の審査に付せられたるとき、若くは刑事事件に關し告訴せられ告發せられたるときは、職務を執り得ないことがある。是に於て非職の制度を生ずるのである。非職俸が在職俸より低いことは妨げないが、在職俸と非常なる懸隔を生ずるは當を得たものでない。

第三節　移轉的經費

移轉的經費は國庫を經由して國民所得の移轉するに過ぎない經費を云ふ。公債費、年金及恩給費、補助費、社會費を其の主なるものとする。

社會費、公債費は既に第二章に於て之を論じた。唯公債費に就て注意すべきは、其の外國債の元利支拂は移轉的經費に非ずして消盡的經費なること、竝に公債の元利支拂は有償的經費に非ずして無償的經費と見るべきことである。

次に年金及恩給費は公債費に準じて見ることが出來る。官吏は全力を傾注して國務に盡さねばならぬが、事績を擧げること顯著なるに至つては、國家は之を褒賞し以て之に酬いねばならぬ。勳位竝に勳章を授ける如きは其一であるが、更には進んで或は一時金又は年金を給することがある。

第一款　年金及恩給費

年金及恩給費は遞信省費として支出せられてゐる。茲には專ら恩給につき說明する。

恩給とは、狹義に於ては退職又は退職の後に於て官吏が國家又は公共團體より受くる給與を云ひ廣義に於ては退官又は退職の後に於て官吏若くは其の遺族が國家又は公共團體より受くる總べての給與を云ふのである。故に廣義の恩給は狹義の恩給と扶助料とを包括するものである。

恩給は一時に支給することもあるが、年々之を支給するのが普通である。從つて恩給費は公債費に準ずべきものである。恩給は初め君主の特別なる恩惠に出で、之を與ふると否とは君主の自由意志に依り決せられた、後之を給するのが慣例となり、終に十九世紀の前半に於て、歐洲先進國は之を法律に於て定め、恩給を受けることを以て退官者若は退職者の法律上の請求權と爲すに至つたのである。

我が恩給法に依る恩給は、普通恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及び一時扶助料を總括するから廣義の恩給と見るべきである。

第一項　狹義の恩給

恩給は官吏が退官若くは退職の後、年々歲々受ける年金であつて、其の官吏は之を以て退官退職後に於ける生活を維持すべきものである。其の作用から云へば、勞働保險に類似する所がないでもない。然し其の本質に至つては全く異なり寧ろ俸給の延長と見ねばならぬ。恩給に關しては、國庫より獨立したる特別金庫を設け、官吏をして平素俸給の一部を割き之に納めしむる制度が存した。こは恩給を以て保險と同一視した爲めであるが、恩給は國家が退職者に與ふる年金に外ならぬから、國庫から之を支出せねばならぬ。然し我が恩給法には國庫納付金の制度が設けられてゐる。

恩給の性質は俸給の延長に過ぎぬから、恩給に對する請求權を與ふべきである。其の年限に達せずして退職する者は恩給を受くる資格がないから一時恩給の制度が必要となるのである。恩給は官吏が退官若くは退職の後に安んじて其の餘生を送り得ることを程度として之を定めねば

ならぬ。故に恩給額は在職年限の長くなるに從つて次第に之を增し、在職俸に近き額に達する樣に之を定むべきである。

第二項　扶助料

扶助料は在職竝に恩給を受くる者が死亡したるときに其の遺族に與ふる給與であつて、廣義に於ける恩給の中に含まれるものである。既に廣義に於ける恩給に屬すとせば、其の性質も恩給と異なる所なく、之を俸給の延長と觀ねばならぬ。然るに官吏が死亡した後に遺族の生活を安固にすると云ふ點より觀れば、生命保險と其の作用を同じうする如く見えるのである。

扶助料は恩給と同じく、初めは君主の恩典より發達したが、今日に於ては恩給と同じく、官吏の遺族の權利として之を請求し得るものである。年金としての扶助料は先づ寡婦に與ふべきである。之を寡婦年金と云ふ。年金は次に之を孤兒に與ふべきである。前者は寡婦の死亡する迄之を給すべく、後者は孤兒が相當の年齡に達するまで之を給すべきである。官吏の在職期間の長くない者に對しては死亡一時賜金の制度がある。我國に於ては之を一時扶助料と云ふのである。

扶助料は遺族の生活を扶助することを趣旨とする。遺族の生活は官吏の生前の生活よりも質素なるべきが故に、扶助料の額は恩給額よりも更に少なくして差支へないのである。

第三款　補助費

一　補助費は之を廣く解するときは政府が地方團體又は個人若くは私團體に對し種々の理由に依り交付する金額を總稱するのである。其の理由が產業を保護奬勵するに存するときは奬勵金の名を以て呼ぶことがあり、或は助成金といふこともある。又其の理由が經費の性質上國家の分擔を要するものであるといふに存するときは、或は分擔金といひ或は國庫負擔金といひ或は連帶支辨金ともいふ。又其の理由が植民地若くは公共團體の財政の補助に存するときは、或は之を經費補充金といひ或は補給金といふ。

國家より公共團體其他へ補助費を交付する形式より見て、或は國庫下渡金といふことがあり、或は交付金といふことがある。我國地方財政の統計にては、國庫下渡金は國民學校教員俸給分擔金及び警察費連帶支辨金を指し交付金は徵稅交付金を意味し、國庫補助金は其他の補助金を意味す。是に補助費といふは是等を總括し廣義に解するのであり、之に對し國民學校教員俸給分擔金、警察費連帶支辨金、徵稅交付金を除いたる補助費を狹義の補助費と名づけてよい。此等の補助費はそれぞれ特定目的を有してゐるが、地方財政調整を目的とし純財政的補助費として地方分與稅分與金が定められた。

二　補助費は種々の標準に依つて之を區別することが出來る。

第一に補助費は其の目的より見て、警察費補助、土木費補助、衞生費補助、社會費補助、勸業費補助、運輸費補助、文化費補助、國際的事業費補助、財政補助等に之を分つ。

第二に補助費は其の補助を受くる者より觀て、對地方團體補助費と對私人補助費とに區別することが出來る。對地方團體補助費は更に府縣に對する補助費と市町村に對する補助費と公共組合に對する補助費とに分つことが出來る。對私人補助費は公共團體以外に對する補助を總括する。

第四章　經費の伸縮

出づるを計り入るを定むといふ原則より出發すると、經費だに定まらば收入を工面せねばならぬことゝなる。處が收入の工面がつかぬことがあると、收入の限度に於て經費を定めねばならぬ。故に經費は其の國其の時の財政經濟の實情に從ひ、伸びもし縮みもしなければならぬ。之を玆に經費の伸縮といふのである。

經費を支辨すべき收入がなければ起債に依ればよいと言ふ者があらうが、收入缺陷ある毎に起債に依ると財政は亂れる。故に經費の性質に依り起債の許されるものと許されぬものとを區別せねばならぬ。斯の如く經費支辨方法の見地より經費を觀察すると、經常費と臨時費との區別が出て來るのである。

立憲國では、豫算は政府之を編成し議會の協贊を經て之を確定するを例とする。處で議會の經費査定には、經費を增加する權限を認めず、經費を廢除削減する權限のみを認めてゐる。而して經費の中には議會の自由に廢除削減し得るものと得ないものとが分たれ、そこに自由費と確定費との別が現はれて來るのである。

第一節　經常費と臨時費

第一款　經常費と臨時費との區別に關する學說

歲入歲出豫算に於て經常部と臨時部とが重要なる區分となつてゐる。歲出豫算のこの形式的分類たる歲出經常部と歲出臨時部に對し、實質的分類としては經常費と臨時費との分類をあげる事が出來る。經常費と臨時費との區別に關しては從來三の學說がある。其一は國法上より區別し、其二は財政上より區別し、其三は經濟上より區別するものである。

一　經常費臨時費の區別の標準を國法上に求める者は、確定の度を標準とする。卽ち經常費は議會の協賛を經て永く其の額の定まつてゐる經費にして、臨時費は年々歲々議會の協賛に依つて定まる變動的經費であると云ふ。此の區別は次節に述ぶべき確定費と自由費の區別に歸着するのである。

二　經常費臨時費の區別の標準を財政上に求める者は經費を支出すべき需要の起る時を標準とする。其の經費を支出すべき需要の起る時が連續的であるか否か、又それが豫見し得るものであるか否かに依り、此の標準は觀念上、三に分つことが出來る。卽ち連續性の有無を主とするものと、豫見性

を主とするものと、兩者を結び付けるものとである。此の三の標準は正確には同じものではない。然し多くの學者は趣旨に於ては連續性と豫見性とを結び付けて考へ、一定期を隔てゝ繰返されるから事前に豫見することを得るものと說明してゐる。いづれの說に依つても核心の思想は連續性に存してゐる。是に於て連續性に關聯して起る問題に就て吟味せねばならぬ。

第一に問題となるは如何なる期間に繰返されるかと云ふことに存する。若し其の期間を極めて短く解せば、如何なる經費も殆んど臨時費となる。之に反し其の期間を極めて長く解せば、如何なる經費も殆んど經常費となるのである。

第二に問題となるは、同一の偶發事件が長く繼續して容易に跡を絕たない場合に、之を經常費と見るか否かと云ふことである。例へば戰費は其の開戰の當時に於てこそ偶發的經費と云ふことが出來るが、戰爭の永引くに及んでは年々歲々繰返す經費となるのである。

第三に問題となるのは、同一偶發事件ではないが同じ性質を有する偶發事件が年々繰返される場合に、之を經常費と見るか否かである。斯の如き場合は風水害復舊費、營繕費等に於て之を見る。

偶發性を有する經費も統計學上に於ける大數の法則に依り、規律性を帶び實際に於て年々歲々繰返されるに年々歲々は繰返されないが幾年かの定期を隔

て繰返されるものに就ては、其の根抵に連續性が存するが故に臨時費よりも經常費の性質を有するものと見ねばならぬ。國に依つては斯の如き經費を一時的經常費と名づけ、連續的經常費と共に經常費の中に加へ、臨時費と區別してゐるものがある。

三　經常費、臨時費の區別の標準を經濟上に求むるものは、經費の效果の繼續を標準とするのである。此の說は、カール・デイーチエル（Carl Dietzel）に初まりワグネル（Wagner）、ナッセ（Nasse）、スタイン（Stein）に至つて大成した。ワグネル曰く、經常費は一會計年度內に國務を行ふが爲めに費される國家的生產に投ずる財の經費であつて、其の價値は總べて國家の給付と云ふ生產物に移るものである、換言せば、年々規則正しく國家の財政に放下する流動資本である。臨時費は之に反し不定期に生ずる巨額の經費であつて、其の支辨の結果は後の會計年度に及ぶものであると。此の說は固定資本流動資本の觀念に基づき臨時費と經常費とを區別せんとするものである。

四　以上の三の見解は各其の觀察點を異にしてゐる。第一の見解は採用すべきものでない。第三の見解に依れば、經常費とは年々規則正しく國家の財政に放下する流動資本であると云ふ。從つて年々繰返すべき經費となるのである。是れ正しく第二の見解に歸着するのである。又第三の見解に依れば臨時費とは不定期に生ずる巨額の經費にして其の支出の效果が後の會計年度に及ぶものであると云ふ。從つて年々歲々繰返されない經費となるのである。是れ亦第二の見解と齟齬しない。然し經常費、臨時費の區別は經費の支辨方法を定めるに必要であるから、此の見地よりすれば、第三の見解を採るのが可いことゝなるのである。

第二款　臨時費の種別

經常費が年々繰り返へされ經費の中心部分をなす事は云ふ迄もないが、臨時費は近來金額の上から見て亦性質の上から見て重要さを增して來た。思ふに國民經濟に於て流動資本に對し固定資本の地位が高まつて來たと同じ步調で財政に於ても經常費に對し臨時費が其の意義を加へて來たのである。臨時費は之を分ちて經濟的臨時費と非經濟的臨時費との二とする。

一　經濟的臨時費とは臨時費支出の效果が固定資本に變じて連續的利用の基礎となるものである。從つて次の會計年度に於ては經費支出の額を減ずるも、國家的生產力は却つて增進するの結果を生ずるものである。此の種の臨時費は更に之を私經濟的臨時費と國家經濟的臨時費とに分つ。

(1)、私經濟的臨時費とは、凡ゆる私經濟的事業の新設費、改良費を云ふ。土地、森林、鑛山、冶金場、製造場、鐵道其他の交通機關を買入れ新設し又は改良する爲めに放資するものである。ワグネル

の語を借りて云へば私經濟的投資費である。

(2)　國家經濟的臨時費とは、公共の福利增進の爲めに必要なる設備竝に營造物の新設改良に要する經費竝に國家的改革に伴ふ經費をいふ。此の經費支出の效果は無形の固定資本となり連續的利用の基礎となるものである。港灣道路等の新設改良の如き各種の土木費がこれに屬してゐる。學者は之を國家經濟的投資費と名づけてゐる。

二　非經濟的臨時費とは國家の目的遂行を妨げる一時的の變事に依つて生ずる經費が主なるものである。斯の如き經費を支出した效果は、固定資本を作ると限らぬ。甚だしきは財產竝に人力の損耗を來すものがある。災害費と戰費とが其の主なるものである。學者に依つては斯かる經費を不生產的臨時費と云ひ又狹義の臨時費と云ふ。之に對して經濟的臨時費を生產的臨時費と云ふのである。

第二節　確定費と自由費

一　確定費と自由費とは議會の議定權を標準として區別するものである。卽ち確定費とは法令又は契約に依りて國家が支出の義務を負ふ經費にして、議會の豫算議定權が其の爲めに制限せられるものを云ひ、自由費とは議會の豫算議定權を以つて自由に廢除削減し得る經費を云ふ。

(1)　英國に於ては從前種々の經費の爲めに特別の基金が設けられてゐたが、其の弊堪ゆべからざるに至り、之を整理して一基金とし、整理基金と稱した。整理基金より支出すべき經費は、整理基金費(Consolidated Fund Charge)と云ひ、英國議會は之を議するの自由を持たないことになつてゐる。是れ所謂確定費である。整理基金に屬せない他の經費は之を一般經費(Supply Service)と云ひ、之を豫算(Estimates)の形に於て議會に提出し、其の協贊を經るものである。是等の經費に關しては、英國議會は自由に廢除削減を爲すことが出來る。是れ所謂自由費である。

(2)　我國の憲法は確定費を規定してゐる。皇室經費、憲法上大權に基づける既定の經費、法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する經費が其れである。繼續費及び豫備費は確定費に準ずる。

(a)　皇室經費に關しては憲法第六十六條に「皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來增額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス」と規定してゐる。純然たる確定費である。

(b)　憲法上の大權に基づける既定の歲出及び法律の結果に由り、又は法律上政府の義務に屬する歲出に關しては、憲法は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ないと規定してゐる(六十七條)。大權に基づいて歲出の定まれるもの又は法律の結果に由り若くは法律上政府の義務に屬するものは、政府と雖も漫りに廢除削減に同意することを得べきものでない。既に定まれる政府

の義務は、法令を改廢し契約を變更するのでない限り之を履行せねばならぬからである。從つて此等の經費は確定費と見て差支へない。

（イ）憲法上大權に基づける既定の經費に就ては、學說が區々に岐れてゐるが、勅令又は條約に依り豫算議定以前に定まれる經費と解するのが穩當である。從つて實際に於ては行政府の單獨に決定するものである。文武官の俸給、條約に依つて負へる支出、賞勳年金、褒賞費等である。

（ロ）法律の結果に由る經費とは、特別の法律に依り支出の必要を認め且つ之が計算標準を定めたる經費である。是に特別の法律と云ふは、憲法施行前の布告類法律に依る委任命令をも含む。例へば恩給、徴兵費、國民學校教員俸給分擔金、特殊銀行補助費、航路補助費等である。

（ハ）法律上政府の義務に屬する經費とは、政府が契約其他の原因に由り法律上支拂の義務を負ふ經費である。公債元利支拂金、補助金、賠償金、諸拂戻金、傭外國人の給與の如きものである。

(c) 繼續費に關しては憲法第六十八條に「特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得」と規定してゐる。故に繼續費は一度之を可決し事業の繼續を認めたときは、後年度の豫算に於て、帝國議會は漫りに之を廢除削減することを得ない。但し政府が繼續費の年限を改め、從つて年額を變更する場合は此の限りでない。

(d) 豫備費に關しては、憲法第六十九條に「避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ」と規定してゐる。議會は豫備費の項を廢除することを得ない。只だ其の額を削減し得るのみである。故に豫備費は寧ろ確定費に準ずべきものである。

二　自由費と確定費との別は、財政上緊縮政策を行ひ經費を節減せんとする場合に於ても意義を有するのである。經費節減に就ては人多く天引論を唱へる、天引論は各省をして從來の經費より一定歩合を減ぜしめることを意味し、實行は比較的容易なる如く見えるが、理に於ては正しく無い。理に於て正しき經費節減方法は、經費の實質上より差別的節減を行ふ場合に於ては、自由費確定費の別が一標準と爲るのである。政府に於て經費節減を斷行せんとするときは、自由費に屬するものを多く切り棄て、確定費に屬するものにも多少指を染めねばならぬ。而して所謂確定費も議會の議定權を制限する程度に於ては一樣でない。此の見地より觀察すれば、皇室經費は絶對に之を節減することを許さない。憲法上の大權に基づける既定の歳出及び法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は、法令を改正するか契約を變更するかでなければ之を節減し得ない。繼續費に至つては、政府が從來定められたる年限を改め其の年額を變更して議會に提案すれば、其の年度割變更の程度に於て之を節減し得べきである。理論

よりすれば如何なる法令の改正も不能でないと云ひ得るが、其の改正の結果個人又は團體の既得權を奪ふが如きは政治上之を爲すべきでない。是が故に法律又は契約に由り政府の義務に屬する經費は節減し得ないものと謂はねばならぬ。公債の元利拂、恩給、諸拂戻金の如きは其の著しきものである。斯の如く論じ來れば、確定費の中に於て經費節減の餘地を存するものは、繼續費に在りと謂はねばならぬ。是れ經費節減を高調する者が繼續費の繰延に力を注ぐ所以である。

第五章　經費の地方的配分

經費を支出する主體は國家であるが總べての事務を國家固有の機關に於て獨占しないで、其の或るものは植民地又は地方團體に行はしめてゐる。而して此等の植民地又は地方團體は法人格を賦與せられ公法人として自己の名に於て政務を行ひ經費を支出するのである、植民地費又は地方費なるものが生ずる所以である。植民地費に對して本國の支出する經費を本國費と云ひ、地方費に對して中央政府の支出する經費を中央費又は狹義の國費と云ふ。而して本國費といひ中央費といふも各地方及び各植民地に地域的に支出せられるから、國家の經費は地域的に分配せられるものと觀ることが出來る。又本國費と植民地費との間に於ても中央費と地方費との間に於ても同一目的の行政の爲めに支出するのであるから、其の經費が重複することもあり、互に分擔する關係となることもあり、從つて一方の經費が他方の收入となることもあり、相互の間に財政上複雜の關係を生ず。

第一節　本國費と植民地費

植民地統治に關する經費は廣く植民費と云ふ。植民地の負擔となるものがあり、又本國の負擔となる

るものがある。前者を植民地費と云ひ、後者を他の母國の經費と併せて本國費と云ふ。

本國費と植民地費との關係は植民地統治の根本主義に依りて大いに異なる。植民地統治の根本主義より云へば、理論上吸利主義、州化主義、自治主義、撫育主義の四主義に分つことが出來る。近來の傾向は發達しない植民地を統治するには自治主義を以てし、發達した植民地を統治するには撫育主義を以てするのである。自治主義の下に於ては植民地財政は獨立し、撫育主義の下に於ては本國が補助するのを通例とする、然し植民地財政の獨立は、植民地の收入が植民地固有の經費を負擔して餘りあり、從つて植民地經費補充金の制度は其の必要を見ないといふに過ぎぬ。まして植民地財政の獨立せざる處に於ては、經費補充金以外に植民費を本國の豫算に計上することが稀でない。是に於て植民費が本國と植民地との間に於て如何に負擔せらるべきかの區分を明かにせねばならぬ。

一　植民費の負擔關係に關しては形式論と實質論との二つの學說がある。形式論は經費に關する發案權若くは裁決權を標準とし、植民地機關が自己の發案に依つて管掌する行政の經費を植民地の負擔とし、本國が自己の名を以て管掌せんとする行政の經費を母國の負擔とするのである。實質論は經費が何れの利益を目的とするかに依つて之を分ち、母國の爲めにする行政費は母國が之を負擔し、植民地の利益の爲めにする行政費は植民地が之を負擔すべきであると云ふ、從つて後者は地方團體の固有事務費の性質を帶ぶるものである。

二　理論上の區別は斯の如く容易であるが、實際上の問題としては植民地獲得費、植民地騷亂鎭定費、國防費、聯絡交通機關費、植民地監督費竝に植民地中央行政費の五つを分つべきである。

(1)　植民地獲得費は本國一般の利益の爲めにするものであるから、本國の負擔とすべきである。

(2)　植民地騷亂鎭定費は植民地獲得の際にも之を必要とし、植民地獲得の後にも之を必要とする。前者は自ら獲得費中の一項を爲すものであり、後者は植民地の國防費と關連して考察すべきである。

(3)　植民地の國防費の中で海軍費及び駐屯軍隊費は本國の負擔とするのが妥當であるが、植民地の民兵費に至つては其の地方の警備に任ずるを目的とする限り植民地の負擔として宜しい。

(4)　聯絡交通機關費は本國の負擔と爲すのが妥當である。

(5)　植民地監督費は本國に於ける植民地監督機關に關する經費であつて、植民地中央行政費は植民地に於て本國を代表する中央行政機關に關する經費である。植民地監督費は、本國一般の利益の爲めに支出し本國の負擔とすべく、植民地中央行政費は一般利益と植民地利益と何れを重しとするかに依つて之を決す。

三　植民地を有する諸國の實際を見るに、何れも本國に於て植民地監督機關を存し其經の費を本國

の負擔としてゐるが尤も植民地監督機關は國に依り必ずしも一樣でない。或は外務省或は拓務省或は特定の植民地に對して特定の機關を設けるものがある。第一の場合は外務省費の一部が植民費と爲り、第二第三の場合は拓務省費又は特定植民地費の全部が植民費を形づくり其の額が比較的多くなるのである。植民地監督費の外、本國が如何なる經費を負ふかに至りては一概に論ずることを得ない。我國にては本國費植民地費の區別を採らず獨自の標準より內地費外地費の區別を設けてゐる。我國の外地費は一般會計に屬する經費と各外地特別會計に屬する經費とに分れる。一般會計に屬する經費は主として大東亞省費及內務省費に屬し內地費を形づくり、特別會計に屬する經費は外地費を形づくる。

第二節　中央費と地方費

第一款　中央費と地方費との限界

中央費とは中央政府の經費にして地方費とは地方團體の經費である。此の區別は專ら單一國に行はるゝものであつて、複合國に於ては中央費を更に聯邦費と支分國費（又は州費）とに分ち、從つて聯邦費と支分國費（又は州費）と地方費との區分が生ずるのである。

一　中央費と地方費との關係を明かにするが爲めには、中央政府と地方團體との間に於ける職分の限界を明かにせねばならぬ。學理上から云へば、中央政府は國民一般の利益に關する政務を以て其の職分とすべく、地方團體は地方團體住民の利益に關する政務を以て其の職分と爲すべきである。如何なる事務が國民一般の利益に關し、如何なる事務が地方團體住民の利益に關するかは、時代に依つて異なるのである。今日に於ては國防費、法務費は大體中央費に屬し、福利費、文化費は中央費と地方費に分屬するものといふことが出來る。かくの如く中央費と地方費とは經費の性質により原則的に區分する事が出來るが、決して正確なる限界を樹て得ないのである。その原因の第一は財源の問題であつて國家と地方團體とが財源を如何に區分してゐるかが逆に中央費と地方費との限界に影響するのである。その原因の第二は歷史的事情であつて、主要財源を國家の手に收め中央費に重點を置く國があると共に、主要財源を地方團體に與へ地方費に相當の意義を認める國もある。

二　地方住民の精神上、身體上、經濟上の利益を增進する事務竝に地方團體成立の爲めに必要なる組織と材料の供給とに關する事務は、固より國家の事務に相違ないが、苟くも地方團體の存立を許す限り、地方團體の本來の事務として之に任かさねばならぬ。故に學者は之を固有事務と云ふ。然るに國家は特別の理由に依り國政事務卽ち國民一般の利益に關する事務をも地方團體若くは地方團體の機

關に委任することがある。斯かる事務を委任事務と云ふ。從つて地方費は固有事務費と委任事務費とから成り立つてゐる。

三　固有事務費、委任事務費の區別に似て非なるは義務費、任意費の別である。

義務費とは地方團體の必要事務に關する經費である。地方團體が必要の有無を認定する自由を有せず、必ず之を行はねばならぬ事務である。從つて所謂委任事務は必要事務であるのが自然である。然し固有事務と雖も、法が特別に地方團體に執行の義務を負はしめるときは必要事務となるのである。義務費は監督官廳の强制により必ず地方豫算に計上せねばならぬ。

任意費とは地方團體の任意事務に關する經費である。任意事務とは、地方團體が其の必要の有無を認定することが出來る事務にして法に依つて强制せられない事務である。法に依つて强制せられない事務と云ふのも、固より地方團體存在の目的の範圍内に存し、住民の精神上、身體上、經濟上の利益を增進する爲めの事務であることを要する。所謂民福增進、文化進捗の爲めにする行政は之に屬す。

四　地方團體の固有事務は地方團體組織法に依つて一般的に地方團體に其の事務を任かせられるのが常であるから、地方費は之に依つて其の範圍を一定することが出來る。處が委任事務は其の時の法令に依り地方團體に委任せられるから其の事務は段々に多くなつて來てゐる。それに從つて地方費は

愈〻膨脹するのである。然し中央費は地方に委任する程度に於て比較的減少すると云ふことが出來、國費の地域的配分に變動を生ずるのである。

第二款　我國の中央費と地方費

一　諸國は地方團體の組織を異にし、從つて地方團體に委任する事務の範圍を異にするから、中央費と地方費との配分は時代に依つて異なる。地方團體に委任する事務の範圍は、主として中央集權主義か地方分權主義かにより異なる。是等の政治主義は畢竟歷史の産物に外ならぬが、又政黨の消長と國民の自治能力の發展とに依つて變ずるものである。今列强に就て之を見るに英國の如く地方分權主義を採るものと、佛國の如く中央集權主義を採るものとを區別することが出來る。前者に於ては地方團體の固有事務が多く、其の地方費は自然に多い。後者に於ては地方團體の固有事務は寧ろ少なく、地方費は比較的少ない譯である。然し第一次歐洲戰後に國防費公債費の激增するに伴ひ、中央費が國費に占むる割合增加し、地方分權主義の英國に於てさへ中央費が遙かに地方費を壓するに至つた。

二　我國の地方團體としては道府縣と市町村とがあり、更に目的團體として普通水利組合、水害豫防組合、北海道土功組合の公共組合がある。我國の地方團體の經費の外に區費

協議費を考慮に入れねばならぬ。我國地方團體の行動に就ても固有事務と委任事務とがあり、從つて地方費の中に固有事務費と委任事務費とがある、委任事務費は多く義務費である。我國各地方團體の經費を見るに、教育費（學校費、幼稚園費、博物館美術館動植物園費、男女青少年團費、體育費、圖書館及文庫費等）、土木費（道路橋梁費、治水堤防費、用惡水路費、水面埋立費、河川港灣費、災害豫防及復舊費、土木受託事業費、土木費負擔分擔金等）、衞生費（傳染病豫防費、汚物掃除費、屠場費、隔離病舍費、療養所費、）、勸業費（各種產業奬勵費、生產物市場費、商品及物產陳列所費、害蟲驅除豫防費、獸疫豫防費、產業試驗所費、博覽會共進會品評會館費、造林費、荒廢地復舊費、用排水費、產業奬勵費等）、社會事業費（救助費、日用品市場費、職業紹介所費、結婚紹介所費、人事相談所費、感化救濟費、部落改善費、保育所費、簡易宿泊所費、公營質屋食堂浴場、住宅費、家計及勞働調査費、精神病者看護費、行旅病人取扱費等）、電氣及瓦斯事業費、水道事業費、警察費、役所及役場費、都市計畫費、公債費を骨子としてゐる。是等は組織費を別にすると主として文化費福利費に屬してゐるが、地方團體の固有事務費として認められたるものと、法令に依り各地方團體に委任せられたる所謂委任事務費に屬するものとがある。現に警察費は法務費であるから國費で支辨せねばならぬものであるが、警察の事務の一部は府縣に委任せられてゐるので、警察費は府縣に取つては委任事務費である。

一體國務は地方團體に委任せられても、全然國家との交涉を絶つものではなく其の經費に至つては國家が負擔を分たねばならぬものが少なくない。又福利費文化費の如きは其の性質上地方費たると同時に國費たるものである。從つて是等の經費は國家と地方團體との間に分擔せられ、更に又各地方團體の間に分擔せられてゐると謂ふことが出來る。是等の經費が如何に國家と地方團體との間に更に各

地方團體の間に分擔せられるかを見るに、原則として經費支辨の局に當るものが國家であるか、府縣であるか、市町村であるかに依り四種の態樣を生ずる。

(1)　國庫支辨を原則として地方團體をして其の一部を分擔せしめるもの、例へば數府縣に涉る河川の改修竝に砂防工事に關する經費の如きものであつて、斯の如き場合に於ては地方團體は其の分擔すべき額を國庫に納めねばならぬ。或は之を公共團體分擔金と云ひ、或は之を公共團體納付金と云ふ。何れにするも公共團體の支出となり、國庫の收入となるものである。

(2)　府縣支辨を原則とし國庫又は市町村が分擔するもの、例へば一府縣を流れる河川の改修竝に砂防工事に關する經費、警察費、國民學校教員俸給費、中等教育費、感化費の如きものである。斯の如き場合に於ては、國庫も市町村も其の分擔すべき金額を府縣金庫に納めねばならぬ。國庫より見れば補助金となり、市町村より見れば納付金又は分擔金となるのである。

(3)　市町村支辨を原則として國庫又は府縣が其の一部を分擔するもの、例へば國民學校教育費、害蟲驅除豫防費の如きものである。斯の如き場合には國庫又は府縣は其の分擔金を市町村に交付せねばならぬ。多く補助の形式を採つてゐる。

(4)　國庫竝に各地方團體が部分的分擔を爲すもの、例へば傳染病豫防費、獸疫豫防費、畜牛結核豫

防費の如きである。此の場合に於いては國庫と各地方團體とが分擔すべき範圍及び程度は各法律に於いて之を定めてゐる。

以上述べた經費分擔の原則に依れば、地方費の眼目たる警察費、教育費、土木費、衞生費は概ね國家と地方團體との間に若くは上級地方團體と下級地方團體との間に分擔せられるものと云ふことが出來るのである。

中央費と地方費とを對照して注意すべきは、中央費が收入と獨立して存する施政費を中心としてゐるに反し、地方費が收入と關連して始めて意義を有する事業費を中心としてゐる事である。此等の事業費は地方費の中でも市費に顯著に現はれ特に六大都市の如きは電氣及瓦斯事業費が經費總額の第一位を占めてゐる有樣である。事業費は收入と結ぶ事によりて理解し得るものであるから其の關聯してゐる收入と竝べて特別經濟に編入せられるのが常である。

三　最後に我國の地方費中に含まれてゐる主要國政事務費を一瞥したい。道府縣費について見るに神饌料、幣帛料(神社費)、師範學校費、國民學校教員俸給恩給及住宅補助費(教育費)、國道費、河川費、砂防費(土木費)、各種傳染病豫防費(衞生費)、救護費、行旅病人死亡人諸費、精神病院及同病者監護費、少年救護院費(社會事業費)、警察費、警察廳舍建築修繕費(警察費)、地方官々制、北海道廳官制、警視廳官制、都市計畫委員會官制に依る官吏の俸給(職員費)、費用辨償、備品費、消耗品費、通信運搬費(衆議院議員選擧費)、公報發行費、揭示場費(諸達及揭示諸費)、都市計畫地方委員會費(都市計畫費)、道府縣廳舍建築費同修繕費(道府縣廳舍費)、地方森林會費、地方測候所費、農林水產物及商品檢査費、蠶絲取締費、獸疫及畜牛結核豫防費(勸業費)等がある。市町村の負擔する主なる國政事務費としては國民學校費、青年訓練所費(教育費)、國道費(土木費)、傳染病豫防費(衞生費)、救護費、職業紹介所費(社會事業費)、水火消防費(警備費)等がある。

此等の主要國政事務費の外に監督官廳よりの通牒若くは國家の政策に順應して計上したる經費が少くない。大都市經費の膨脹の原因も一は國政事務費の增加に求めることが出來る。この現狀を續けて行くと地方費の激增を招き地方財政を困難ならしめる虞があるから、その對策として國家財政より地方財政に對し補助費、交付金、奬勵費、警察費連帶支辨金等を交付すると共に地方分與稅分與金を分與してゐる。

第六章　經費の原則

經費は國家行政の反映である。故に經費の範圍は國家行動を何れの點に限るかに依りて定まる。國家行動を何れの點に限るかは政治問題に外ならぬ。故に經費は政治現象を形づくるものである。同時に經費は財政の出發點である。更に經費の範圍大小が一度定まると、經費の支出は個人經濟に影響し又延いて國民經濟に影響する。經費が個人經濟に影響する結果は個人の營利竝に所得の關係に變更を來し其の社會的地位を動かす事となる。かくて經費は一方に政治現象であると同時に、他方に財政現象であり、經濟現象であり、社會現象である。從つて經費の原則も政治的原則、財政的原則、經濟的原則、社會的原則の四つとする事が出來る。

一　政治的原則は經費の範圍を決定する原則である。通說に依れば、國家の爲すべき事務は左の三つにして、之に要する經費は必ず之を支出せねばならぬ。

第一に私人又は私團體の爲すべからざるものは國家自ら當らねばならぬ。

第二に私人又は私團體の力を以て絕對に若くは完全に爲し得ないものは國家自ら當らねばならぬ。

第三に私人又は私團體の爲すことを欲せないものは國家自ら之を營まねばならぬ。

此の說は畢竟國家行動の範圍から經費の範圍を定めんとするに外ならぬ。國家の行動範圍から經費の範圍を定めようとすれば、國家の目的若くは職分の何たるかを解釋することが捷徑である。國家の目的は、今日の文化國にありては武力目的、法律目的、福利目的、文化目的に歸着する。此の目的を遂げる爲めに要する經費は、之を支出せねばならぬ。私人の爲すべからざるもの、爲し得ざるもの、爲すを欲せざるものは、國家自ら之に當らねばならぬ。是等に關する經費は、所謂必要費である。國家は此の必要費を超えて經費を支出してはならぬかと云ふに、さうでない。苟くも民福を增進し文化を進捗する目的の爲めであれば、私人の爲し得るものでも、國家が之を爲して尙ほ有益である以上は之が爲めに經費を投ずることを惜むべきでない。而して是等の爲めにする經費は所謂有益費である。

尙、此等の經費を支出するに當つては豫め豫算に組み議會の協贊を經て、更に支出の後に決算を議會に提出すべしと云ふ事を Canon of Sanction として經費の原則中に數へる學者がある。

之を要するに、武力目的、法律目的、福利目的、文化目的の爲めにする經費にして所謂必要費、有益費に屬するものは立憲的手續を經て之を支出せねばならぬのである。

二　經費の範圍は政治的原則に依つて大體定まるが、其の範圍內に於て經費額を決定するは財政的原則に依らねばならぬ。財政が國家其他の權力團體の經濟である以上は、其の財政の方針は第一には

經濟主義に從はねばならぬ、第二に經費相互の間の調和をはかるべきである。第三には收入と睨み合はせて收支の均衡を得なければならぬ。

第一、經濟主義に從ふといふは、成る可く僅少なる經費を以て成る可く大なる結果を得ることを期する事である。換言せば一定の目的を達するに成る可く少なき經費を以てすることに努めねばならぬ。是に濫費を戒め節約を旨とする原則（Canon of Economy）を生ずる。斯の如く經費は節約主義によらねばならぬが、經費を惜むに過ぎ却つて惡結果を生ずるに至りては之を非とせねばならぬ。

第二に特定の經費に偏重することなく、國家全體の立場より見て凡ての國家目的を緩急の順序に應じ調和的に達成し得る樣に經費を按配せねばならぬ。Canon of Benefit と呼ばれてゐる。

第三に、收支の均衡を得なければならぬことは財政の本質より來る。處で國家の收支は動もすれば均衡を失はんとする虞れがある。收入が支出に超ゆる場合は自然に剩餘を生じ問題とならぬが支出が收入に超ゆる場合には、收入を增すか經費を制限するかの外ないのである。Canon of Surplus が生れる所以である。支出經濟は收入經濟を支配すといふ原則より出發すると、此の場合に於ては增收を圖るべきである。然し財政經濟の狀態如何に依つては、增稅することが出來ない場合、增稅の望ましからぬ場合、起債の宜しくない場合があるから、斯かる場合には經費を制限するの方法を講ずべきである。是が故に收支均衡の根本主義より出て行くと、增收の方針を是認せねばならぬと同時に緊縮の方針をも是認せねばならぬ。

三　財政は國民經濟の基礎の上に立つものであるから、經費の支出に依つて國民經濟を培養すべく決して之に打擊を與へてはならぬ。そこで第一に經費の支出は經費の經濟的性質に從つて鹽梅せねばならぬ。第二に經費の支出は國民經濟政策と調和を保たねばならぬ。經濟的原則が之である。

第一に經費の經濟的性質に從つて其の支出を鹽梅する爲めには、經費の經濟的性質を明かにせねばならぬ。經費の經濟的性質に關し嘗て一世を風靡した說は消費說にして、國家の行爲は不生產的であるから國家行動に依り費す所は全然消費に歸すといふのであつた。消費說が勢力を失ふと共に生產說が現はれたが、生產說の中にも初めは生產力說が行はれ、其の後資本家的生產說が出て、更に再生產說が現はれ、今日廣く行はれてゐるのは新生產說である。其の說に依ると、國家は其の人民より財を取り、之に依つて各人民に歸屬すべき他の財として國家の給付卽ち無形財を生產するといふのである。然し國家は無形財の生產をなすと共に有形財の生產にも參加してゐることを忘れてはならぬ。要するに國家經費は大體に生產的經費といふことが出來る。其の中に無形財の生產に投ぜられる經費と有形財の生產に投ぜられる經費とが有る。而して政治的原則の立場よりして或種の不生產的經費も存在せ

ねばならぬ。然し經濟的原則の見地よりせば不生産的經費は成る可く之を抑へ有形財の生産に投ぜられる經費については投資とか運用とかの經濟理論に從ひて之を支出せなければならぬ。

第二に經費の支出は國民經濟政策と調和を保たねばならぬ。有形財の生産に於ては多く營利的經營となり、其の之より生ずる收入を以て其の經費を支辨することが出來るから、斯の如き經費は財政を煩すことなく毫も非難する所はないやうであるが、其れが民業と競爭して之に打擊を與へるに至つては明かに國民經濟政策と背馳するに至るのである。但し獨占的事業であるとか其の他官業の正當なる範圍に於てはたとへ民業の利益と相反しても已むを得ない。要するに經費にして國民經濟の發展を促がすものは之を歡迎すべく、國民經濟を害するものは避くべきである。次に經費支出の方法に關しても亦國民經濟的影響を顧慮せねばならぬ。若し單に財政關係のみを見て國民經濟に對する影響を度外視せん乎、國家の需要する物件は之を最も低廉なる地に求むべく、外國品が廉價であるときは外國市場より購入して內國市場を顧みないであらう。然し產業保護政策と調和するが爲めには、經費は成る可く國內に支出せねばならぬ。勿論之には例外がある、卽ち他の經濟政策と步調を一にする必要あるときは外國に支出するを許さねばならぬ。國內に工業資源が豐富でない場合に、國家が之を國外より購入する如きは其の主なるものである。第三に考ふべきは景氣政策との關係である。購買力を吸收する必要ある時に努めて經費を切りつめて國民經濟の安定をはかり、購買力增加の必要ある時は時局匡救事業費を豫算に組み以て國民經濟を振興せしめねばならぬ。要するに經費支出を爲すに當りても、國家は他の經濟政策を妨げず之と協調するの方法に出でねばならぬ。

四　經費の社會的原則は經費配分の問題である。經費の配分は正義に適はねばならぬ。卽ち經費が各地方の間に普ねく配分せられて宜しきを得ねばならぬ。之を普遍の原則と名づくることが出來る。次に國家の經費は一階級に偏せず總べての階級に通じて之を支出せねばならぬ。換言せば經費支辨によりて國家の爲す行爲は、あらゆる階級を利するものでなければならぬ。勿論特定の經費は特定階級の利益に關し他の階級と沒交涉たるものであらうが、國家は種々の經費を種々の階級に配分することを努めると同時に、特定の經費も之を支出するの結果が成る可く諸階級に配分せられるやうにすべきであり、更に同一階級にありても成る可く多くの人に行渡らしむることを努むべきである。

第七章　經費膨脹の法則

一　近世文明國の經費は膨脹する趨勢を示し、洋の東西を問はず、其の國の國體政體の如何を論せず、等しく之を見る所である。そこで經費膨脹の趨勢を歸納的に論證することが出來る。然らば文明諸國の經費は何故に斯の如く膨脹するかと云ふに、其の理由は之を尋ねるに難くない。そこで經費膨脹の趨勢を演繹的に論證することが出來るのである。經費膨脹の趨勢はロッセル之を唱道し、エーヘベルグ、ワグネル、ルロア・ボリユウ、レヲン・セー、バステーブル、アダムス、イリー、バロックニッチ、フロラ、グラチアニ等が之に和し、財政學者の定論となつたのである。

二　經費膨脹の趨勢は歐米の財政史に於ても又我國の財政史に於ても之を證明することが出來る。試みに最近二十五年間の英、米、佛、獨、伊の諸國の國費を一般會計について調べると、多少の例外はあるが膨脹の一路を辿つてゐる。千九百十四年より千九百四十年までの二十五年間は世界情勢の變轉極まりなき時期であつて、加ふるに物價の激騰激落に基く貨幣購買力の變動が起り、從つて歲計の數字の比較に當つても愼重なる考慮を必要とする。然し次の表の示すが如く大體に於て經費の膨脹の趨勢を覗ふ事が出來る。

＊國庫歲出は昭和十七年度迄は決算、昭和十八年度は豫算とす。一般會計歲出のみにして特別會計歲出を含まず。
＊＊地方歲出は昭和十五年迄は決算、昭和十六年度昭和十七年度は豫算をとる。道府縣歲出は昭和五年度迄は普通經濟歲出のみにして特別經濟歲出を含まず。昭和六年度以後の道府縣歲出と、全期間を通じての市町村歲出とは普通經濟歲出と特別經濟歲出との純計である。

年度	國庫歲出＊	地方歲出＊＊	國庫歲出內譯別（%）＊			
						日本銀行調東京卸賣物價指數
昭和一	一、五七八、八二六	一、八九〇	一、六一八、〇九七	三、六八七	五八	二七	一五	二三六・七
昭和二	一、七六五、七二三	二、一一三	二、〇〇〇、八〇五	四、五六〇	五六	二八	一六	二三四・七
昭和三	一、八一四、八五五	二、一七二	一、九二四、六九二	四、三八六	五五	二九	一六	二三六・七
昭和四	一、七三六、三一七	二、〇七八	一、七三七、七八三	三、八九六	五五	二九	一六	二二九・八
昭和五	一、五五七、八六三	一、八六四	一、七七五、〇六五	四、〇四五	五四	二八	一八	一八一・〇
昭和六	一、四七六、八七五	一、七六八	一、六四六、三二八	三、七五三	五五	三一	一四	一五三・〇
昭和七	一、九五〇、一四〇	二、三三四	一、九二〇、六八五	四、三七七	五三	三五	一二	一六一・一
昭和八	二、二五四、六六二	二、六九八	二、八〇四、四四〇	六、三九一	四六	三九	一五	一七九・五
昭和九	二、一六三、〇〇三	二、五八九	二、四四一、七七七	五、五六五	四〇	四三	一七	一七七・六
昭和一〇	二、二〇六、四七七	二、六四一	二、三七七、三五一	五、四一八	三六	四七	一七	一八五・五
昭和一一	二、二八二、一七五	二、七三一	二、九八七、二八〇	六、八〇八	三六	四八	一六	一九七・五
昭和一二	二、七〇九、一五七	三、二四二	二、三二二、五六七	五、二九三	三九	四七	一四	二三八・二
昭和一三	三、二八八、〇二九	三、九三五	二、四三〇、三三三	五、五三八	五〇	三五	一五	二五一・三
昭和一四	四、四九三、八三三	五、三七八	二、六六六、六二〇	六、〇七七	四九	三六	一五	二七七・五
昭和一五	五、八六〇、二二三	七、〇一四	三、一二三、三二五	七、一一八	四七	三八	一五	三一一・三
昭和一六	八、一三三、八九一	九、七三五	三、七八〇、七三六	六、三三七	四八	三八	一四	三三〇・二
昭和一七	八、二七六、四七五	九、九〇五	三、一八五、〇一九	七、二五八	八〇	一	一九	三五五・〇
昭和一八	一四、四五九、九〇八	一七、三〇六			八四		一六	三七六・〇